

第 2 期 浜田市 子ども・子育て支援事業計画

令和 2 年度～令和 6 年度

育もう 自分とみんなを大切にする“浜田っ子”
～家庭が育て、地域社会が支えるまちへ～



令和 2 年 3 月
浜 田 市

はじめに

近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、子育て中の保護者が、祖父母や近隣の住民などから子育てに対する助言や支援を得ることが難しくなっています。また、少子化の進行により、乳幼児期に異年齢の中で育つ機会が減少するなど、子どもの育ちをめぐる環境も変化しています。

こうした中、子どもが安心して育まれるとともに、子ども同士が集団の中で育ち合うことができるよう、また、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、子育て中の保護者がしっかりと子どもに向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう支援していく環境づくりが必要です。

浜田市では、平成 27 年 3 月に「浜田市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、市の重点施策である子育て支援を推進してきたところですが、計画期間が令和元年度で満了となることから、計画の評価・検証等を行い、令和 2 年度以降の「第 2 期浜田市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

本計画では、「育もう 自分とみんなを大切にする“浜田っ子”～家庭が育て、地域社会が支えるまちへ～」を引き続き基本理念として掲げ、今後 5 年間で必要とされる子育て支援のサービス量を把握し、その供給体制を明らかにするとともに、新しいニーズに対応した子育て支援を推進し、すべての子どもが健やかに心豊かに育つよう取り組むべき施策を総合的、体系的に取りまとめております。

なお、本計画を推進していくためには、行政はもとより市民や関係団体の皆さんとの連携が不可欠になります。今後とも皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました浜田市保健医療福祉協議会及び浜田市子ども・子育て支援専門部会の委員の皆さん、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆さん並びにヒアリング調査にご協力いただきました事業所の皆さん及び関係団体の皆さんに心から感謝申し上げます。

令和 2 年 3 月

浜田市長 久保田 章市

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨と背景	1
2 計画の法的根拠と位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 策定体制	4
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	5
1 統計による浜田市の状況	5
2 教育・保育や子育て支援に関する現状	11
3 アンケート結果の概要	17
4 第1期子ども・子育て支援事業計画の評価	29
5 現状と課題を踏まえた子ども・子育て支援の方向性	31
第3章 計画の基本理念	34
1 計画の基本理念	34
2 計画の基本目標	35
3 重点的な取組施策	36
4 施策体系	37
第4章 施策の展開	38
基本目標1 子ども～自分とみんなを大切にする“浜田っ子”を育みます～	38
基本目標2 家庭～喜びを感じられる、ゆとりのある子育てを支えます～	51
基本目標3 地域～地域の人々で、安心・安全な子育て環境を整えます～	65
第5章 目標事業量と確保の方策	75
1 将来における子どもの数の推計	75
2 教育・保育提供区域の設定	77
3 教育・保育の事業量の見込み	78
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み	81
5 教育と保育の一体的提供に向けた市の考え方	90
第6章 推進体制	91
1 計画の推進にあたって	91
2 計画の推進体制	92
資料編	93
参考資料1 委員等名簿	93
参考資料2 協議会等規則	95

第 1 章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨と背景

わが国の少子化は急速に進行しており、合計特殊出生率は平成 28 年から 3 年連続で低下し、平成 30 年では 1.42 となっています。

子育てを取り巻く地域や家庭の状況は変化し続けており、女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、子育て不安を抱える保護者が増加しているなど、社会全体で子ども・子育て支援を推進していくことが求められています。

国では、平成 27 年度から、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための新たな制度が開始されています。また、平成 28 年 6 月には「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、「希望出生率 1.8」の実現に向け、多様な保育サービスの充実や働き方改革の推進等、多角的な視点から対応策を講じる方針が掲げられています。さらに、令和元年 5 月に可決・成立した「改正子ども・子育て支援法」を根拠法とし、令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化が実施されています。

また、子どもの貧困対策については、令和元年 6 月に可決・成立した「改正子どもの貧困対策推進法」において、市町村の「子どもの貧困対策計画」の策定が努力義務となり、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進する動きが進められています。

浜田市（以下「本市」という。）では、これまで「浜田市次世代育成支援行動計画」（平成 22 年 3 月策定）、「浜田市子ども・子育て支援事業計画」（平成 27 年 3 月策定）に基づいて、子ども・子育てに関する施策を総合的に推進してきました。

このたび、「浜田市子ども・子育て支援事業計画」が、令和元年度で計画期間が満了となることに伴い、近年の社会潮流や本市の子どもを取り巻く現状、計画の進捗状況を確認・検証し、すべての子どもが健やかに育ち、また、安心して子どもを産み育てることができるよう、「第 2 期浜田市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

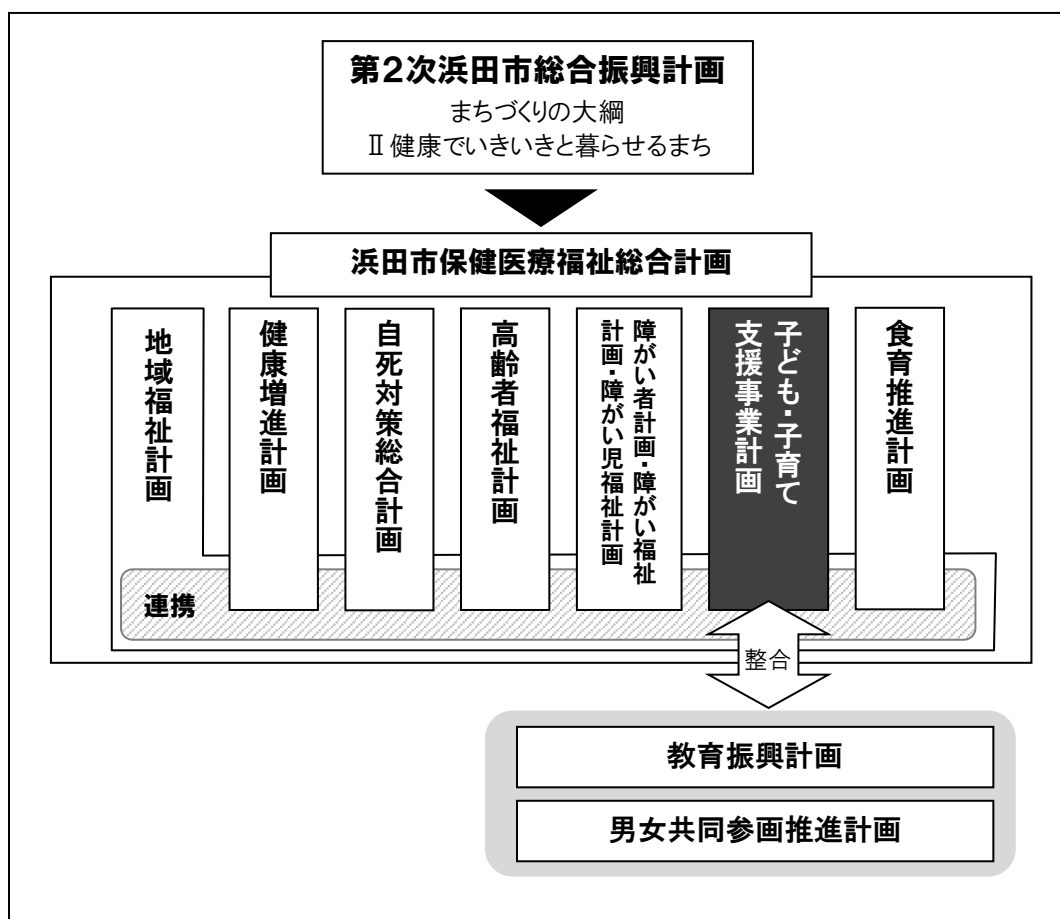
2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画で、本市の子ども・子育て支援にかかる総合的な計画として策定するものです。また、「次世代育成支援対策推進法」第 8 条に基づく市町村行動計画及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第 9 条に基づく市町村計画にも位置づけ一体的に策定します。

策定にあたっては、上位計画である「第2次浜田市総合振興計画」や、その他関連計画との整合性を図ります。

加えて、平成 30 年9月に文部科学省、厚生労働省から示された「新・放課後子ども総合プラン」において、市町村子ども・子育て支援事業計画に盛り込むべき内容が定められているため、本計画の中で定めていきます。

■計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。計画の最終年度である令和6年度には、計画の達成状況の確認と見直しを行います。

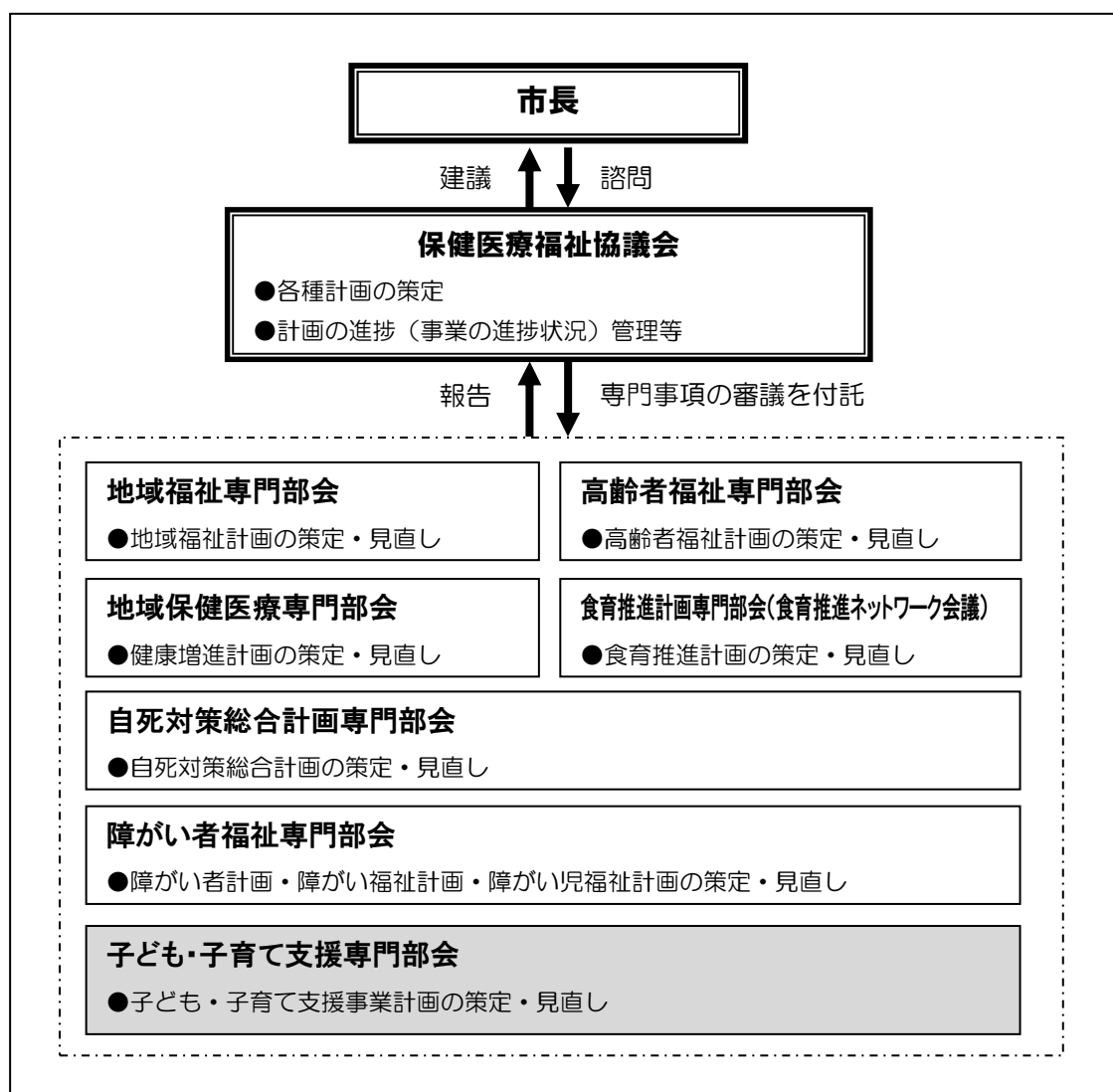
(年度)								
平成 30 2018	令和元 2019	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026
第1期		第2期浜田市子ども・子育て支援事業計画						
						評価・ 次期計画策定	次期計画	

4 策定体制

本計画の策定にあたっては、浜田市子ども・子育て会議の機能を担う浜田市保健医療福祉協議会において出た有識者や教育・保育の関係者、市民等の意見を踏まえ検討・策定しました。また、重要事項や詳細な項目については、浜田市子ども・子育て支援専門部会にて協議し、保健医療福祉協議会との調整・連携を図りました。

また、市民向けのアンケート調査により把握した、子育てを取り巻く状況や子育て支援に関するニーズに加え、子育て支援団体や事業所へのヒアリング調査等により、現場の職員が認識する課題や今後のサービス意向を把握し、計画策定への基礎資料としました。また、パブリックコメントを実施することで、市民の意見を広く聴取する機会を確保しました。

■策定体制イメージ図



第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

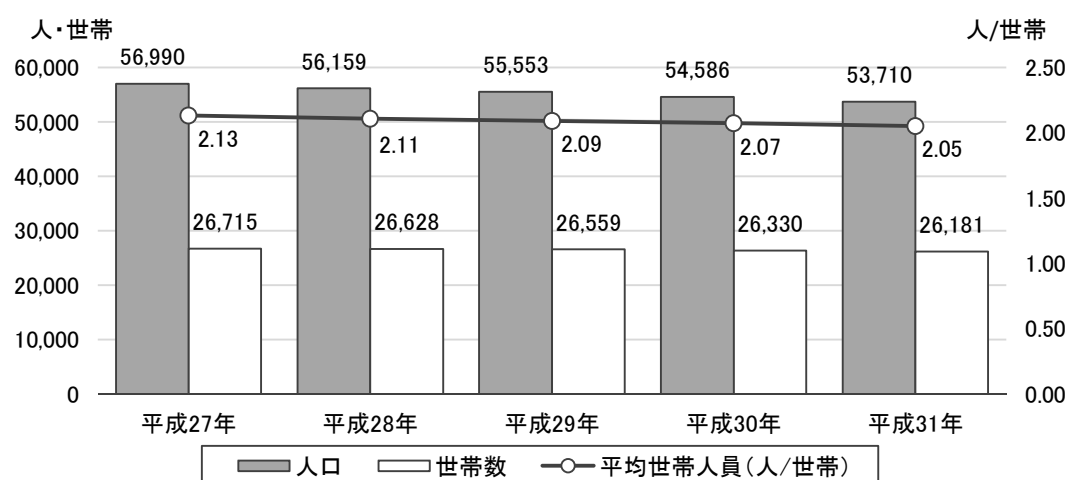
1 統計による浜田市の状況

(1) 人口や世帯の状況

① 人口と世帯数の推移

本市の人口は減少傾向で推移しており、平成31年4月1日現在で53,710人となっています。世帯数は微減傾向にあり、1世帯あたりの人数は減少しています。

■人口と世帯数の推移

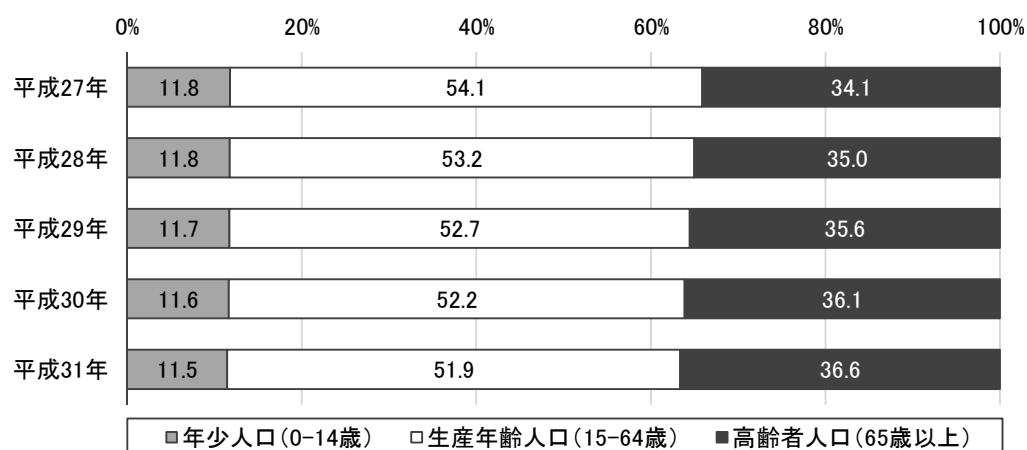


資料: 住民基本台帳(各年4月1日現在)

② 年齢3区分別人口割合の推移

本市の年齢3区分別人口の割合をみると、年少人口は減少傾向にある一方で、高齢者人口は増加傾向にあります。本市においても少子高齢化が進行していることがわかります。

■年齢3区分別人口割合の推移

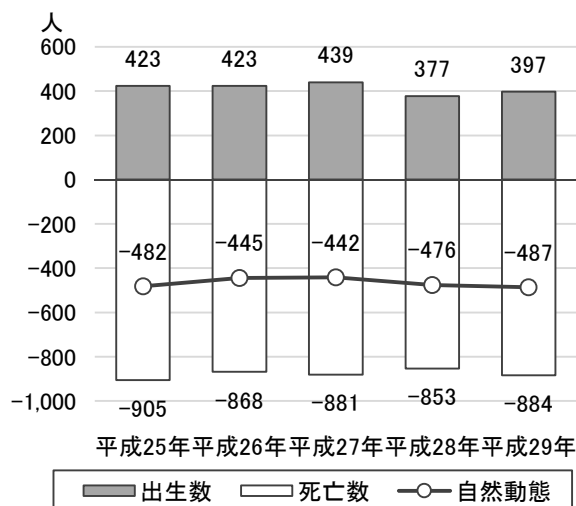


資料: 住民基本台帳(各年4月1日現在)

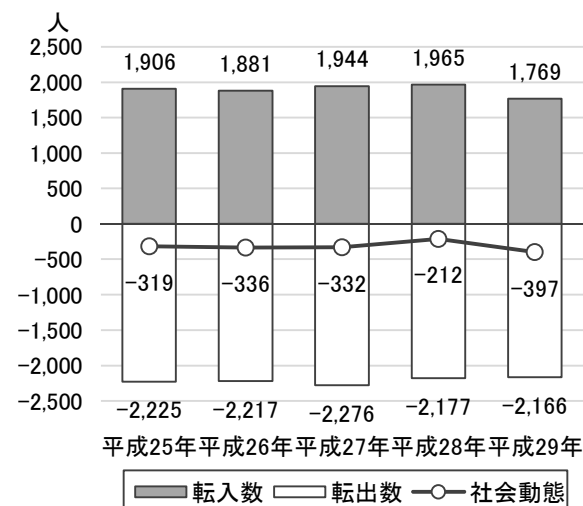
③ 人口動態

自然動態をみると、死亡数が出生数を上回って推移しており、平成29年では487人のマイナスとなっています。社会動態では、転出が転入を上回っており、社会増減もマイナスとなっています。

■自然動態の推移



■社会動態の推移



■人口動態の推移

区分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
出 生 数	423	423	439	377	397
死 亡 数	905	868	881	853	884
自然動態	-482	-445	-442	-476	-487
転 入 数	1,906	1,881	1,944	1,965	1,769
転 出 数	2,225	2,217	2,276	2,177	2,166
社会動態	-319	-336	-332	-212	-397
人口動態	-801	-781	-774	-688	-884

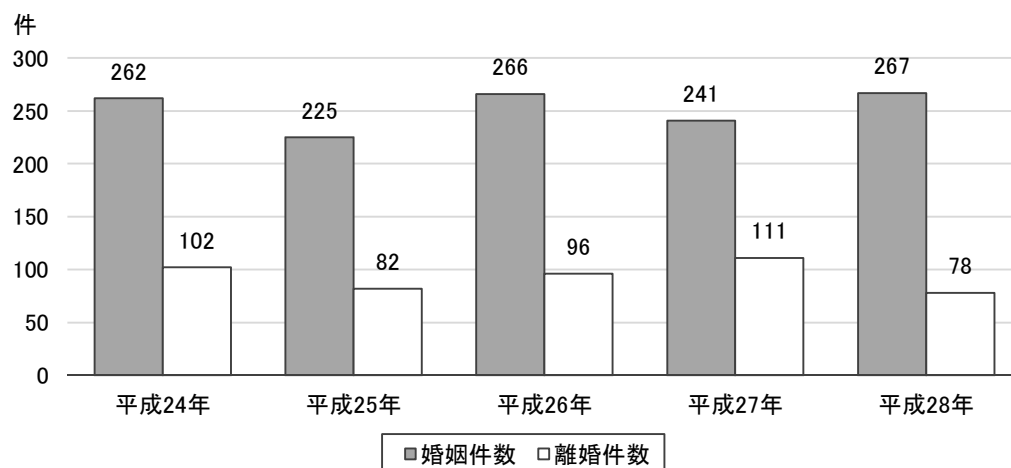
資料：住民基本台帳人口移動報告（各年1月1日現在）

④ 婚姻・離婚数と婚姻・離婚率の推移

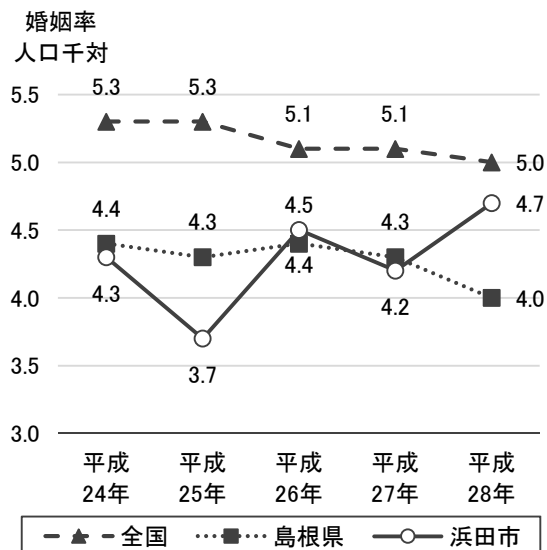
婚姻件数は、毎年250件前後で推移していますが、平成28年では267件と近年の中では高い件数となっており、婚姻率をみても島根県と比べて高くなっています。

離婚件数は増減を繰り返していますが、平成28年では78件と、近年の中では低い件数となっており、離婚率をみても島根県・全国と比べて低くなっています。

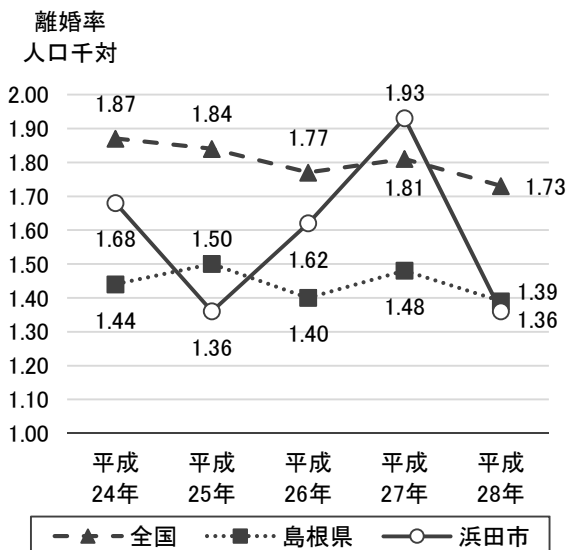
■婚姻件数・離婚件数の推移



■婚姻率の推移



■離婚率の推移

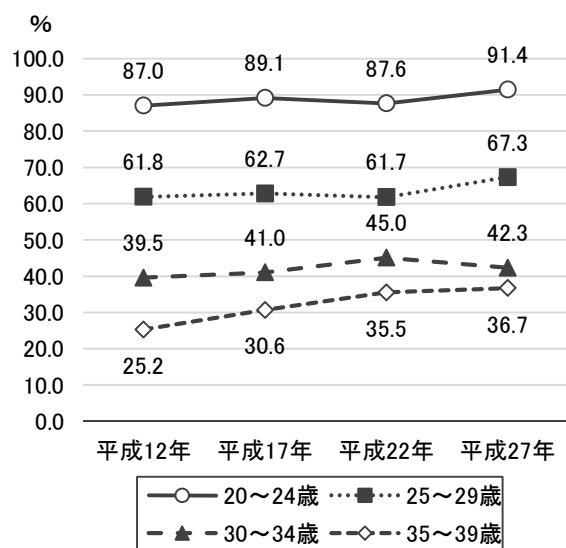


資料：住民基本台帳人口移動報告（各年1月1日現在）

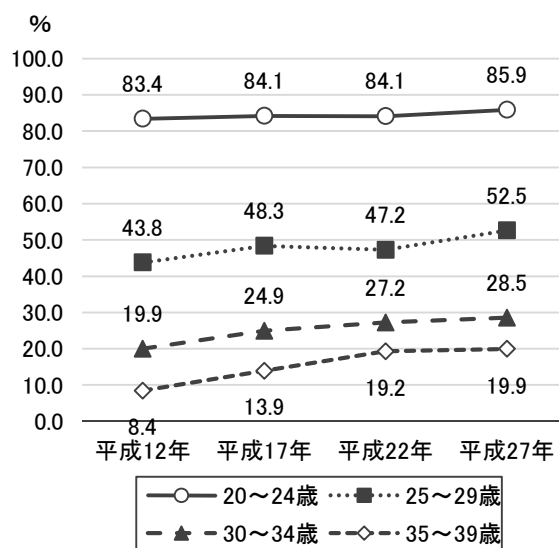
⑤ 未婚率の推移

本市の未婚率は、男性・女性ともにいずれの年齢層においても未婚の割合が高くなる傾向がみられます。男性の30～34歳の未婚率は平成22年と比べて平成27年では減少しています。女性は男性と比べて各年齢層における未婚率は低くなっているものの、平成27年の25～29歳の未婚率は52.5%と大きく上昇しています。

■男性の未婚率の推移



■女性の未婚率の推移

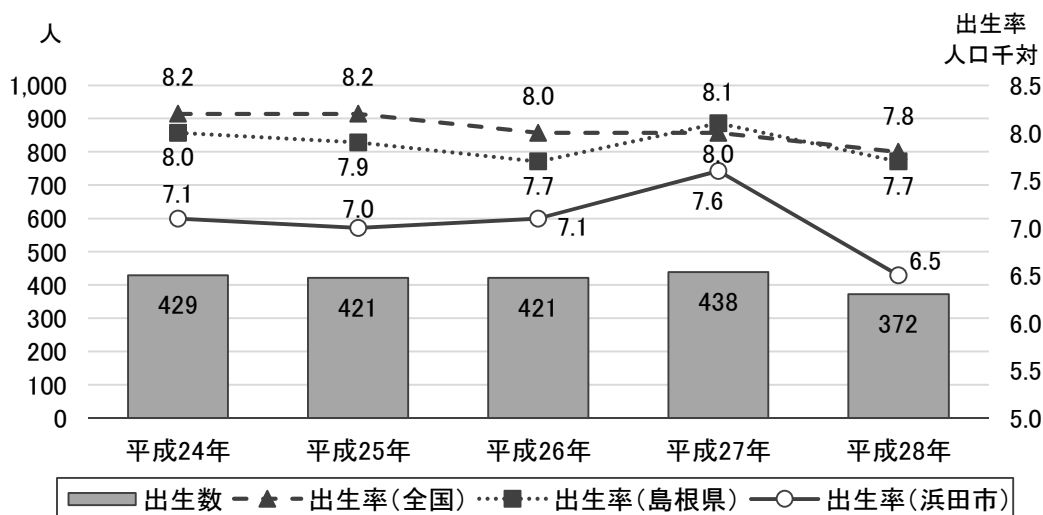


資料：国勢調査

⑥ 出生数・出生率の推移

本市の出生率は7.0前後で推移しており、島根県・全国と比べて低い状況となっています。

■出生数・出生率の推移



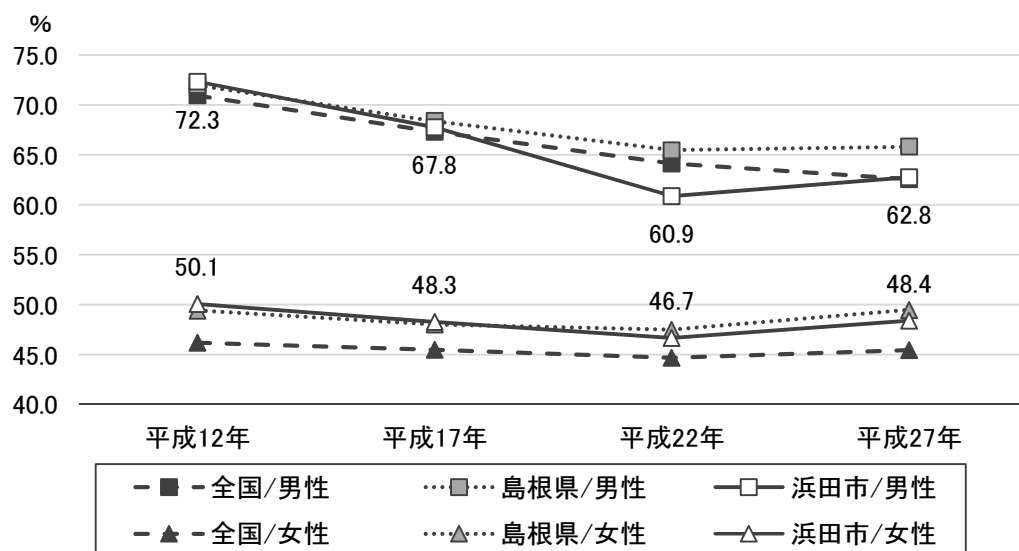
資料：島根県保健統計書

（２）労働の状況

① 就労状況

平成27年の15歳以上の就業率は、男性においては全国と同程度で、島根県と比較して低くなっています。女性においては、全国と比べて高く島根県と同程度の水準となっています。

■就業率の推移（全国・島根県との比較）



■就業率の推移（全国・島根県との比較）

区分			平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
男性 (15 歳以上)	浜 田 市	就業者数(人)	19,126	17,482	16,124	15,606
		就業率(%)	72.3	67.8	60.9	62.8
	島 根 県	就業率(%)	72.0	68.4	65.5	65.8
	全 国	就業率(%)	70.9	67.3	64.1	62.6
女性 (15 歳以上)	浜 田 市	就業者数(人)	14,920	14,052	13,022	12,651
		就業率(%)	50.1	48.3	46.7	48.4
	島 根 県	就業率(%)	49.4	48.0	47.5	49.5
	全 国	就業率(%)	46.2	45.5	44.7	45.4

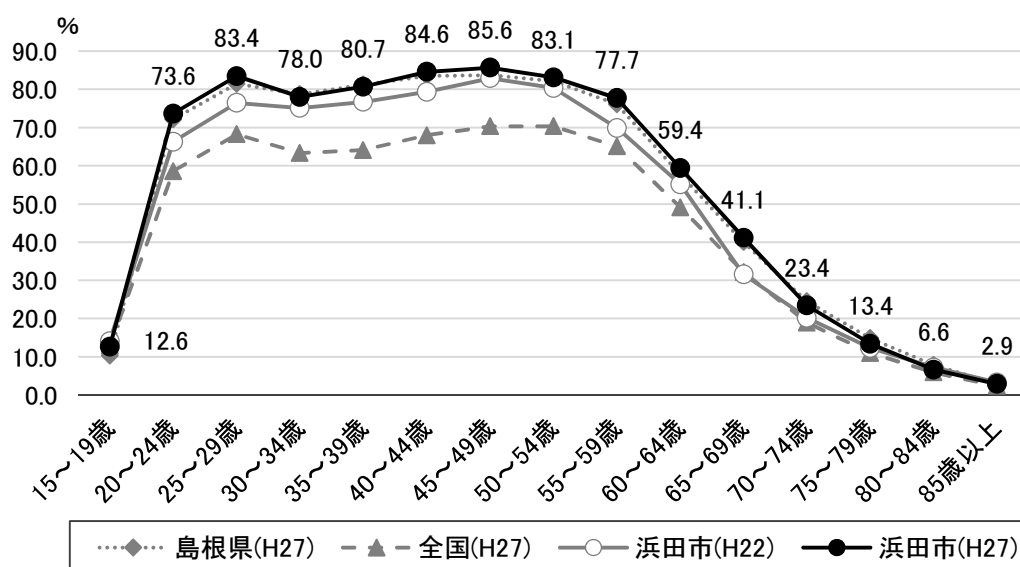
資料：国勢調査

② 女性の年齢別就業率

女性の就業率を年齢別にみると、平成27年では平成22年と比べて20～70歳代にかけて上昇しています。

結婚・出産にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するいわゆる「M字カーブ」については、本市では全国に比べて落ち込みが低く抑えられています。

■女性の年齢別就業率の推移



■女性の年齢別就業率（全国・島根県との比較）

単位：％

区分	浜田市		島根県	全国
	平成 22 年	平成 27 年	平成 27 年	平成 27 年
15～19 歳	14.0	12.6	10.2	12.9
20～24 歳	66.2	73.6	72.1	58.6
25～29 歳	76.4	83.4	81.4	68.2
30～34 歳	75.1	78.0	78.7	63.3
35～39 歳	76.7	80.7	81.2	64.1
40～44 歳	79.3	84.6	83.5	67.9
45～49 歳	82.9	85.6	83.7	70.3
50～54 歳	80.3	83.1	82.1	70.3
55～59 歳	69.9	77.7	76.1	65.0
60～64 歳	55.1	59.4	57.7	49.1
65～69 歳	31.5	41.1	39.9	32.1
70～74 歳	20.1	23.4	24.4	18.9
75～79 歳	12.3	13.4	14.8	10.9
80～84 歳	7.2	6.6	7.8	5.9
85 歳以上	3.2	2.9	2.8	2.4

資料：国勢調査

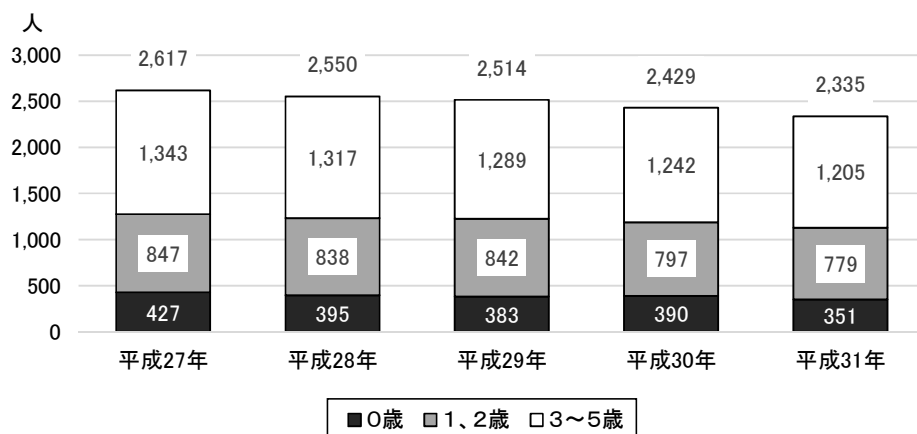
2 教育・保育や子育て支援に関する現状

(1) 子どもの数の推移

本市における子ども（0～17歳）の数の推移は、平成27年から平成31年において減少傾向で推移しており、平成31年4月1日現在で0～5歳人口が2,335人、0～17歳人口が7,553人となっています。

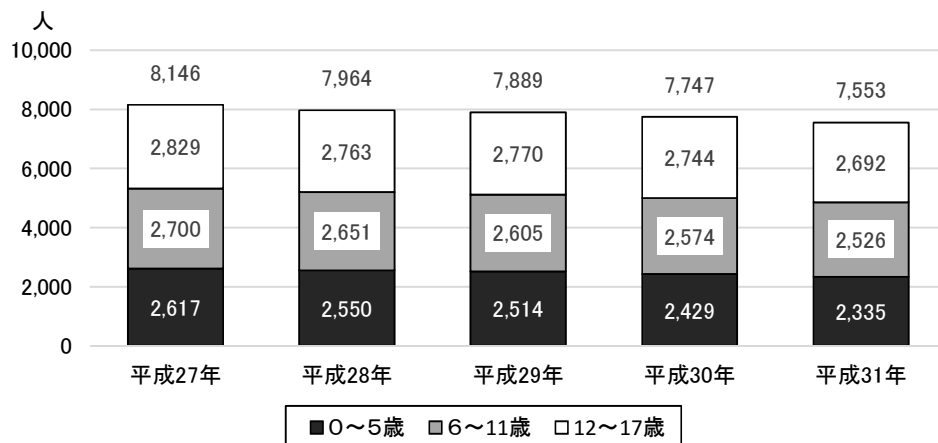
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳(人)	427	395	383	390	351
1、2歳(人)	847	838	842	797	779
3～5歳(人)	1,343	1,317	1,289	1,242	1,205
0～5歳合計(人)	2,617	2,550	2,514	2,429	2,335
6～11歳合計(人)	2,700	2,651	2,605	2,574	2,526
12～17歳合計(人)	2,829	2,763	2,770	2,744	2,692

■0～5歳人口の推移



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

■0～17歳人口の推移



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

(2) 教育・保育施設や子育て支援サービスの利用状況

① 保育所（園）入所児童数の推移

保育所（園）入所児童数の推移をみると、定員数とともに減少となっています。定員に占める入所児童数の割合は90%から100%で推移しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
保育所（園）数（か所）	24	24	25	23
うち公立（か所）	0	0	0	0
定員数（人）	1,645	1,655	1,630	1,445
入所児童数（人）	1,626	1,657	1,531	1,353
0歳児（人）	106	117	110	86
1歳児（人）	262	269	256	221
2歳児（人）	299	308	277	256
3歳児（人）	312	319	290	259
4歳児（人）	319	322	301	264
5歳児（人）	328	322	297	267
定員に占める入所児童割合（%）	98.8	100.1	93.9	93.6

資料：市調べ（各年度4月1日現在）

② 幼稚園入園児童数の推移

幼稚園入園児童数の推移をみると、過去4年間で24%減少しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
幼稚園数（か所）	5	5	5	5
うち公立（か所）	4	4	4	4
入園児童数（人）	192	170	158	145
3歳児（人）	61	50	52	43
4歳児（人）	67	60	50	55
5歳児（人）	63	59	53	46
特別支援保育児童（人）	1	1	3	1

資料：市調べ（各年度4月1日現在）

③ 認定こども園入園児童数の推移

認定こども園の入園児童数は、施設数の増加に伴って増加しており、過去４年間で１１３％増加しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
認定こども園数(か所)	2	2	3	4
うち公立(か所)	0	0	0	0
保育園部入園児童数(人)	210	212	318	449
0歳児(人)	13	14	25	25
1歳児(人)	27	35	43	87
2歳児(人)	33	31	63	86
3歳児(人)	38	38	61	87
4歳児(人)	57	36	60	81
5歳児(人)	42	58	66	83
幼稚園部入園児童数(人)	19	20	25	39
3歳児(人)	5	9	6	13
4歳児(人)	8	5	9	11
5歳児(人)	6	6	10	15

資料：市調べ(各年度４月１日現在)

④ 保育サービス利用・実施状況

保育サービスの利用状況は、以下のとおりとなっています。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延長保育	延べ利用児童数(人)	20,024	17,709	14,752	11,969
	実施箇所数(か所)	25	25	27	26
休日保育	延べ利用児童数(人)	290	257	181	119
	実施箇所数(か所)	1	1	1	1
病児・病後児保育※	延べ利用児童数(人)	462	379	121	23
	実施箇所数(か所)	1	1	1	1
一時預かり	延べ利用児童数(人)	2,099	1,372	1,302	1,271
	実施箇所数(か所)	25	25	25	26

資料：市調べ

※病児・病後児保育は、平成 29 年 9 月 1 日から事業休止。平成 30 年 8 月 10 日から病後児保育のみ事業再開。

⑤ 小中学校児童・生徒数の推移

小学校、中学校の児童・生徒数は、以下のとおりとなっています。小学校と中学校ともに学校数は変わっていませんが、児童・生徒数は年々減少しています。

■小学校

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
学校数(校)	16	16	16	16
児童数(人)	2,690	2,621	2,580	2,553

資料：市調べ(各年度5月1日現在)

■中学校

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
学校数(校)	9	9	9	9
生徒数(人)	1,386	1,393	1,362	1,322

資料：市調べ(各年度5月1日現在)

⑥ 放課後児童クラブ

放課後児童クラブの利用児童数が市内児童数に占める割合は、20%台から 30%台前半へ増加しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実利用児童数(人)	640	710	753	809
実施校区数(校)	15	15	15	15
実施箇所数(か所)	17	17	19	20
市内児童数に占める割合(%)	23.9	27.3	29.4	31.9
児童数合計(人)	2,674	2,602	2,560	2,535

資料：市調べ(各年度5月1日現在)

⑦ ファミリー・サポート・センターの利用状況

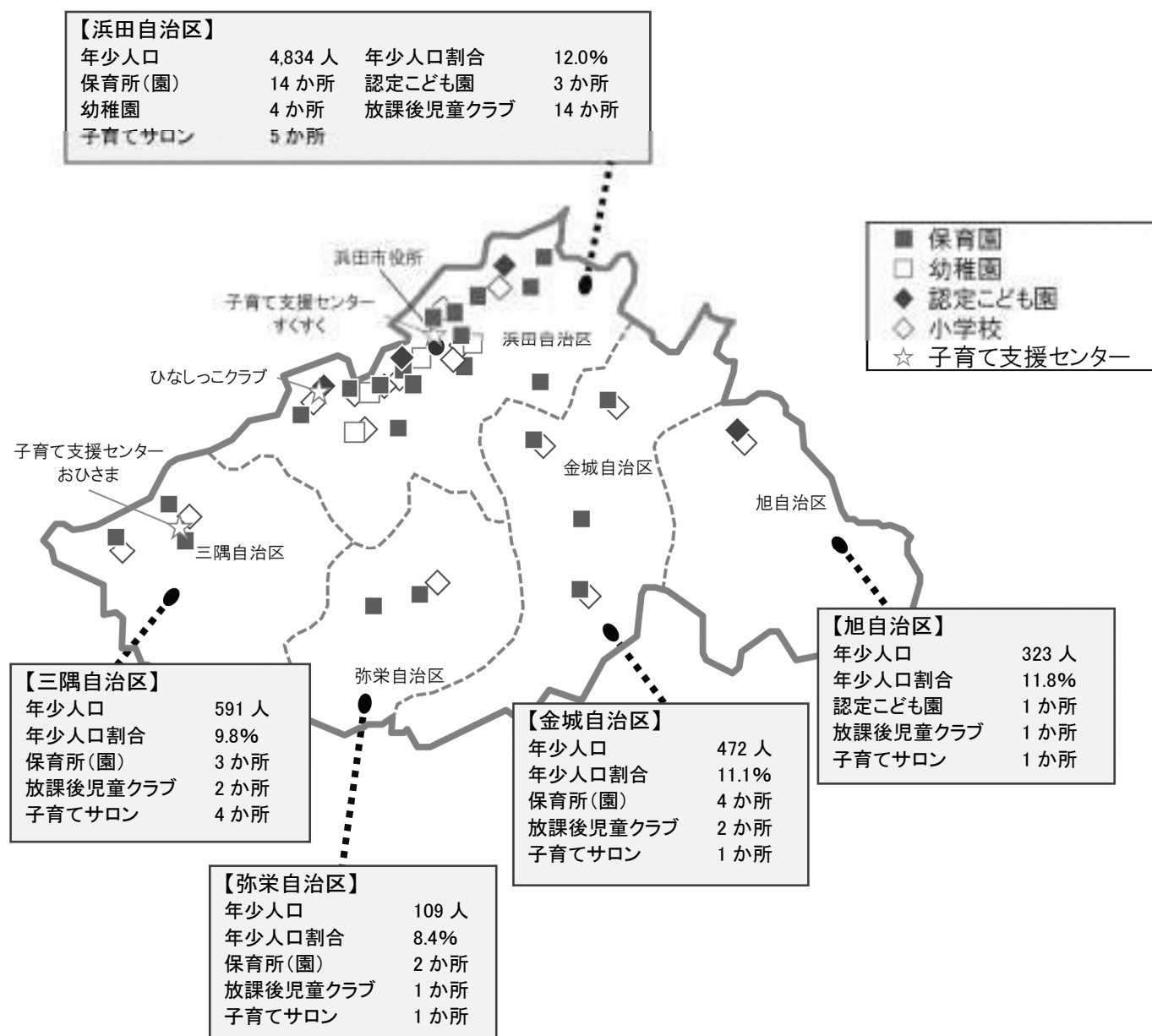
ファミリー・サポート・センターの会員数は、年度により増減がみられるものの、依頼会員数が 410 人前後、協力会員数が 170 人前後、両方会員数が 55 人前後で推移しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
依頼会員数(人)	401	413	425	414
協力会員数(人)	163	175	177	178
両方会員数(人)	56	65	55	57
延べ利用件数(件)	733	676	501	816

資料：市調べ(各年度3月末現在)

■自治区ごとの年少人口や教育・保育施設、子育て支援サービス等の提供状況

(平成 30 年 10 月 1 日現在)



(3) 母子保健の状況

母子保健の状況は、以下のとおりとなっています。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
母子健康手帳交付数	交付数(人)	383	419	386	370
妊婦一般健康診査	受診延べ人数(人)	4,779	4,766	4,565	4,757
乳児一般健康診査	受診延べ人数(人)	531	491	502	530
乳児健康診査	対象者(人)	438	377	394	405
	受診者(人)	424	363	365	384
	受診率(%)	96.8	96.3	92.6	94.8
1歳6か月児健康診査	対象者(人)	425	444	386	378
	受診者(人)	408	438	367	355
	受診率(%)	96.0	98.6	95.1	93.9
3歳児健康診査	対象者(人)	441	411	424	436
	受診者(人)	419	398	388	414
	受診率(%)	95.0	96.8	91.5	95.0

資料：市調べ

3 アンケート結果の概要

(1) 調査の概要

子どもをもつ保護者の子育てを取り巻く状況や子育て支援サービス等の利用意向を把握し、計画策定への基礎資料とするため、以下のとおり「浜田市子ども・子育てに関する市民実態調査」（就学前児童保護者調査、小学生児童保護者調査）を実施しました。（実施時期 平成31年1月18日～平成31年2月1日）

	就学前児童保護者調査	小学生児童保護者調査
調査地域	浜田市全域	
調査対象	市内在住で就学前児童(0～5歳)のいる世帯	市内在住で小学生児童のいる世帯
調査数	1,912	1,910
調査方法	・幼稚園・保育所(園)・認定こども園を通じて配布・回収 ・郵送による配布・回収	・学校を通じて配布・回収 ・郵送による配布・回収
有効回収数	1,536	1,510
有効回収率	80.3%	79.1%

(2) アンケート結果の概要

① 子どもの育ちについて

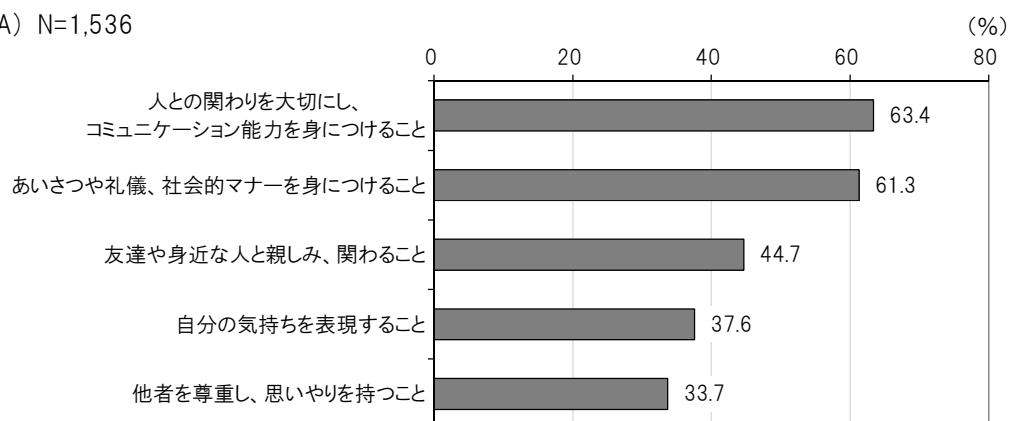
◎子どもに特に身につけてほしい力や大切にしてほしいと思うこと【上位5項目】

【就学前】

「人との関わりを大切にし、コミュニケーション能力を身につけること」が 63.4%で最も高くなっています。次いで「あいさつや礼儀、社会的マナーを身につけること」が 61.3%、「友達や身近な人と親しみ、関わること」が 44.7%で続いています。

■子どもに特に身につけてほしい力や大切にしてほしいと思うことはなんですか。(複数回答)

(MA) N=1,536

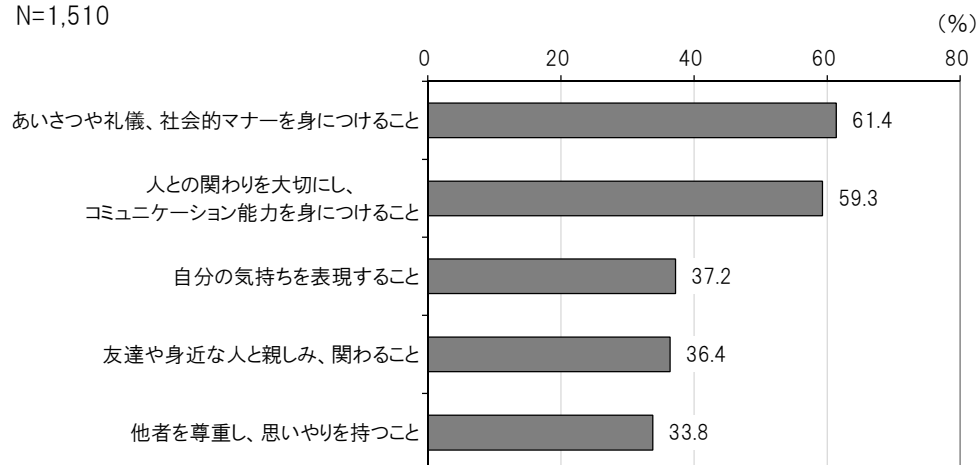


【小学生】

「あいさつや礼儀、社会的マナーを身につけること」が 61.4%で最も高くなっています。次いで「人との関わりを大切にし、コミュニケーション能力を身につけること」が 59.3%、「自分の気持ちを表現すること」が 37.2%で続いています。

■子どもに特に身につけてほしい力や大切にしてほしいと思うことはなんですか。(複数回答)

(MA) N=1,510

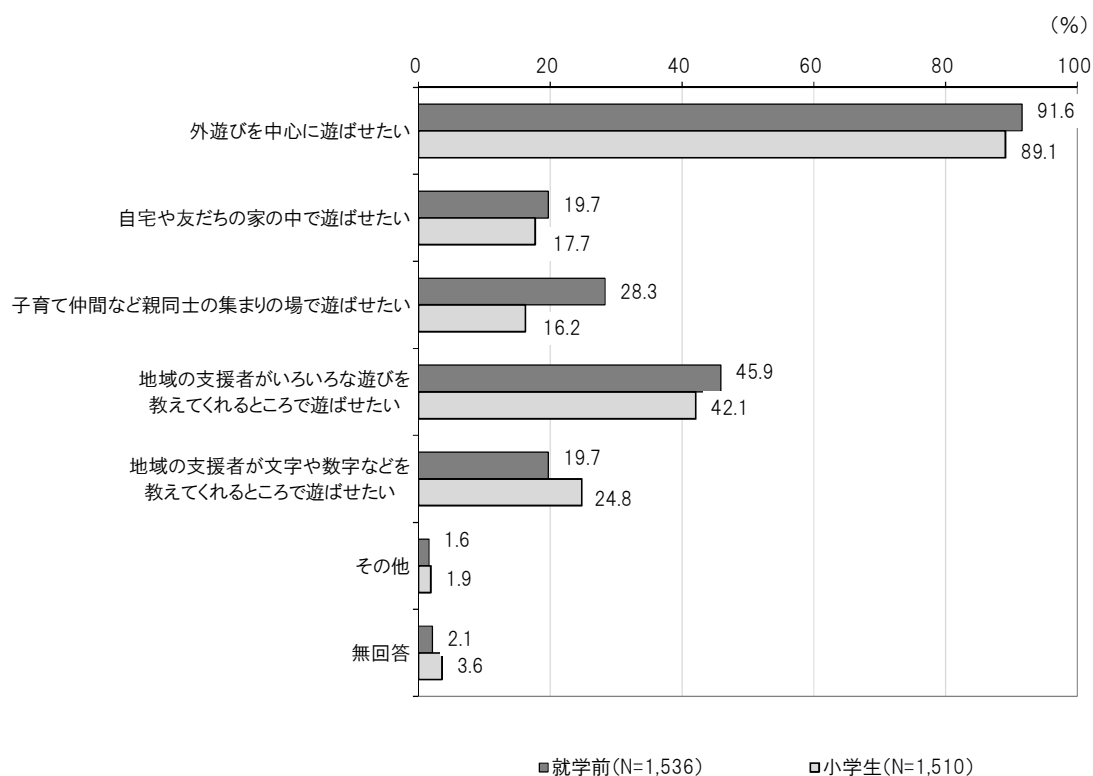


◎地域の中でお子さんを遊ばせたいと思う場所について

就学前では、「外遊びを中心に遊ばせたい」が 91.6%で突出しています。「地域の支援者がいろいろな遊びを教えてくれるところで遊ばせたい」が 45.9%、「子育て仲間など親同士の集まりの場で遊ばせたい」が 28.3%で続いています。

小学生では、「外遊びを中心に遊ばせたい」が 89.1%で突出しています。「地域の支援者が文字や数字などを教えてくれるところで遊ばせたい」が 24.8%で続いています。

■地域の中でお子さんをどのような場所で遊ばせたいと思っていますか。(複数回答)



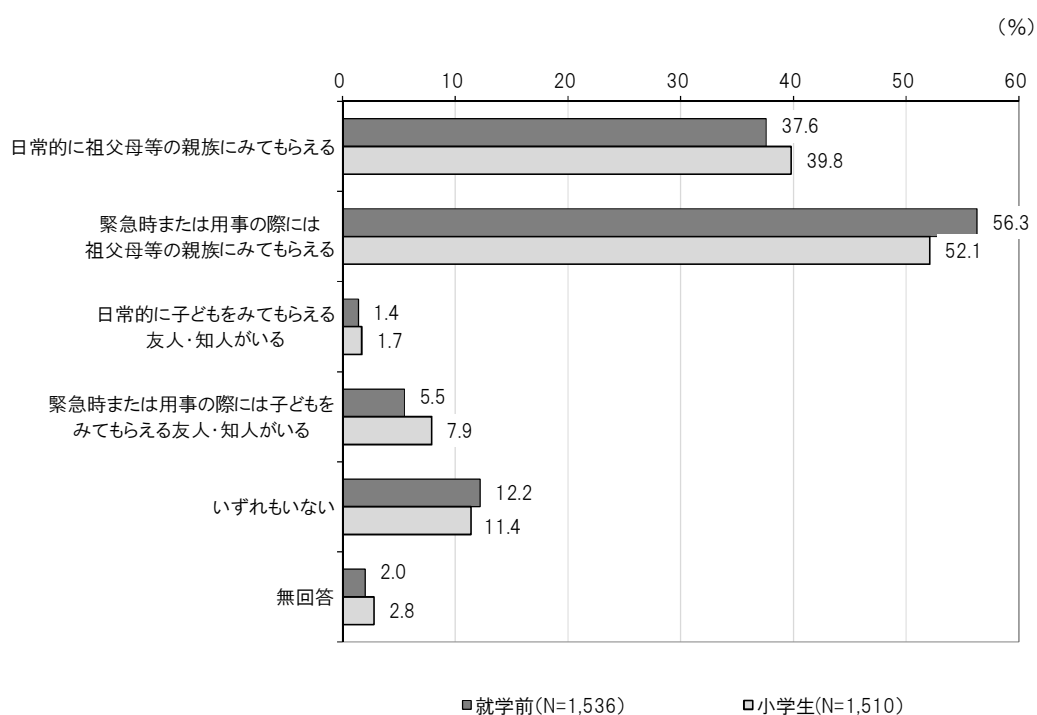
② お子さんをみてもらえる状況や保護者の悩みごとについて

◎日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人

就学前では、「緊急時または用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 56.3%で最も高くなっています。次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が 37.6%、「いずれもない」が 12.2%で続いています。

小学生では、「緊急時または用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 52.1%で最も高くなっています。次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が 39.8%、「いずれもない」が 11.4%で続いています。

■日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。(複数回答)



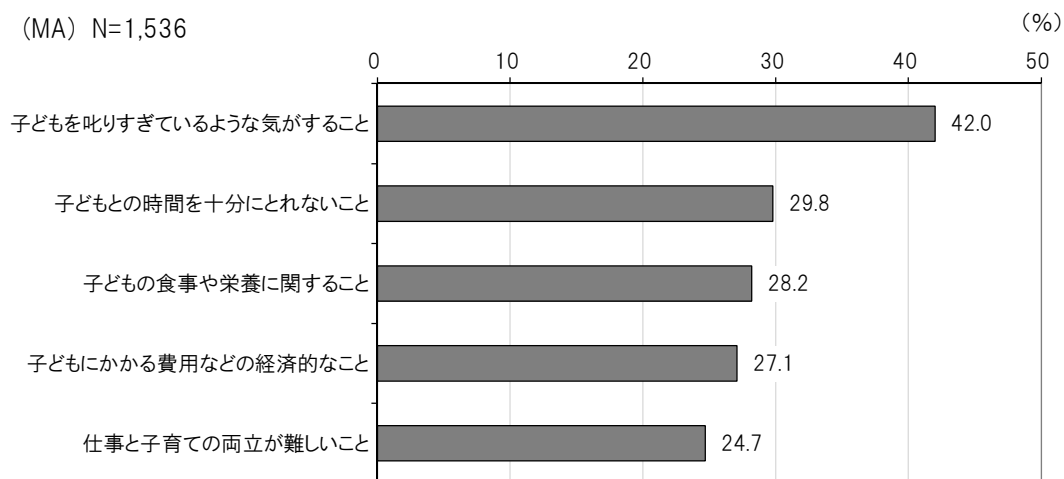
◎子育てに関して、日常悩んでいること、または気になること【上位5項目】

【就学前】

「子どもを叱りすぎているような気がする」とが 42.0%で最も高くなっています。次いで「子どもとの時間を十分にとれないこと」が 29.8%、「子どもの食事や栄養に関する」とが 28.2%で続いています。

■子育てに関して、日常悩んでいること、または気になることはどのようなことですか。（複数回答）

(MA) N=1,536

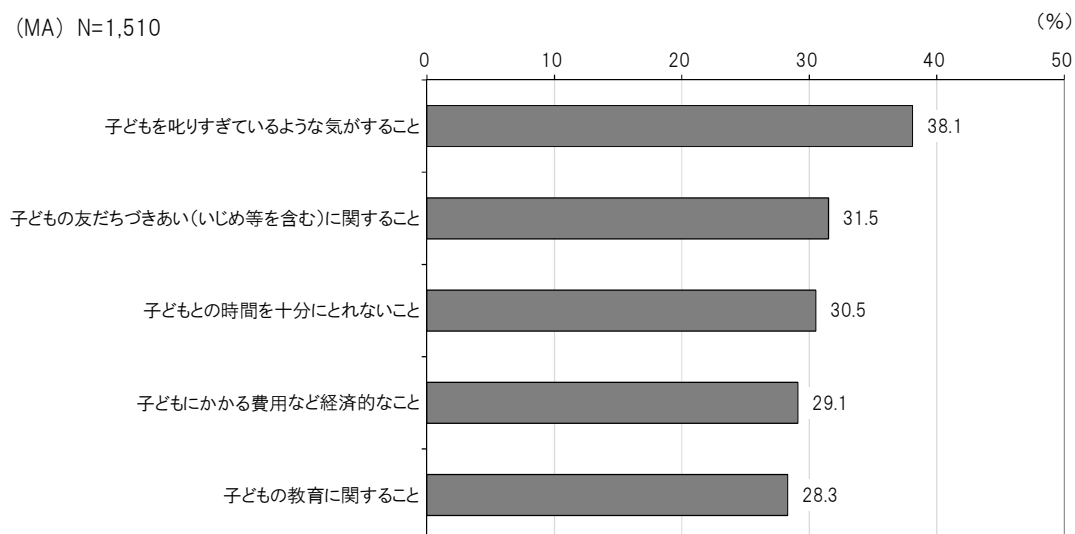


【小学生】

「子どもを叱りすぎているような気がする」とが 38.1%で最も高くなっています。次いで「子どもの友だちづきあい（いじめ等を含む）に関する」とが 31.5%、「子どもとの時間を十分にとれないこと」が 30.5%で続いています。

■子育てに関して、日常悩んでいること、または気になることはどのようなことですか。（複数回答）

(MA) N=1,510



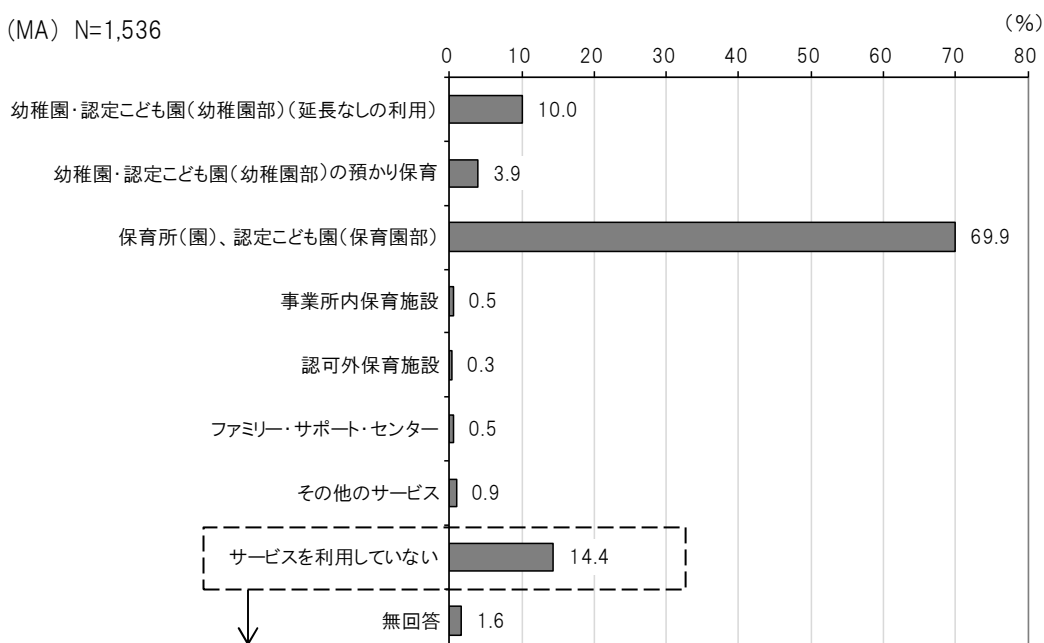
③ 教育・保育施設について

◎現在利用している教育・保育事業

「保育所（園）、認定こども園（保育園部）」が 69.9%で突出しています。「サービスを利用していない」が 14.4%、「幼稚園・認定こども園（幼稚園部）（延長なしの利用）」が 10.0%で続いています。

■おさんは現在、平日にどのようなサービスを利用していますか。（複数回答）

(MA) N=1,536

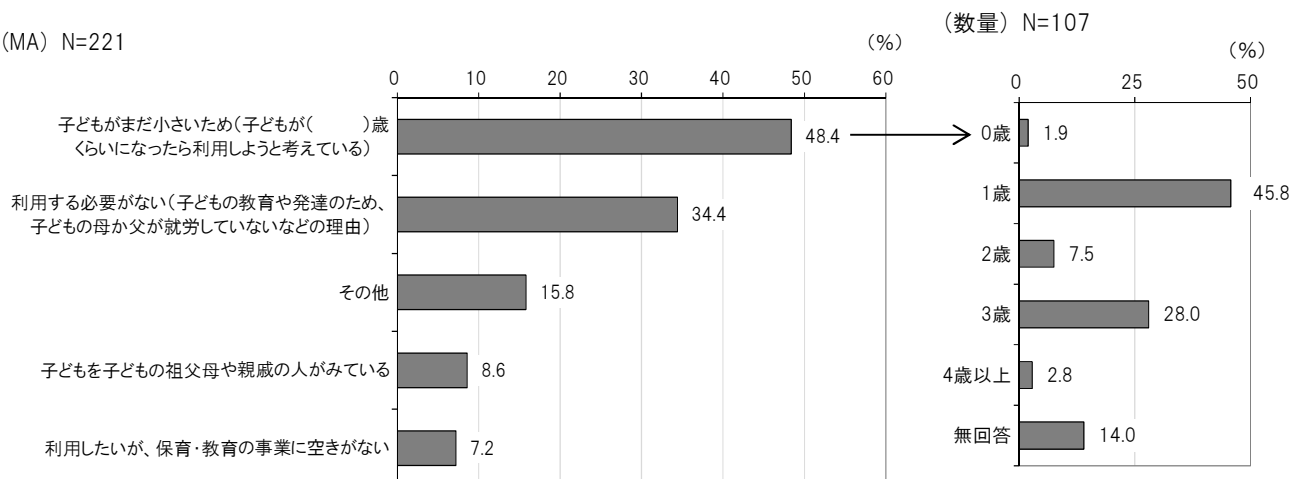


◎利用していない理由【上位5項目のみ】

「子どもがまだ小さいため（子どもが（ ）歳くらいになったら利用しようと考えている）」が 48.4%で最も高くなっています。次いで「利用する必要がない（子どもの教育や発達のため、子どもの母か父が就労していないなどの理由）」が 34.4%で続いています。

就労したい子どもの年齢では、「1歳」が 45.8%と最も高く、次いで「3歳」が 28.0%で続いています。

(MA) N=221

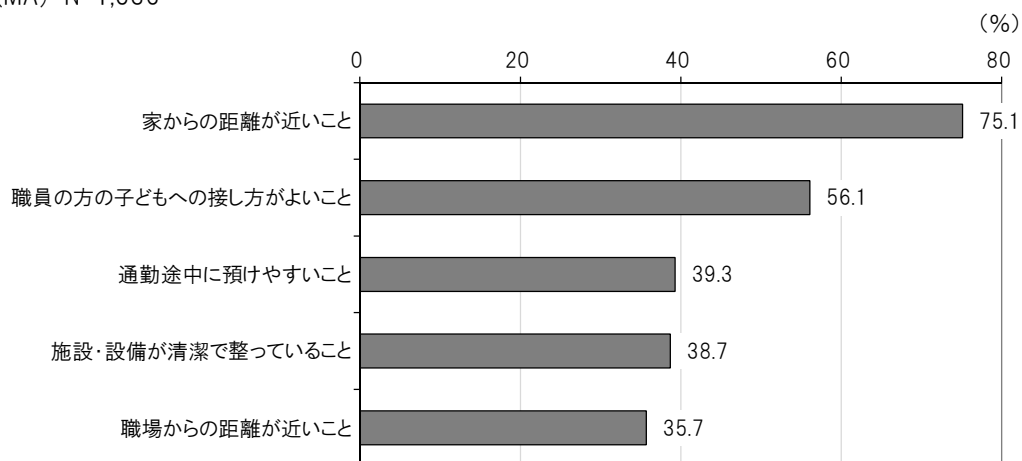


◎施設やサービスを選ぶ際に、重視する点【上位5項目】

「家からの距離が近いこと」が 75.1%で最も高くなっています。次いで「職員の方の子どもへの接し方がよいこと」が 56.1%、「通勤途中に預けやすいこと」が 39.3%が続いています。

■現在、利用している、利用していないにかかわらず、お子さんを平日に預ける施設やサービスを選ぶ際に、重視する点はどのようなことですか。（複数回答）

(MA) N=1,536

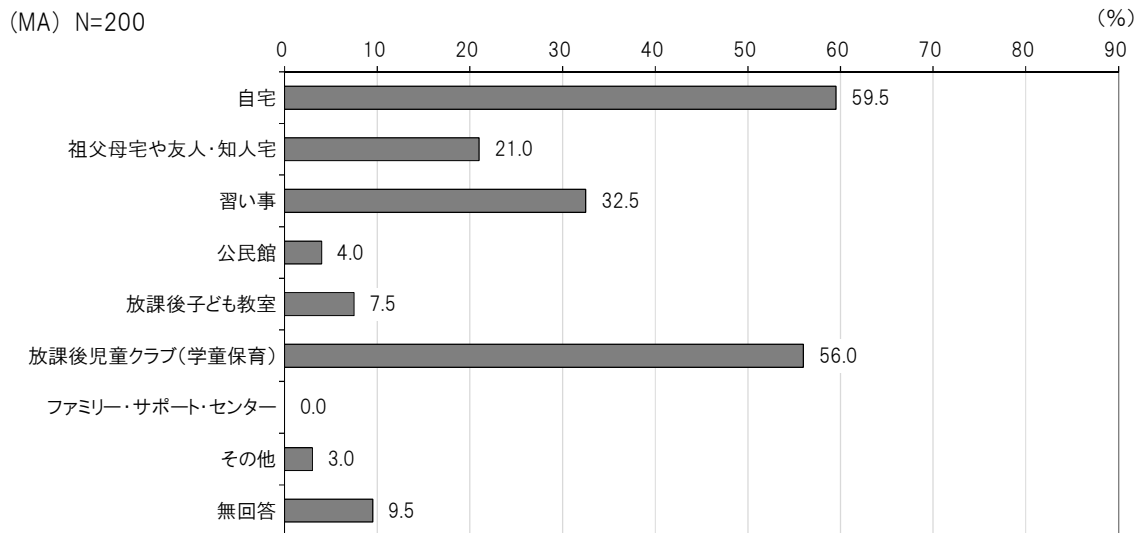


◎放課後過ごさせたい場所

【就学前】 ※お子さんが5歳以上の方のみ回答

「自宅」が 59.5%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が 56.0%で群を抜いて高くなっています。「習い事」が 32.5%が続いています。

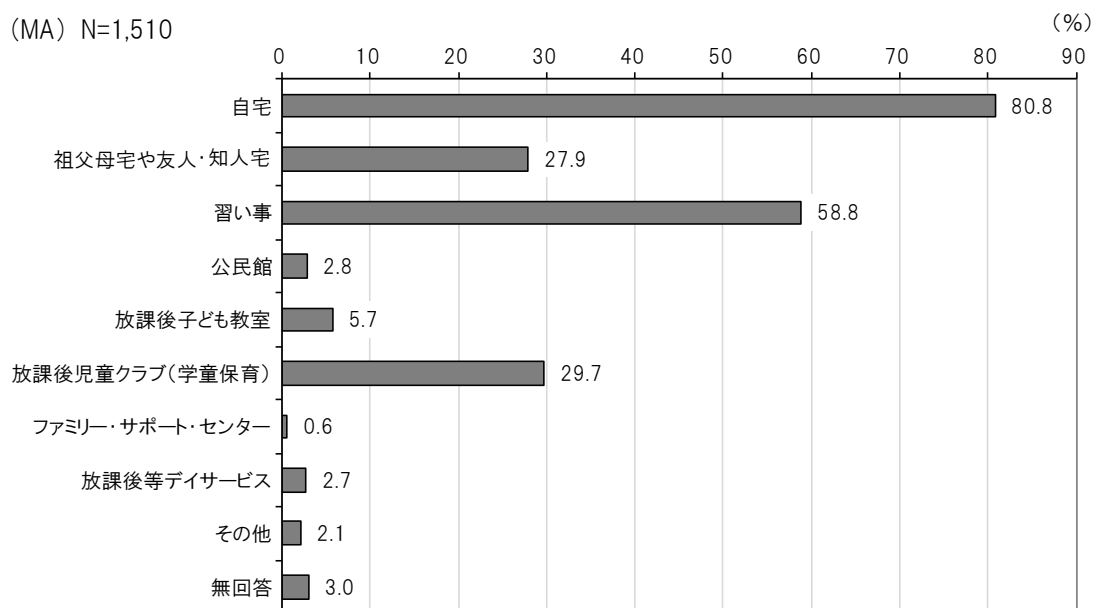
■ 小学校就学後の放課後の時間をどこで過ごさせたいと思いますか。（複数回答）



【小学生】

「自宅」が 80.8%で最も高くなっています。次いで「習い事」が 58.8%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が 29.7%が続いています。

■ 平日の放課後や休日を、主にどのように過ごしてほしいですか。（複数回答）



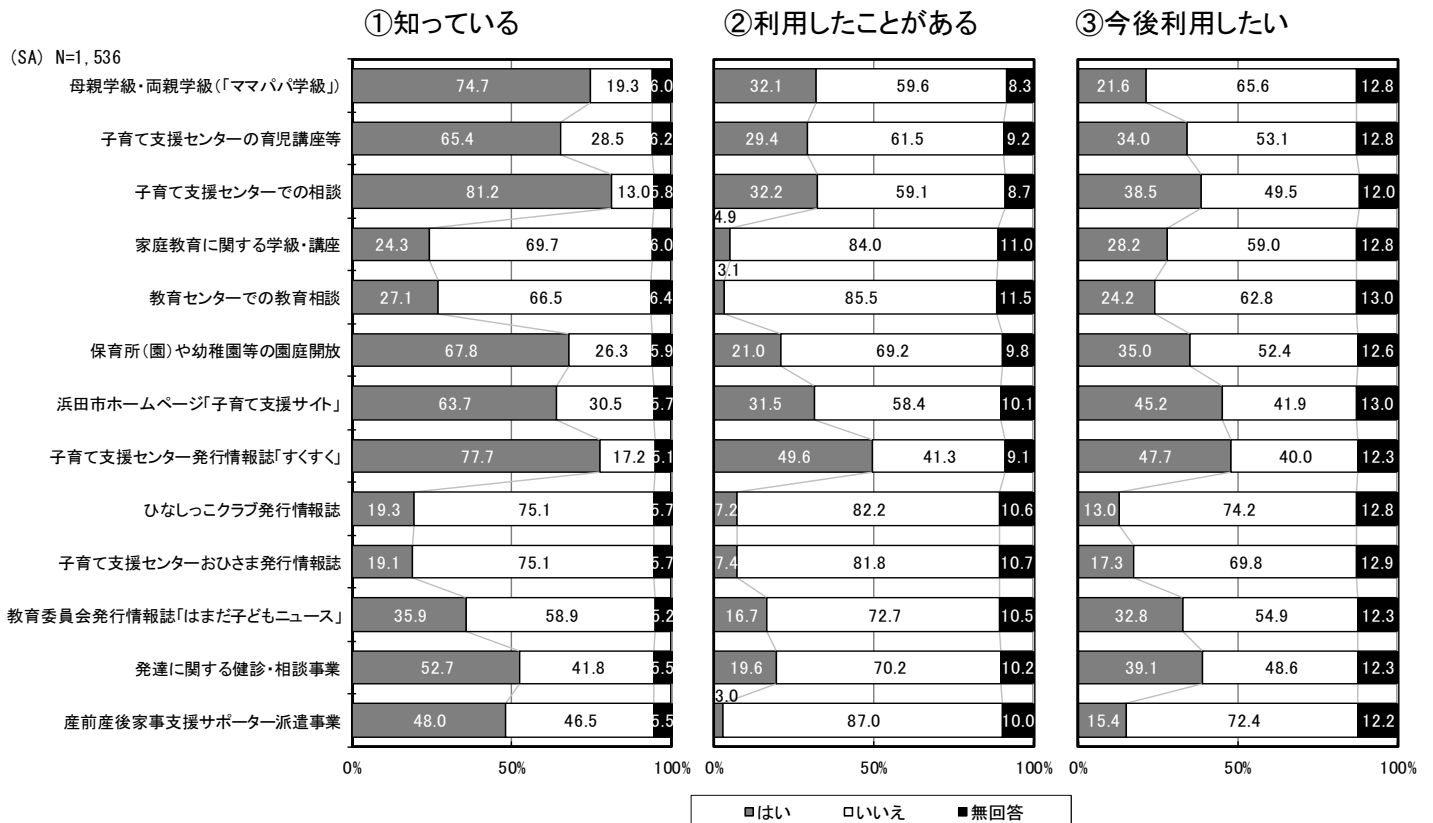
◎各事業の認知度、利用実績と今後の利用希望

①知っている事業では、「子育て支援センターでの相談」「母親学級・両親学級（「ママパパ学級」）」「子育て支援センター発行情報誌『すくすく』」で7割を超えて高くなっています。

②利用したことがある事業では「子育て支援センター発行情報誌『すくすく』」が約半数で最も高くなっています。

③今後利用したい事業では「浜田市ホームページ「子育て支援サイト」」「子育て支援センター発行情報誌『すくすく』」が4割以上で高くなっています。

■事業について、知っているものや、これまでに利用したことがあるもの、今後、利用したいと思うものを教えてください。（それぞれ単数回答）



④ 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について

◎父母の育児休業等の取得状況

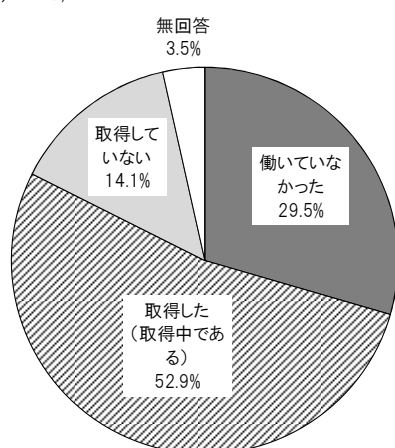
母親では「取得した（取得中である）」が 52.9%を占めています。父親では、「取得していない」が 78.5%を占めています。

母親の取得状況について、前回の調査結果（平成 26 年）と比較してみると、「取得した（取得中である）」の割合は 1 割以上高くなっています。

■お子さんが生まれた時、父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得しましたか。（単数回答）

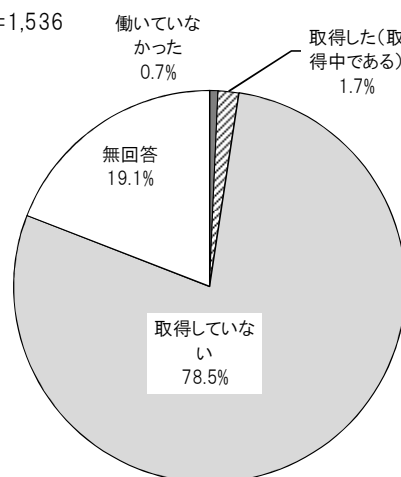
【母親】

(SA) N=1,536

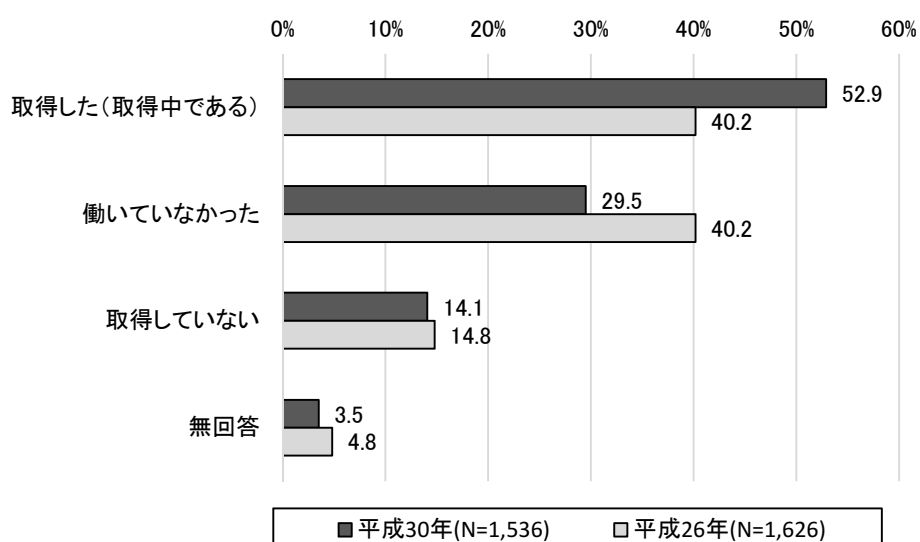


【父親】

(SA) N=1,536



■【前回比較】母親の育児休業の取得状況



◎育児休業等を取得していない理由【上位5項目】※育児休業を「取得していない」と回答した方のみ

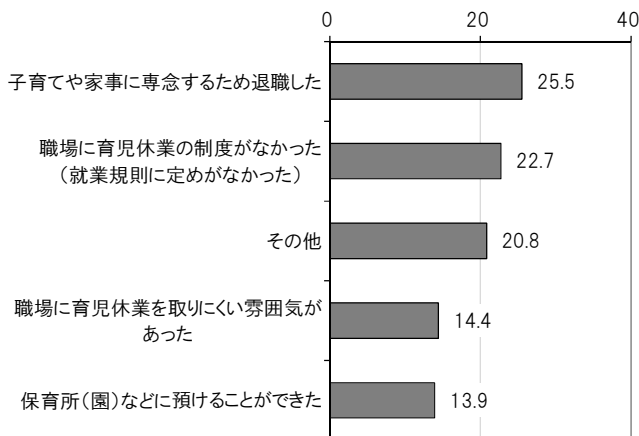
母親では、「子育てや家事に専念するため退職した」が 25.5%で最も高くなっています。次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が 22.7%で続いています。前回の調査結果（平成 26 年）と比較してみると、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」では、割合が低くなっています。

父親では、「配偶者が育児休業制度を利用した」が 37.3%で最も高くなっています。次いで「仕事が忙しかった」が 33.3%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が 28.9%で続いています。

■取得していない理由はなんですか。（複数回答）

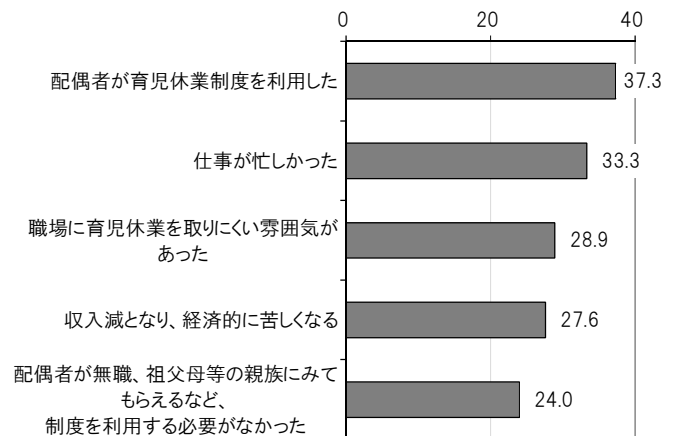
【母親】

(MA) N=216

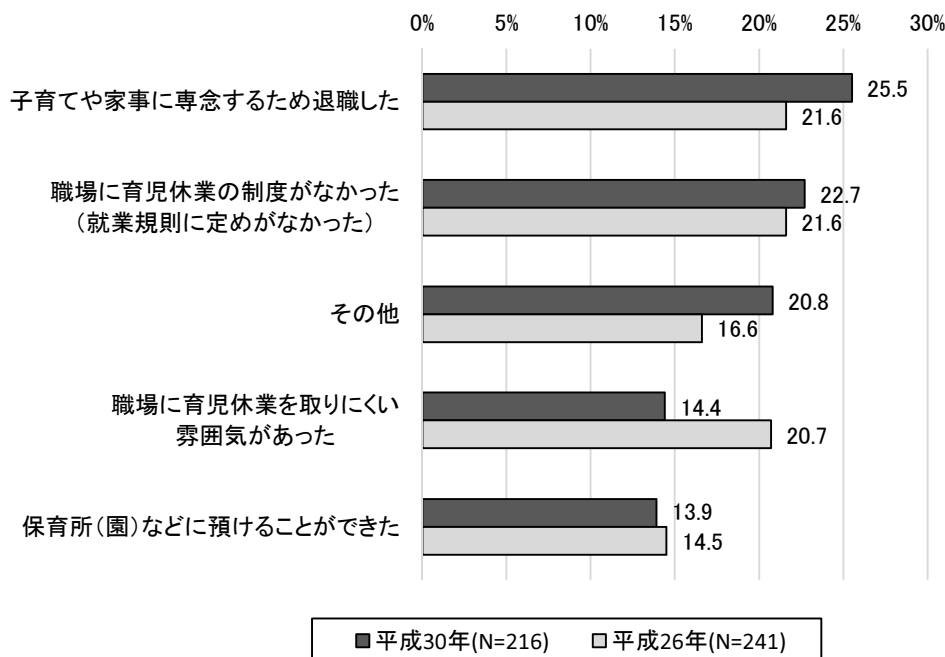


【父親】

(%) (MA) N=1,206



■【前回比較】母親が育児休業を取得していない理由 ※上位5位(平成 30 年)を比較

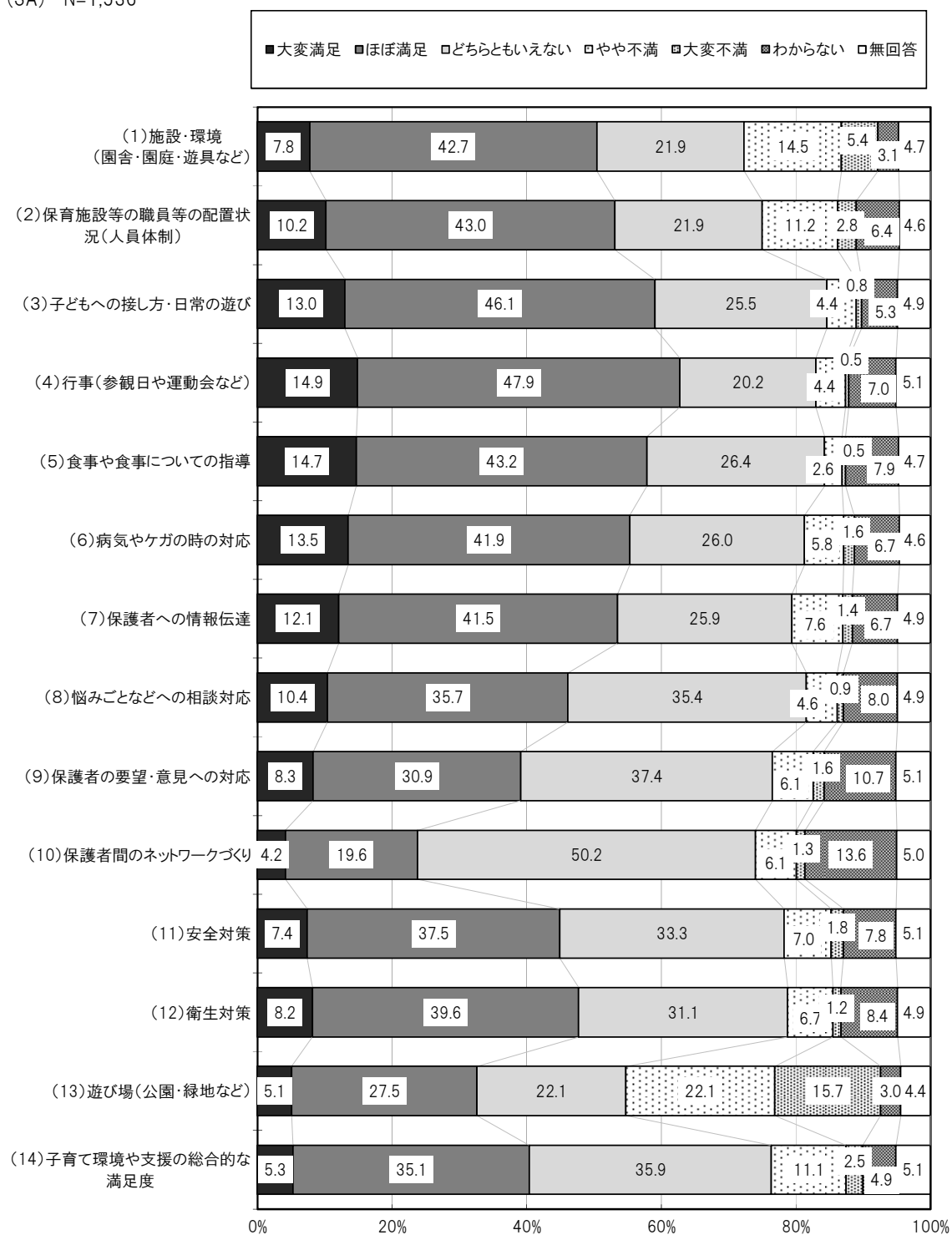


⑤ 浜田市の子育て支援施策全般について

満足している層（「大変満足」＋「ほぼ満足」）では、「（４）行事（参観日や運動会など）」
「（３）子どもへの接し方・日常の遊び」「（５）食事や食事についての指導」の順に割合が
高くなっています。

■お住まいの地域における子育ての環境や支援の満足度をお答えください。（単数回答）

(SA) N=1,536



4 第1期子ども・子育て支援事業計画の評価

(1) 教育・保育の実績

第1期計画策定時の見込みに対して、1号認定（3～5歳）の実績は下回っている状況です。その他の教育保育事業については、概ね見込みどおりで推移しています。

※1号認定、2号認定、3号認定の区分の説明は、78ページを参照してください。

	第1期計画 策定時実績	直近実績値	第1期計画に おける確保量
	平成25年度	平成30年度	令和元年度
1号認定(3～5歳)	240人	189人	420人
2号認定(3～5歳)	1,097人	1,043人	1,133人
3号認定(1～2歳)	671人	655人	655人
3号認定(0歳)	221人	218人	212人

(2) 地域子ども・子育て支援事業の実績

第1期計画策定時の見込みに対して、ファミリー・サポート・センター事業（協力会員数）及び一時預かり事業（在園児対応型以外）、病児・病後児保育事業の実績は特に下回っている状況です。延長保育事業は足りていない状況がうかがえます。

	第1期計画 策定時実績	直近実績値	第1期計画に おける確保量
	平成25年度	平成30年度	令和元年度
利用者支援事業	1か所	1か所	1か所
地域子育て支援拠点事業	2か所	3か所	3か所
妊婦健康診査	5,082回	4,757回	
赤ちゃん訪問事業	412人	365人	
養育支援訪問事業	133件	93件	
子育て短期支援事業	0か所	2か所	2か所
ファミリー・サポート・センター事業(協力会員数)	229人	178人	230人
一時預かり事業(幼稚園在園者対象)	2,652日	9,845日	10,227日
一時預かり事業(在園児対応型以外)	1,613日	1,271日	4,031日
延長保育事業	886人	966人	527人
病児・病後児保育事業	433日	28日	664日
放課後子ども総合プラン	523人	809人	875人

（３）各施策に対する評価

基本目標１ 子ども～自分とみんなを大切にする“浜田っ子”を育みます～

乳幼児期から小児期の保健対策として、すべての子どもが健やかに成長・発育できるよう、疾病の予防とともに、健康的な生活習慣づくりへの支援が必要であり、乳幼児健診や訪問指導、療育相談・支援等を継続して実施しました。また、支援の必要な子どもに対して、特別支援連携協議会相談支援チームによる保育所（園）等への巡回訪問により家庭への支援を行いました。

平成 28 年 3 月に、学校支援、放課後・休日支援や家庭教育支援を包括した「はまだっ子共育プロジェクト」を立ち上げ、中学校区ごとにネットワーク会議を実施し、学校・家庭・地域の連携・協働による活動を進めています。

	A:十分できた	B:概ねできた	C:あまりできなかった	D:未実施
件数	39	48	2	1

基本目標２ 家庭～喜びを感じられる、ゆとりのある子育てを支えます～

平成 28 年 10 月に子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠期から出産・育児期までの切れ目のない支援を実施しました。

不妊治療については、これまで実施していた一般不妊治療に加え、特定不妊治療や不育症治療についても助成を行いました。

児童虐待については、関係機関などと協力しながら虐待の早期発見と予防に努めました。

家庭教育支援については、平成 29 年度に乳幼児期に特化した家庭教育支援プログラムを開発し、県が推進する親学プログラムと合わせて、浜田市版家庭教育支援プログラム「HOOP！（浜田親子共育応援プログラム）」を構築しました。

経済的支援については、乳幼児等の医療費の助成の拡充を図りました。

	A:十分できた	B:概ねできた	C:あまりできなかった	D:未実施
件数	24	44	3	3

基本目標３ 地域～地域のみんなで、安心・安全な子育て環境を整えます～

子育て支援センターでは、育児相談や育児講座、母親同士の仲間づくりなど様々な事業を実施し、多様な子育てのニーズに対応してきました。また、子育てに関する行政施策の情報を提供するため、子育て支援ガイドを作成し、ライフステージ毎の施策について情報提供を実施しています。警察署等と連携した小中学校での防犯教室の開催や、見守り隊など地域ぐるみで子どもを犯罪から守る体制づくりが進められています。

	A:十分できた	B:概ねできた	C:あまりできなかった	D:未実施
件数	11	46	5	1

5 現状と課題を踏まえた子ども・子育て支援の方向性

(1) 就学前から就学後までの教育・保育の充実

統計資料	●平成 27 年の 15 歳以上の女性の就業率は、全国と比べて高く、島根県と同程度の水準となっています。就業率の上昇から、女性の社会進出や就労形態の変化による保育ニーズの増加が予測されます。 ●国では、女性の就業率 80%に対応する教育・保育の量を確保する方針が示されており、本市においても、共働き世帯のさらなる増加に対応した教育・保育の量の確保が求められるほか、幼児教育・保育のさらなる質の向上を図る必要があります。
ニーズ調査	●地域の子育ての環境や支援の満足度をみると、「行事」や、「子どもへの接し方・日常の遊び」「食事や食事についての指導」の満足度は高い一方、「保護者間のネットワークづくり」「遊び場」「保護者の要望・意見への対応」の満足度は低い傾向となっています。
子育て支援団体 ヒアリング調査	●市の子育てや子どもが育つ環境に関して、問題点・課題と感じていることについては、「認定こども園や小学校などの子どもの教育の質」「認定こども園や保育所(園)、放課後児童クラブなどの子どもを預かる体制」が上位となっています。 ●課題解決への取組を行う上で困っていることについては、「プログラムを提供できる人材不足」「人材教育のための資金不足」などが挙げられています。

▶▶ 今後の方向性

保護者の就業率の向上やグローバル化の進展などにより、教育・保育の利用希望が高まることが見込まれると同時に、質に関するニーズの高まりも予想されます。親の就労状況等にかかわらず、すべての子どもに質の高い幼児期の教育・保育を提供できる体制の整備や、人材の確保に向けた取組を進めます。

(2) 地域・学校・企業・行政の連携による子育て支援の充実



市の動向	●社会教育の一環として進めている地域学校協働活動では、地域住民、保護者、地域の団体など幅広い市民の参画を得ながら、地域全体で子どもたちの学びや成長を支え、地域と学校が連携・協働し、学校を核とした地域づくりをめざしています。 ●平成28年度から取り組んでいる「はまだっ子共育プロジェクト」においては、中学校区毎のネットワークの充実を図りながら、次代を担う子どもたちを育むとともに、活動に関わる大人たちも学び、高まっていく活動を推進しています。
ニーズ調査	●子どもに特に身につけてほしい力や大切にしてほしいと思うことについて、「人との関わりを大切にし、コミュニケーション能力を身につけること」が6割台で最も高く、「あいさつや礼儀、社会的マナーを身につけること」、「友達や身近な人と親しみ、関わること」が続いています。 ●地域の中でお子さんを遊ばせたいと思う場所について、就学前児童保護者調査・小学生児童保護者調査ともに、「外遊びを中心に遊ばせたい」が最も高く、「地域の支援者がいろいろな遊びを教えてくれるところで遊ばせたい」が4割以上で高くなっています。教育・保育の現場や家庭以外においても、地域の人が見守る中での「居場所」を求める人が多くなっています。
子育て支援団体・事業所ヒアリング調査	●団体が行政に望む支援や施策については、「行政と団体が連携して取組を行うための体制づくり」「子どもの遊べる場所や住居・まちづくりなどの暮らしの環境整備」が上位となっています。 ●事業所ヒアリング調査では、回答をいただいたほとんどの企業で、仕事と子育てを両立できる環境づくりに向けた制度などの整備が行われています。行政に望むものとしては、助成金の交付や税制上の優遇措置のほか、先進的な取組を行う企業の事例の紹介などもあげられています。

▶▶ 今後の方向性

子どもが普段の暮らしの中で地域の人と関わり、学びや体験につながる機会を充実させるとともに、地域とのコミュニケーションを図れる場の整備を進めます。また、地域資源を活かした多様な体験・交流活動や、親子が安心して集える場の整備・充実に取り組めます。

(3) 子育ての孤立解消と家庭での子育て力の向上



統計資料	●世帯数は微減傾向にあり、1世帯あたりの人数も減少していることから、今後さらに、核家族世帯や単独世帯の増加が予測されます。 ●厚生労働省の「国民生活基礎調査」によると、6人に1人の子どもが相対的な貧困状況にあり、特に、ひとり親家庭では半数以上が相対的な貧困状況に該当していると報告されています。また近年、子どもに対する虐待やいじめ、及びそこから派生する子ども・子育て世帯の社会的な孤立等が大きな問題となっています。
県・市の動向	●島根県内各地で進められている「親学プログラム」では、子育て支援や家庭教育支援を行う人が乳幼児や小中学生をもつ親を対象として、親としての役割や子どもとの関わり方の気づきを促す学習機会を提供しているとともに、親（保護者）同士のつながりや学校・家庭・地域とのネットワークの構築も図っています。 ●本市では、浜田市版家庭教育支援プログラム「HOOP！（浜田親子共育応援プログラム）」により、子育て世代の不安解消に向けて取り組んでいます。
ニーズ調査	●子育てに関して、日常悩んでいること、または気になることについては、就学前児童保護者調査・小学生児童保護者調査ともに、「子どもを叱りすぎているような気がする」「子どもとの時間を十分にとれないこと」「子どもにかかる費用や経済的なこと」が上位5位以内に入っており、子育て家庭が抱える不安や悩みが多岐にわたっていることがうかがえます。 ●地域で子育てを支えるために必要だと思うことについて、「子育てに関する悩みについて気軽に相談できる人や場があること」が約半数と高くなっており、気軽に相談ができる環境づくりと専門的な情報提供を含めた体制づくりが求められます。
子育て支援団体 ヒアリング調査	●日頃の活動の中で、利用者や参加者、保護者からいただく要望や意見について、「お父さんや祖父母世代の子育ての学びが不足している」「子どもとの関わりについて、もっと早く知りたかったなどの意見が多い」「働いている母親やその家族は、なかなか相談など行こうにも行けない」などがあげられています。

▶▶ 今後の方向性

在宅で子育てをしている家庭、共働き家庭やひとり親家庭などの家庭環境にかかわらず、保護者が社会から孤立しないよう、きめ細かい相談体制や連携体制を整えるとともに、家庭での子育てが楽しくなる環境づくりに取り組みます。

第3章 計画の基本理念

1 計画の基本理念

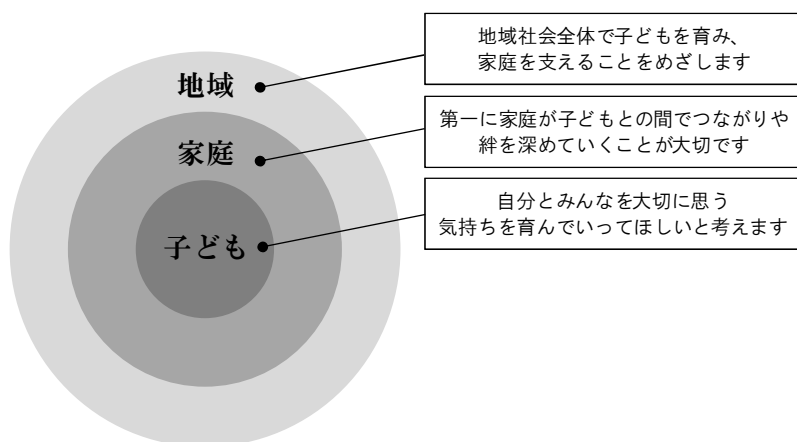
育もう 自分とみんなを大切にする“浜田っ子”

～家庭が育て、地域社会が支えるまちへ～

乳幼児期は、子どもの中に人に対する基本的な信頼感や自信を養う重要な時期であると言えます。浜田市に生まれ、浜田市の将来を担っていく子どもたちにも、自分のことを好きで大切に思う子どもであってほしいと考えます。それはなにより、自分を大切に思う気持ちが、自分と同じように他者を思いやる気持ちを養う土台になると思うからです。そして、以後の成長段階で地域社会の多くの人と関わりをもつ中で、周囲を大切に思う気持ちを一層育んでいってほしいと考えます。

こうした子どもを育てていくためには、第一に、保護者と子どもとの間でつながりや絆を深めていくことが大切です。しかし、保護者の就労形態の多様化や核家族化の進行が本市でもみられており、子育てを取り巻く環境は変化しています。保護者の子育てへの負担や孤立感を和らげ、保護者がゆとりをもって子どもと接することができるよう、地域や行政の協働で子育て家庭を支えることが求められます。

本市には、全国に誇る海や山、これら自然資源に伴う漁業や農業といった産業、また石見神楽や石州半紙などの伝統文化が根付いています。また、こうした自然・文化資源に関わる多くの市民やこれまで子育てを行ってきた数多くの先輩がいます。これまで培ってきた資源や人々との交流を通じ、浜田市の子どもたちを心豊かに育み、子育て家庭を支援することをめざします。



2 計画の基本目標

以上の基本理念のもと子ども・子育て支援を推進するにあたり、基本目標を以下のように定めます。

基本目標1 子ども～自分とみんなを大切にする“浜田っ子”を育みます～

“子どもの育ち”に視点を向け、健やかに成長することができ、周囲との関わりあいの中で豊かな人間性を育んでいくための遊びや教育の場づくりを推進します。

基本目標2 家庭～喜びを感じられる、ゆとりのある子育てを支えます～

“子育て家庭”に視点を向け、保護者がゆとりをもって子どもと向き合うことができるよう、保育サービスや経済的な支援の充実、地域と身近に関わりながら子育てのできる支援を推進します。

基本目標3 地域～地域のみんなで、安心・安全な子育て環境を整えます～

“地域や環境”に視点を向け、地域が子どもの育ちや子育てに積極的に関わることができ、保護者が仕事と家庭生活を両立しながら、安心して暮らすことのできるまちづくりを進めます。

3 重点的な取組施策

重点施策 1 教育・保育の質の確保及び向上

本市では、これまで保育所（園）や認定こども園の新設や増改築など施設整備を積極的に進めてきました。引き続き子ども一人ひとりの個性を大切にしながら、子どもが安心・安全に暮らせる環境整備に取り組むとともに、全市的に統一したカリキュラムの作成などによって、市全体の教育水準の底上げを推進します。また、放課後児童クラブなどにおいて、民間活力の導入を行い、さらなる質の確保を図ります。

重点施策 2 地域全体で子育てをする環境整備

地域における子育て支援サービスの充実を図るとともに、子どもを地域社会全体で育てる観点から、子育て支援のネットワークや、地域の社会資源を活用した体験・交流活動のさらなる充実に努めます。また、地域において子どもの豊かな人間性やたくましく生きる力を育むとともに、大人と子どもが共に学び、成長するための学習の機会を充実させることで、学校、家庭、地域が連携した教育力の向上に努めます。

重点施策 3 子育ての喜びや悩みを分かち合える環境づくり

児童虐待の防止や、ひとり親家庭等に対する生活支援、障がいのある子どもが健全に育つことができる環境整備、子どもの貧困対策など様々な状況の家庭に対して、関係機関と連携しながら、きめ細かい支援を図る取組を進めます。また、相談体制のさらなる強化と利用者の利便性の向上に向けて、老朽化した子育て支援センターに代わる子育て支援の拠点施設として子育て世代包括支援センターを整備（令和4年度開所を予定）し、妊娠期から子育て期を通して、子どもの成長に寄り添った切れ目のない支援を行っていきます。

4 施策体系

基本理念	育もう 自分とみんなを大切にする“浜田っ子” ～家庭が育て、地域社会が支えるまちへ～
------	---

基本目標 1	子ども～自分とみんなを大切にする“浜田っ子”を育みます～
--------	------------------------------

基本方針		施策分類
1 健やかな育ちに向けた支援の推進	➡	① 乳幼児期から小児期までの保健対策 ② 小児期から思春期までの保健対策 ③ 「食育」の推進 ④ 小児医療体制の充実
2 豊かな人間性を育む教育・遊びの推進	➡	① 学校の教育環境の整備 ② 遊びや体験活動を通じた健全育成の推進 ③ 障がい児施策の充実 ④ 次代の親の育成

基本目標 2	家庭～喜びを感じられる、ゆとりのある子育てを支えます～
--------	-----------------------------

基本方針		施策分類
1 保護者の健康と児童虐待防止への取組	➡	① 妊娠・出産・育児期の支援 ② 児童虐待防止対策の充実
2 家庭の教育力向上と相談体制の充実	➡	① 家庭における教育力の向上 ② 相談支援体制の充実
3 保育サービスの充実	➡	① 保育サービスの充実
4 子育て家庭への多様な支援の充実	➡	① 子どもの貧困対策の推進 ② 子育て家庭への経済的支援 ③ ひとり親家庭等の自立支援

基本目標 3	地域～地域のみんで、安心・安全な子育て環境を整えます～
--------	-----------------------------

基本方針		施策分類
1 地域における連携の促進	➡	① 子育て支援のネットワークづくり ② 子育て意識の啓発の推進
2 仕事と家庭生活の両立に向けた体制づくり	➡	① 働きやすい環境づくりの整備 ② 仕事と子育ての両立の推進
3 安心・安全なまちづくり	➡	① 安全で快適なまちづくりの推進 ② 子どもを犯罪被害等から守る活動の推進

第4章 施策の展開

基本目標 1

子ども～自分とみんなを大切にする“浜田っ子”を育みます～

基本方針 1 健やかな育ちに向けた支援の推進

◆現状と課題◆

- ・乳幼児期から小児期の保健対策として、すべての子どもが健やかに成長・発育できるよう、疾病の予防とともに、健康的な生活習慣づくりへの支援が必要です。本市では、乳幼児健診や訪問指導、療育相談・支援等を実施しており、内容の充実には引き続き努める必要があります。また、支援の必要な子どもに対して、特別支援連携協議会相談支援チームによる保育所（園）等への巡回訪問により家庭への支援を行っていますが、巡回対象者の増加に伴い、就学に向けての支援体制の強化が必要です。
- ・健やかな成長・発育を促すための意識啓発や知識の普及も重要です。就学前児童保護者調査では、子育てに関して日常悩んでいること、または気になることについて、「子どもの食事や栄養に関すること」「子どもの発達・発育に関すること」が上位に入っており、子どもの適切な生活習慣や健康維持に関する情報提供の充実が求められています。
- ・小児期から思春期までの保健対策では、健康診断や予防接種による健康確保・増進に加えて、児童生徒の心理面でのケアの重要性が高まっています。本市では、スクールカウンセラー※1を全校に配置しており、定期的な児童生徒及び保護者へのカウンセリングを継続しています。不登校などの問題に対しては、関係機関の連携が必要になるため、スクールソーシャルワーカー※2などとの連携によりさらに効果的な活用を図ります。
- ・食事は、子どもの心身の健康・発達にとって重要な役割を果たします。また、大人になってから食習慣を改めることは難しいため、生涯にわたる健康を維持するためにも、子どものころからの適切な習慣づくりが求められます。
- ・小児医療体制は、安心した出産や子どもの健やかな育ちにとっての基盤となります。市内のどの地域に住んでいても、安心して必要な医療が受けられるよう、引き続き充実が求められます。

※1 スクールカウンセラー：児童生徒との面談を主に行います。また、保護者からの子育ての悩みや教員からの指導方法に関する相談にも応じています。そして、児童生徒の心理に関する校内研修会の講師を行うこともあります。

※2 スクールソーシャルワーカー：対象児童生徒、保護者、教員等との面談や情報提供を行います。そこから得た情報をもとに関係機関と連携して支援をします。そして、校内研修会で事例紹介等の講師を行うこともあります。

◆今後の方向性◆

- ・すべての子どもが健やかに成長・発育できるよう、乳幼児健診や訪問指導など事業内容の充実を図ります。
- ・病気や発達障がい等の早期発見に向けたチェック機能の強化を図るとともに、特別支援連携協議会相談支援チームとの連携や支援体制の強化に努めます。
- ・思春期の保健対策として、心理面でのケアの充実を推進します。
- ・子どものころから適切な食習慣を身につけ、共食の大切さを実感できるよう、幼稚園・保育所（園）、子育て支援センター等での食育を一層推進します。
- ・中山間地域も含めた小児医療体制の充実に引き続き努めます。

◆具体的な施策◆

① 乳幼児期から小児期までの保健対策

基本方針1 健やかな育ちに向けた支援の推進		
施策	内容	担当課
新生児聴覚検査の助成	◎新生児の聴覚に関する異常の早期の発見と支援を図るため、新生児聴覚検査に係る費用のうち、2千円を限度として助成します。	子育て支援課
乳児健康診査の実施	◎乳児を対象とした、離乳食指導、計測、診察、保健指導、栄養指導や子育て相談等をブックスタート事業や歯科の小集団指導も取り入れて実施し、小児期からの生活習慣病予防、育児不安の軽減、事故予防、病気や障がいの早期発見、療育支援を推進します。 ◎県内外医療機関での公費負担による受診体制を整備し、引き続き乳児の健康づくりに努めます。 ◎産後うつ対策を通じた育児不安の軽減のための支援体制の強化を図ります。	子育て支援課
1歳6か月児健康診査の実施	◎1歳6か月児を対象とした、歯科健診、歯科指導、計測、診察、保健指導、栄養指導、子育て相談、発達相談等を行い、小児期からの生活習慣病予防、育児不安の軽減、事故予防、療育支援を推進します。 ◎健診後のフォロー体制として、2歳児チェックや養育訪問などの充実を図ります。	子育て支援課
3歳児健康診査の実施	◎3歳児を対象とした、歯科健診、歯科指導、計測、診察、保健指導、栄養指導、子育て相談、発達相談等を行い、小児期からの生活習慣病予防、育児不安の軽減、事故予防、療育支援を推進します。 ◎保健師への研修による発達チェックの技術向上や発達の専門員の確保・配置により、就学支援に向けた相談・助言ができる体制の充実を今後も図ります。	子育て支援課
フッ素塗布の実施	◎1歳から就学前の在宅児、保育所（園）入所児童、幼稚園児を対象に年2回フッ素塗布を行い、むし歯予防を推進します。	子育て支援課

基本方針 1 健やかな育ちに向けた支援の推進		
施策	内容	担当課
訪問指導の実施	◎赤ちゃん訪問事業、養育支援訪問事業のほか必要者に乳幼児訪問を実施し、家庭での適切な養育の指導に努めます。 ◎産婦健診、産後ケア事業におけるスクリーニング体制の強化に努め、訪問指導につなげていきます。	子育て支援課
育児相談の実施	◎子育て世代包括支援センター、子育て支援センターや各支所での計画的な育児相談等を通じて、乳幼児の健康や食事、発育・発達、育児に関する相談に応じていきます。	子育て支援課
発達相談・支援の実施	◎支援の必要な子どもに対して、発達の専門医によるすこやか健診や相談員によるすこやか相談の月1回の実施に努めます。 ◎特別支援連携協議会相談支援チームによる全保育所（園）・幼稚園・認定こども園への巡回訪問事業及び検討会を実施し、家庭への支援や関係機関との調整を図りながら家庭への支援を図っていきます。また、相談支援ファイルを活用した情報共有も行います。 ◎巡回対象者の増加にも対応できるよう、就学に向けての支援体制の強化を図ります。	子育て支援課 学校教育課
定期予防接種の実施	◎予防接種法に基づく定期予防接種を実施します。里帰り等により市外医療機関で接種をされた場合の接種費用償還払いの実施も行います。 ◎保護者に対してわかりやすい制度の周知を行うとともに、接種率向上のため接種勧奨に努めます。 ◎医療機関に対し情報提供を行うなど連携を図り、接種事故防止に努めるとともに、子どもの感染及び重症化予防、保護者の経済的負担軽減のため、予防接種法に基づかない任意予防接種費用助成事業を継続して実施します。	子育て支援課 健康医療対策課
乳幼児事故の予防指導	◎乳幼児の事故予防のパンフレットを配布し、知識の普及を行います。 ◎乳幼児健診において、随時事故予防の個別指導を実施していきます。	子育て支援課
子育て講演会・講習会の開催	◎子育て支援センターにて、子どもの発達、しつけ、病気、健康づくり等をテーマに、各種講座を毎月定期的に開催します。 ◎利用者参加型のワークショップも実施していきます。	子育て支援課

② 小児期から思春期までの保健対策

基本方針 1 健やかな育ちに向けた支援の推進		
施策	内容	担当課
健康教育の実施	◎生活習慣病予防等、子どもの健康づくりをテーマにした講話等を子育て支援センター等で実施し、健康維持の重要性等についての意識の高揚を図ります。 ◎生活習慣・食生活習慣について実態を把握し、小児期からの生活習慣病予防の取組を進めていきます。	子育て支援課 健康医療対策課
定期予防接種の実施 (※再掲)	◎予防接種法に基づく定期予防接種を実施します。里帰り等により市外医療機関で接種をされた場合の接種費用償還払いの実施も行います。 ◎保護者に対してわかりやすい制度の周知を行うとともに、接種率向上のため接種勧奨に努めます。 ◎医療機関に対し情報提供を行うなど連携を図り、接種事故防止に努めるとともに、子どもの感染及び重症化予防、保護者の経済的負担軽減のため、予防接種法に基づかない任意予防接種費用助成事業を継続して実施します。	子育て支援課 健康医療対策課
児童生徒健康診断の実施	◎内科・歯科・眼科・耳鼻科検診、心電図検査等の定期健診や生活習慣病予防のための血液検査を実施し、児童生徒の健康の保持・増進を図ります。	学校教育課
歯の健康の推進	◎むし歯予防の推進のため、学校でのフッ素洗口の実施について、関係者による協議を行います。	子育て支援課 学校教育課
健康に対する正しい知識の普及	◎性教育をはじめ、喫煙、飲酒、薬物乱用の禁止等の保健教育について、児童生徒が主体的に問題を解決する力が身につくよう、健康に対する正しい知識の普及を推進します。また、健康な生活習慣についての学習やがん検診の重要性等の啓発も進めます。 ◎がんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい認識をもてるよう、がん教育の実践に向けて研修などの取組を進めます。 ◎養護教諭を中心に児童生徒の成長に応じた学習の年間計画を定め、取組を進めています。また、市からの講師派遣など外部講師による講演会や出前授業等を行います。保護者や地域にも授業を公開する機会をもちながら、一層の啓発を進めます。 ◎口腔衛生の正しい知識を身につけ、むし歯・歯周病予防を推進します。	健康医療対策課 学校教育課
教育相談員の設置	◎教育相談員は、児童生徒や保護者の相談に応じ、必要に応じて関係機関等と連携を図りながら対応に努めており、引き続き相談業務を推進します。	学校教育課

基本方針 1 健やかな育ちに向けた支援の推進		
施策	内容	担当課
スクールカウンセラーの配置	◎児童生徒の不登校、いじめ、その他の問題行動の未然防止や早期発見、早期解決に向けて、親や教師だけでは受け止めることのできない心の問題を支援するために、児童生徒の心理に豊富な知識と経験を有するスクールカウンセラーを引き続き配置していきます。また、スクールカウンセラーだけでなく、スクールソーシャルワーカーなどとも連携を図りながら、さらに効果的な取組を進めます。	学校教育課
いじめ・非行等への対応 (スクールソーシャルワーカー)	◎いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等、児童生徒の問題行動の背景には、児童生徒の心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校等の児童生徒が置かれている環境の問題が複雑に絡み合っている場合があります。教育分野の知識に加えて社会福祉等の知識を活用し、問題を抱える児童生徒に対し、環境への働きかけや、関係機関のネットワークを活用して支援を行うスクールソーシャルワーカーを引き続き配置していきます。	学校教育課
不登校児童生徒教育支援センター	◎心や体そして家庭的な問題等から学校への不適應を起こした児童生徒に対して、学校への復帰を応援する施設及び心の居場所として引き続き、教育支援センター「山びこ学級」を開設します。同センターでは、小集団での学習指導、体験的活動、対象児童生徒や保護者との面談を通して学校や社会への適應を図ります。 ◎利用者等の増加に対応するため、指導員の確保や、設備、備品の整備を進めます。	学校教育課

③ 「食育」の推進

基本方針 1 健やかな育ちに向けた支援の推進		
施策	内容	担当課
食育の推進	◎子育て支援センターでの相談や乳幼児健診時に食育アドバイスをを行うとともに、アレルギーや食に関する悩みをテーマにした教室や料理教室を引き続き開催します。 ◎市内保育所（園）、幼稚園等に通う年中児と小中学生に対して実施した「生活習慣・食生活に関するアンケート調査」の結果を今後の事業展開に活用するとともに、保護者を対象に出前講座を実施します。 ◎学校給食を通じた食育の推進に努めます。また、地元産品活用割合調査においては、70%を維持するよう努めます。	子育て支援課 健康医療対策課 教育総務課
食育の推進体制の整備	◎食育推進ネットワーク会議の関係機関と連携して、「食育推進計画」に沿った取組を推進します。 ◎「食育フェスタ in 浜田」を継続して開催します。	健康医療対策課
食生活改善推進協議会活動の推進	◎食生活改善推進員の役割は重要であるため、食生活改善推進員養成講座を継続して開催し、食育推進のため地域で活動するボランティアの育成や再教育等を実施します。また、食育研修を各支部で実施し、地域での食育活動を推進します。 ◎小児期からの生活習慣病の予防に向けた活動として、保育所（園）での親子クッキング、放課後児童クラブでのおやつづくり、小中学校での調理実習等を今後も継続して実施します。	健康医療対策課

④ 小児医療体制の充実

基本方針 1 健やかな育ちに向けた支援の推進		
施策	内容	担当課
小児医療体制の整備	◎小児救急体制の充実に向けて、関係機関と協議を継続するとともに、小児救急体制がスムーズに機能するよう、受診者への細やかな情報提供と医療機関のかかり方についての啓発活動を積極的行います。 ◎国保診療所の各医師が連携することにより、今後も中山間地域の小児医療の充実を図ります。 ◎今後も休日応急診療所を開設し、日曜・祝日の診療体制を継続します。	健康医療対策課

基本方針 2 豊かな人間性を育む教育・遊びの推進

◆現状と課題◆

- ・公立幼稚園の利用定員充足状況は平成 30 年度実績で 52%であり、就学前児童保護者調査において「公立幼稚園」の利用を希望すると回答した方も 6.1%に留まっているため、公立幼稚園のあり方を検討する必要があります。
- ・就学後の学校教育については、学校と保護者や地域の方々がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させるなど、地域に開かれた、地域とともにある学校づくりが全国的に進められています。
- ・国では、「新・放課後子ども総合プラン」により、放課後児童クラブと放課後子ども教室が連携し、すべての児童が安全に、また安心して放課後の時間を過ごし、多様な体験や経験のできる居場所づくりを進めています。
- ・就学前児童保護者調査、小学生児童保護者調査ともに、子どもに特に身につけてほしい力や大切にしてほしいと思うことについて、「あいさつや礼儀、社会的マナーを身につけること」「人との関わりを大切にし、コミュニケーション能力を身につけること」「友達や身近な人と親しみ、関わること」「他者を尊重し、思いやりを持つこと」が上位となっています。
- ・平成 28 年 3 月に学校支援、放課後・休日支援や家庭教育支援を包括した「はまだっ子共育プロジェクト」を立ち上げました。中学校区ごとにネットワーク会議を実施し、学校・家庭・地域の連携・協働による活動を進めています。
- ・発達障がい等の子どもの生活のしづらさや発達の遅れについて、保護者の受容が困難なために早期に必要なサービスにつなげられないケースがみられており、課題となっています。発達障がい等に対する適切な理解と認知を広げることが必要となっています。
- ・発達障がい等の子どもの生活のしづらさや発達の遅れを早期に発見するため、乳幼児健診でのスクリーニングを行っています。また、発達障がい等の子どもに対する家族対応力の向上を支援するペアレントトレーニングなどの保護者への支援も行っています。また、子育て世代包括支援センターでの相談しやすい体制づくりを進めています。
- ・特別教育支援体制については、特別支援連携協議会相談支援チームによって、保育所（園）・幼稚園・学校等への訪問・相談支援等を実施しています。また、教員や保育士に対する研修会において、相談支援ファイルの役割や活用の説明を行い、普及啓発と利用促進を図っています。巡回対象者の増加に伴い、就学に向けての支援体制の強化が求められています。
- ・子どもたちに対し、「次世代の親の育成」という観点からの取組も求められます。自分が親となる前に子どもとふれあう機会をもつことで、子育てがイメージでき、親となった際の子育て不安や抵抗感を和らげることにつながると指摘されています。

◆今後の方向性◆

- ・“自分やみんなを大切にする心”を育むために、他者との関わりあいの場を創出し子どもたちの主体的な活動ができるよう、学校・家庭・地域の連携・協働による取組を進めます。
- ・公立幼稚園に通う園児の教育環境の充実を図るため、統合の検討を進めます。
- ・公民館活動や地域の人材を活用した学校支援地域本部事業の推進を図り、地域に開かれた学校づくりを推進します。
- ・新・放課後子ども総合プランやふるさと郷育の推進、地域と連携した子どもの居場所づくりにより、地域住民との交流や様々な体験活動の機会を提供し、ふるさとを愛し他者を大切に子どもを育成します。
- ・発達障がい等に関して市全体で理解を広げ、関係部局、関係機関との連携により必要な支援につなげるとともに、相談しやすい支援体制の整備を図ります。
- ・子どもたちが乳幼児とふれあい、その保護者の話を聞く機会を設け、命の大切さや将来を考えるきっかけを提供します。

◆具体的な施策◆

① 学校の教育環境の整備

基本方針2 豊かな人間性を育む教育・遊びの推進		
施策	内容	担当課
幼児期教育の充実	◎家庭や地域との連携を深め、子どもたちが遊びや集団生活を通して健やかな成長・発育ができるよう、発達段階に応じた幼児教育の充実を図ります。 ◎平成30年度に実施した「浜田市子ども・子育てに関する市民実態調査」の結果を踏まえ、教育環境の充実を図るため、公立幼稚園の統合を検討します。 ◎幼児教育の質の向上に向けた実践研究と人材育成を推進するため、幼児教育アドバイザーの設置を検討します。	教育総務課 (子育て支援課)
「生きる力」の育成	◎心身の発達段階に応じたきめ細かな指導体制を確立し、義務教育9年間を見据えた教育活動を通して、児童生徒の基礎学力の向上を図りつつ、社会性・人間性豊かな児童生徒を育成するために、小中連携教育を推進します。また、各中学校区(9校)をブロックとして、地域や学校の実態に応じた小中連携教育の取組を推進します。 ◎児童生徒の生活習慣、学習習慣の改善のために、家庭、地域との連携をさらに強化します。	学校教育課

基本方針 2 豊かな人間性を育む教育・遊びの推進		
施策	内容	担当課
CIR（国際交流員） 及びALT（外国語指導助手）の派遣	◎国際理解を深める力を育成することを目的に、国際交流員や外国語指導助手の幼稚園や保育所（園）、学校等への派遣を通して、地域の国際交流の進展、国際相互理解の増進、国際化の促進を図ります。小学校では新学習指導要領への対応を図るとともに、中学校では英語教育の充実を図ります。	観光交流課 （CIR） 学校教育課 （ALT）
健やかな身体の育成	◎子どもが自主的に様々なスポーツに親しむことができるよう、外部指導者の活用や地域の連携を促進し、学校におけるスポーツ環境の充実と健やかな身体の育成を図ります。	学校教育課
地域に開かれた 学校づくり	◎「しまね教育ウィーク」にあわせて、保護者だけでなく地域住民の参観授業を行っています。また、学校だよりを地域に配布し情報提供に努めるなど、学校の教育情報を保護者や地域へ提供するとともに、公開授業や学校行事の公開により、地域に開かれた学校づくりを推進します。なお、実施にあたっては、安全性に十分配慮します。 ◎地域の環境、伝統文化等を生かした教育を推進し、特色ある学校づくりに努めるとともに、地域住民等に学校評議員を委嘱し地域との連携を深めるなどの取組を推進します。 ◎ 学校と地域社会が目標やビジョンを共有し、協働しながら、子どもも大人も共に高まりあい、つながりのある魅力あふれる地域を創生する取組を推進します。 ◎公民館を核として、地域の人材を活用した学校支援活動に取り組み、学習内容の充実や地域住民との交流を推進します。	学校教育課 生涯学習課
学校開放の実施	◎学校教育に支障のない範囲において学校施設を開放し、住民の健康増進・体力の向上、生涯のスポーツ振興、文化活動の推進に努めます。	生涯学習課
ふるさと郷育 推進事業	◎浜田市ふるさとの郷育推進計画を策定し、学校に対してふるさと再発見のメニュー等を提供し、ふるさとを大切にする子どもの育成に努めます。 ①「浜田市の人物読本」の活用 ②ふるさと再発見事業 ③ふるさと教育推進事業（県） ④自然体験活動の推進 ⑤つなぐ・つながる事業 （親子・三世代交流事業、通学合宿支援事業） ⑥学校支援・放課後支援・家庭教育支援事業 ◎ 各中学校区にエリアコーディネーターを配置し、地域学校協働会議を実施します。	生涯学習課

② 遊びや体験活動を通じた健全育成の推進

基本方針2 豊かな人間性を育む教育・遊びの推進		
施策	内容	担当課
放課後児童クラブの充実	◎放課後、仕事等で保護者のいない小学校児童の健全育成を図ります。 ◎放課後児童クラブ利用者は年々増加しており、今後も引き続き保護者の就労支援のために受け入れ体制の整備を図ります。 ◎施設の拡充と指導員の研修育成を図ります。 (※目標事業量など詳細は「第5章 4」に記載) ◎放課後児童クラブの質の向上の観点から、民間委託を進めます。	子育て支援課
子どもが主体的に行う遊びやボランティア活動・体験活動の推進	◎子どもがボランティアや体験活動に積極的に参加し、自発的に工夫しながら取り組むことを通じて、豊かな人間性やたくましく生きる力を育ていけるよう、機会の提供やのびのびと活動できる環境づくりを進めていきます。 ◎公民館が中核となって学校・家庭・地域が連携しながら、子どもの主体的で多様な体験活動を推進します。	生涯学習課
新・放課後子ども総合プランの充実	◎放課後や休日等において、学校、家庭、地域の連携・協働による子どもを育む地域活動や地域ぐるみでの子どもの育成を支援します。 ◎中学校区ごとに地域学校協働会議を組織し、学校・家庭・地域の連携・協働による子どもを育む地域活動についての研修などを行います。 ◎児童の放課後や休日の過ごし方、放課後支援のニーズを把握し、その実態やニーズに即した放課後子ども教室の設置や増設を検討します。 ◎すべての子どもたちが放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう公民館が中心となりコーディネートを行います。 ◎放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体的な、または連携による実施に取り組みます。 (※目標事業量など詳細は「第5章 4」に記載)	生涯学習課
文化活動の充実	◎小中学生を対象に優れた芸術を鑑賞する機会として「スクールコンサート事業」を実施しています。今後も引き続き鑑賞機会を提供し、芸術文化意識の高揚を図ります。	文化振興課
スポーツ活動の充実	◎「スポーツ都市宣言」の精神を尊重し、スポーツに親しむことができるスポーツ・レクリエーション活動を推進します。 ◎スポーツ少年団の活動を推進することで青少年の健全育成を図ります。	生涯学習課
スポーツ推進委員による活動促進	◎スポーツ推進委員により、スポーツ団体や地域との連携を図り、親子で楽しめるスポーツ・レクリエーション活動を促進します。	生涯学習課

基本方針 2 豊かな人間性を育む教育・遊びの推進		
施策	内容	担当課
各種講座の開催	◎公民館を核に生涯学習、社会教育を推進します。また、地域で子どもを育む体制の構築を図り、多様で持続可能な活動となるよう取組を推進します。	生涯学習課
子ども会の活動支援	◎子ども会の組織化や活発な子ども会活動が展開されるよう、今後も継続して支援を行います。	青少年サポートセンター
学校支援 ボランティアの充実	◎地域学校協働活動を通して公民館職員や地域学校協働活動推進員が学校等に対しボランティアの派遣を行います。派遣においては、事前に学習のねらいや子どもたちに身につけさせたい力等を学校と共有できるようコーディネートします。また、公民館職員や地域学校協働活動推進員がボランティアのスキルアップのため、各中学校区においてボランティアの集い等を実施し、ボランティアの育成を図ります。	生涯学習課
自然環境についての 啓発	◎環境省や島根県等と連携しながら、必要に応じて主体的に発信したり、自然環境に関するポスター掲示やパンフレットの配布など、関係機関の配布物の共有に努めます。 ◎小学校の長期休業期間を利用して、自身の生活環境を通じた地球環境に関するE S D学習に取り組めます。	環境課



「わくわくタイム」

③ 障がい児施策の充実

基本方針 2 豊かな人間性を育む教育・遊びの推進		
施策	内容	担当課
早期発見と相談の充実	◎子育てについて何でも安心して相談できるような窓口の整備に努めていきます。 ◎子どもの発達の遅れを早期に発見するとともに関係機関への紹介など連携をとりながら、親の不安解消のための各種相談事業を実施していきます。 ◎県の1歳6か月児健康診査マニュアルの活用を含め、健診の質の向上を図ります。 ◎乳幼児期から小学校まで継続的な支援が実施されるよう、関係機関の連携を進めます。	子育て支援課
地域における自立支援の充実	◎「障害者総合支援法」に基づき、各種サービスが適切に利用できるよう関係機関との連携による支援の充実を図ります。また、障がいのある子どもが地域社会の様々な場に参加し、地域社会と共に育つよう自立支援に努めます。 ◎放課後等デイサービス事業所及び児童発達支援事業所が市内に複数か所開設されました。引き続き体制整備に努めるとともに、関係機関との情報交換や、研修会の実施に努めます。	地域福祉課
特別支援教育体制の整備	◎特別支援連携協議会において、家庭への支援や関係機関との調整・支援を実施するとともに、総合的な支援体制を構築していきます。また、相談支援チームにより、幼稚園・保育所（園）・学校等への訪問や相談支援等を引き続き実施するとともに、自立支援協議会などとの連携についても検討を進めます。 ◎相談支援ファイルの普及啓発と利用促進を図ります。	学校教育課
小中学校の就学支援	◎特別支援学級就学児童生徒の保護者の負担軽減のため、学用品、通学費、給食費等について支援を行います。	学校教育課
特別児童扶養手当、障害児福祉手当の支給	◎20歳未満で中度以上の障がいのある児童の生活の向上に寄与するため、養育者に特別児童扶養手当を支給します（所得制限があります）。 ◎20歳未満で重度の障がいがあるため、日常生活で常時の介護を必要とする児童に、障害児福祉手当を支給します（所得制限があります）。 （※ただし、いずれも施設入所している場合は支給しません）	地域福祉課
重症心身障がい児や医療的ケア児への支援	◎重症心身障がい児や医療的ケア児が、身近な地域において心身の状況に応じた総合的な支援を受けられるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等関係機関の連携を進めます。	地域福祉課 健康医療対策課 子育て支援課 学校教育課

基本方針 2 豊かな人間性を育む教育・遊びの推進		
施策	内容	担当課
障がい児保育の充実	◎保育の必要な障がい児を健常児とともに集団保育することにより、当該障がい児の福祉の増進を図ります。 ◎市内全保育所（園）、認定こども園で対応しており、実際に障がい児を受け入れている保育所（園）、認定こども園に対し支援を行い、充実に努めます。 ◎障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所（園）等を 2 週間に 1 回程度訪問し、障がいのある子どもや保育所（園）等のスタッフに対し、障がいのある子どもが集団生活に適應するための専門的な支援を行います。	子育て支援課 地域福祉課

④ 次代の親の育成

基本方針 2 豊かな人間性を育む教育・遊びの推進		
施策	内容	担当課
乳幼児とふれあう場づくりの推進	◎学校教育の授業や総合学習の取組を通して、中高生が子育て支援センターや保育所（園）等に訪問するなど、乳幼児との交流を図ります。 ◎NPO団体等と連携し、小中高大学生が乳幼児とふれあう機会や子育て中の保護者から子育てについて話を聞く場を提供します。	子育て支援課
子どもを生み育てることに関する学習の充実	◎行政及び民間の子育て支援団体からなるヤングサポーター育成チームの活動や教育委員会と連携した事業により、将来、親となるために必要な母性や父性の理解、幼児に対するあたたかい感情や関心を養うための学習及び意識の啓発を行っていきます。また、より多くの中高生に対して啓発できるような体制づくりに向けて検討を進めます。	子育て支援課

基本目標 2

家庭～喜びを感じられる、ゆとりのある子育てを支えます～

基本方針 1 保護者の健康と児童虐待防止への取組

◆現状と課題◆

- ・妊娠・出産・育児期における切れ目のない支援の充実が求められています。母子健康手帳の交付や乳幼児全戸訪問等の充実により、母親の不安感や孤立感を和らげる取組が求められます。
- ・母子健康手帳交付や乳幼児全戸訪問といった、妊産婦や出産後間もない母親と接触のできる機会を活用し、子育てに関する必要な情報提供を行うとともに、適切なサービス提供に結びつけることも大切です。
- ・国では、21 世紀の母子保健の主要な取組を提示するビジョンである「健やか親子 21（第2次）」を平成 27 年度から開始し、基本的な方向性や目標数値、具体的な取組内容について検討を行っています。そこでは、「育てにくさを感じる親に寄り添う支援」と「妊娠期からの児童虐待防止対策」が重点課題として掲げられています。
- ・近年、保護者の経済的困窮、社会的孤立、養育力の低下、ひとり親家庭の増加等、子どもを取り巻く社会・家庭環境が多様化、複雑化してきており、児童虐待等により社会的養護を必要とする子どもが増加しています。
- ・国では、児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律が改正され、発生予防から自立支援までの一連の対策のさらなる強化や児童虐待の発生予防・早期発見のための取組、体罰によらない子育て等が進められています。
- ・就学前児童保護者調査では、子どもをしつけとしてたたいたりすることについて、「時には必要と思う」が 62.6%となっています。また、児童虐待に関する相談窓口が浜田市の子育て支援課か児童相談所であることを「知らない」と回答した方は 31.9%となっています。
- ・虐待を防止するためには、予防と早期発見、そして早期対応が大切です。要保護児童対策地域協議会等を活用した支援の必要な家庭の把握や早期発見に向けた見守り体制の整備、発見後の適切かつ迅速な対応を、一層強化することが求められます。
- ・本市では子ども虐待防止対応マニュアルを作成し、関係機関との役割分担など相互連携の強化を図っています。引き続き、関係機関との連携強化を図るとともに、子ども家庭総合支援拠点の整備について検討を進める必要があります。

◆今後の方向性◆

- ・ 妊娠期や産後の母親の不安感や孤立感を和らげるために、相談機能の充実や仲間づくりの促進を図ります。
- ・ 保護者の健康づくりに関する情報の提供に努めるとともに、低体重児増加の要因となる妊娠中のやせや喫煙の改善等の情報提供をします。
- ・ 子育てに関する情報提供を様々な機会を活用して実施し、適切なサービス提供に結びつけます。
- ・ 養育支援の必要な家庭を早期に把握し、継続的な支援につなげるとともに、虐待予防・早期発見・早期対応に向け、要保護児童対策地域協議会等を活用し関係機関の連携を強化します。
- ・ 子どもの立場や子どもの気持ちを一番に踏まえ、児童虐待が子どもに与える悪影響を周知するなど、児童虐待防止に向けた啓発を推進します。

◆具体的な施策◆

① 妊娠・出産・育児期の支援

基本方針1 保護者の健康と児童虐待防止への取組		
施策	内容	担当課
妊娠届 母子健康手帳の交付	◎妊娠届出時に、妊娠・出産・育児に関する不安を把握し、必要な情報やサービスを提供します。	子育て支援課
ママパパ学級の実施 (妊婦教室)	◎妊婦とその家族を対象に、妊娠中の生活、栄養、歯科保健、分娩の経過、母乳等について、医療機関と役割分担し、実施していきます。初産の方の参加も多いため、産後のイメージがしやすい企画を検討していきます。 ◎妊娠中の生活・出産・育児に関する知識の提供や、妊婦同士の仲間づくりを図ることにより不安の軽減を図ります。	子育て支援課
妊産婦訪問指導・乳幼児全戸訪問の実施 (赤ちゃん訪問事業)	◎赤ちゃん訪問事業では、生後4か月以内の乳児のいる原則すべての家庭を訪問し、子どもの健康管理や保護者の育児不安の軽減を図ります。 ◎子育て世代包括支援センターの機能強化を図り、子育ての孤立化を防ぐとともに、子育てに関する必要な情報提供を行い、適切なサービス提供に結びつけ、子どもの健やかな育成を図ります。また、仲間づくりや自主活動へもつなげていきます。 (※目標事業量など詳細は「第5章 4」に記載)	子育て支援課
養育支援訪問の実施	◎赤ちゃん訪問事業で把握した、養育の困難な家庭や保護者への支援者がいないケースに対し、継続的な訪問や家事援助を実施します。 ◎育てにくさを感じる親に寄り添う事業として、あそびの広場や低体重児の会などの事業を実施します。 (※目標事業量など詳細は「第5章 4」に記載)	子育て支援課

基本方針 1 保護者の健康と児童虐待防止への取組		
施策	内容	担当課
産前産後の日常生活への支援	◎産前・産後の家事支援のために、産前産後家事支援サポーター派遣事業を実施しており、特に援助が必要な世帯に家事の支援を行います。	子育て支援課
保護者の健康づくりへの支援	◎1歳6か月児健康診査で保護者歯科健診を実施するほか、赤ちゃん訪問や乳幼児健診等でがん検診や保護者の健康づくりに関する情報の提供を行います。 ◎不安の強い保護者を対象としたカウンセラーによる相談を実施します。	子育て支援課
妊婦一般健康診査の公費負担	◎医療機関での健診（14回）を公費負担します。 ◎多胎妊娠の場合の公費負担拡充について、実施の有無も含めて検討します。	子育て支援課
産婦健康診査の公費負担	◎産後間もない母親のこころとからだの健康保持や産後うつ病の予防等を図ることを目的とした出産後の切れ目ない支援のため、産婦健康診査の費用を公費負担します。	子育て支援課
産後ケア利用費用の助成	◎心身のケアや育児のサポートが必要なケースに対し、産後ケア事業を紹介し、その利用費用の一部を助成します。	子育て支援課
妊婦歯科健康診査の公費負担	◎妊婦の口腔衛生の向上を図り、妊娠中や産後の健康づくりを支援するため、妊婦歯科健康診査の費用を公費負担します。	子育て支援課
出生届時・転入時のサービス紹介	◎出生届時や転入時において、子育て情報誌等を配布し、必要な手続きや利用できるサービス・予防接種等の紹介をしていきます。あわせて母子の状況把握に努め、必要な支援を提供していきます。 ◎窓口へ来庁される機会をとらえての情報提供に加え、来庁していない場合は個別に対応するように努めます。	子育て支援課
不妊治療費等の助成	◎保険適用の不妊治療及び検査、人工授精の費用のうち、1年間に8万円を限度として3期まで助成します。 ◎採卵準備のための投薬の開始から体外受精または顕微授精を行うまでの不妊治療の費用のうち、7万5千円を限度として6回まで助成します。 ◎2回以上の流産または死産を繰り返す症状の治療の費用のうち5万円を限度として助成します。 ◎金銭面での助成のみならず、精神面のフォローにも力を入れていきます。	子育て支援課

② 児童虐待防止対策の充実

基本方針 1 保護者の健康と児童虐待防止への取組		
施策	内容	担当課
要保護児童対策地域協議会の設置	◎児童相談所など各関係機関により構成される要保護児童対策地域協議会において、関係機関の円滑な連携・協力により要保護児童への支援を行います。 ◎要保護児童対策地域協議会では、要保護児童等の適切な保護を図るための情報交換や、緊急時の対応、個人情報の取扱い等に関する研修会、支援内容の協議を行い、実態の把握や虐待の予防に努めます。そのため、協議会を代表者会議、実務者会議、ケース会議の三層構造として、状況に応じた会議の開催を行っていきます。	子育て支援課
子ども家庭総合支援拠点の設置	◎子どもの最善の利益を念頭に、子どもとその家庭、妊産婦等の実情の把握を行うとともに、子育てに関する一般的な相談から専門的な相談の対応、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務等を行い、子育てに問題を抱える家庭への相談支援（実情の把握、情報提供、調査、指導、関係機関との連絡調整）を一体的に担うための機能を有する「子ども家庭総合支援拠点」の設置を進めます。	子育て支援課
虐待の早期発見と予防	◎妊娠期から医療機関ほか関係機関との連携を強化し、早期発見・早期支援に努めます。 ◎虐待予防と早期発見の観点からも、赤ちゃん訪問事業や幼稚園・保育所（園）等への巡回訪問、乳幼児健診等を継続して実施します。 ◎教育委員会や学校との連携を強化するとともに、子どもの視点に立ち、早期発見・早期支援に努めます。 ◎虐待への関心を高めるため早期発見と予防について広報やホームページ等で広く周知するとともに、児童虐待防止月間に合わせて各地域で開催されるイベント等で啓発活動を行い、住民の関心を喚起し、通告義務の周知を図ります。	子育て支援課
子ども虐待防止対応マニュアルの活用	◎地域における児童虐待防止機能の向上をめざし、要保護児童対策地域協議会において、関係機関が連携し家庭への適切かつ迅速な対応を行うために、子ども虐待防止対応マニュアルの活用と児童虐待防止の普及を促進していきます。 ◎子ども虐待防止対応マニュアルを関係機関に配布して、学校、地域、企業、団体、市民グループ、行政等の相互連携を強化します。	子育て支援課
組織づくりとネットワークの構築	◎講演会や研修等により地域で活動する指導者を養成するとともに、公民館活動や生き生き楽習講座による人権教育や啓発活動を推進します。	子育て支援課 人権同和教育啓発センター

基本方針 1 保護者の健康と児童虐待防止への取組		
施策	内容	担当課
相談体制の充実	◎子育て支援課では、虐待、養育相談のほか、女性相談、男性相談やDVに関する相談等、家庭と子育てに関する相談窓口を一本化して対応します。 ◎人権擁護委員や民生児童委員等の関係機関と連携を図り、相談窓口を充実します。	子育て支援課 人権同和教育 啓発センター
人権教育の推進	◎図書やDVD等の学習資料を充実し、あらゆる機会において人権・同和教育を推進します。	人権同和教育 啓発センター
里親制度の啓発	◎社会的養護の中で大きな役割を果たす里親の制度について、広報やホームページなどで制度の周知啓発を図ります。	子育て支援課

基本方針 2 家庭の教育力向上と相談体制の充実

◆現状と課題◆

- ・核家族化や地域のつながりの希薄化等により、保護者が子どもとの関わり方を学ぶ機会の減少や、保護者の孤立化が問題視されています。
- ・就学前児童保護者調査では、「基本的な学力」や「基本的な生活習慣」、「社会的ルールや礼儀作法」「自己肯定感（自尊感情）」について、これらを子どもたちに育んでいく役目を家庭が担うべきとする回答が 85%～95%となっています。保護者が子育てや家庭教育を学習する機会や保護者同士で子育てに関する悩みごとや不安を共有し、子どもへの関わり方を学ぶ機会等、家庭の教育力向上に向けた取組の充実が求められます。
- ・保護者が子育てに関して気軽に相談できる先としては、就学前児童保護者調査では「配偶者・パートナー」が83.4%、「祖父母等の親族」が74.0%、「友人や知人」が59.8%と高い割合を占めています。また、「幼稚園・保育所（園）・認定こども園」が41.5%となっており、保育所（園）利用者にとっては身近な相談先として認知されています。一方で、「相談できる人はいない」と回答した人が1.0%あり、こうした人に対する支援が課題となっています。
- ・保護者の悩みごとや気になることでは「子どもを叱りすぎているような気がする」「子どもとの時間を十分にとれないこと」の割合がアンケート調査で高くなっているほか、就学前児童保護者では「子どもの食事や栄養に関すること」「子どもにかかる費用などの経済的なこと」「仕事と子育ての両立が難しいこと」が、小学生保護者では「子どもの教育に関すること」「子どもの友だちづきあい（いじめ等を含む）に関すること」が上位となっています。
- ・本市では、平成29年度に乳幼児期に特化した家庭教育支援プログラムを開発し、県が推進する親学プログラムと合わせて、浜田市版家庭教育支援プログラム「HOOP！（浜田親子共育応援プログラム）」を構築しました。家庭教育支援として親の学びの場を提供しており、子どもたちの自尊感情の育成についてアドバイザーからの専門的な助言や、ワークショップを組み合わせたプログラムを行っています。
- ・子育て世代包括支援センターや子育て支援センターにおける相談機能を充実することに加え、身近な相談先のない保護者に対しては母子健康手帳交付時や乳幼児全戸訪問、乳幼児健診等の接触機会における相談体制の充実が特に求められます。また、個々の保護者の状況を関係機関で共有するなど、連携した支援も必要です。

◆今後の方向性◆

- ・HOOP！の拡充により、家庭教育に関する学習機会や親同士の交流を図ります。
- ・子育て世代包括支援センターや子育て支援センターにおける相談機能の充実と、乳幼児全戸訪問等を活用した個々の保護者の状況把握に努めます。

◆具体的な施策◆

① 家庭における教育力の向上

基本方針2 家庭の教育力向上と相談体制の充実		
施策	内容	担当課
家庭教育に関する学習機会の充実	◎日々の事業や行事を通して、親が子どもを育てることの社会的意義を学ぶとともに、子育てのノウハウや情報提供を行い、また地域ボランティアとの交流を図り、地域における家庭での子育て支援を図ります。	子育て支援課
子育て講座の開催	◎子育てや病気に関することなど、幅広い内容で研修会や講座を実施し、子育て家庭へ情報提供を図ります。	子育て支援課
家庭教育に関する相談体制の整備	◎子育て支援センターや青少年サポートはまだと連携し、子育てや家庭教育の不安や悩み等の緩和・解消に努めるため、専門職の配置により相談体制を整備します。	子育て支援課
HOOP！（浜田親子共育応援プログラム）の推進	◎家庭教育に関する学習機会、親同士の交流を図るために、HOOP！（浜田親子共育応援プログラム）を拡充します。	生涯学習課
家庭教育支援チームの組織化	◎家庭教育支援チームがHOOP！の拡充に努めるとともに公民館単位や小中学校区単位で家庭教育支援チームを組織化し、地域ぐるみで家庭教育を支援します。 ◎小学校や中学校でのHOOP！の活用を促し、親の学びの機会を提供するよう努めるとともに、モデルとなる家庭教育支援チームの設置をめざします。	生涯学習課
うちどく家読の推進	◎家族の心の絆を深め豊かな心を育てるために関係機関と連携し家庭での読書を推進します。	生涯学習課
地域ぐるみの家庭教育支援	◎親子や三世代での参加型行事や体験活動等のプログラムを展開するとともに、親世代の参画を促すよう努めます。	生涯学習課



「すくすく講座」

② 相談支援体制の充実

基本方針 2 家庭の教育力向上と相談体制の充実		
施策名	施策内容	担当課
子育て世代包括支援センター等の相談・情報提供体制の整備・充実	◎子育て世代包括支援センターや子育て支援センター等における相談や情報提供の機能の充実を図ります。 ◎保健師、保育士、助産師、栄養士等が専門的な立場で、子育て中の親や子どもの相談等にあたります。相談内容も専門的なものから保護者自身の悩み等幅広く対応していきます。 ◎相談対応能力の向上のための職員研修や、心の相談に対応するための専門カウンセリングによる相談、また、家庭での支援につなげるための養育支援訪問を引き続き行います。	子育て支援課
青少年サポートはまだの相談・支援体制の整備	◎様々な悩みを抱える子どもや若者、保護者等の相談を青少年サポートセンターに設置した青少年サポートはまだで受け付けます。また、相談内容に応じて学校や専門機関等と連携を図り解決に向けて支援します。	青少年サポートセンター

基本方針 3 保育サービスの充実

◆現状と課題◆

- ・国では、女性の就業率 80%に対応した教育・保育の受け皿の確保が進められています。平成 27 年の国勢調査の結果では、本市の 20 歳代後半の女性の就業率は 83.4%となっています。教育・保育ニーズへの対応として、今後も教育・保育施設の整備や保育士等の人材の確保に取り組むとともに、こうした状況を背景とした保育ニーズの高まりに対し、通常保育事業の質の向上や延長保育、病児・病後児保育、一時預かりといった保育サービスの充実を今後も進める必要があります。
- ・令和元年 10 月より幼児教育・保育の無償化が開始され、収入に関わらず無償化の対象となる 3 歳から 5 歳児を中心に、保護者の働き方や幼児教育・保育への関心から、教育・保育ニーズはますます多様化することが考えられます。
- ・就学前児童保護者調査では、お子さんを平日に預ける施設やサービスを選ぶ際に重視する点について、「職員の方の子どもへの接し方がよいこと」「施設・設備が清潔で整っていること」が上位 5 位以内に入っており、認定こども園、保育所（園）、幼稚園等における質の高い教育・保育への期待がうかがえます。
- ・子育て支援団体へのヒアリング調査では、市の子育てや子どもが育つ環境について、問題点・課題と感じていることについて、「認定こども園や小学校などの子どもの教育の質」が最も件数が多くなっています。
- ・通常保育事業や保育サービスの充実にあたっては、一人ひとりの子どもの育ちに目を向け、「子どもの最善の利益」を実現できるよう、職員配置の改善や研修の充実、小学校との接続の改善等、質的な向上を図る必要があります。

◆今後の方向性◆

- ・認可保育所や認定こども園における通常保育事業の充実に引き続き努めます。
- ・保護者の多様な就労状況や子育てを取り巻く状況に対応できるよう、病児・病後児保育事業の整備を図るとともに、ファミリー・サポート・センター事業など体制の充実を図ります。
- ・一人ひとりの子どもの育ちに目を向けた、保育の質の向上を図ります。

◆具体的な施策◆

① 保育サービスの充実

基本方針3 保育サービスの充実		
施策	内容	担当課
通常保育の充実	◎保育施設の整備に取り組むとともに、経年劣化を理由とする施設改修を進めます。 ◎今後も希望の保育所（園）、認定こども園への入所ができるよう適正規模・適正配置に努めます。 （※目標事業量など詳細は「第5章 3」に記載）	子育て支援課
延長保育の実施	◎通常の開所時間（11 時間）を超えて児童を保育します。 ◎利用者のニーズに対応した実施を図ります。 （※目標事業量など詳細は「第5章 4」に記載）	子育て支援課
休日保育の実施	◎保護者の多様な就労等により、休日の保育ニーズに応えるため、今後も継続して実施します。	子育て支援課
病児・病後児保育の充実	◎病気回復期にある児童を、市役所内にある専用スペースで一時的に預かります。 ◎病児保育の早期開設について、各医療機関等に事業実施意向調査を行う等の取組を進めます。 （※目標事業量など詳細は「第5章 4」に記載）	子育て支援課
無償化対象となる一時保育（預かり）の充実	◎就労の多様化に伴う一時的な保育や保護者の傷病等による緊急保育、保護者のリフレッシュ等を目的とした一時的に預かる保育事業であり、引き続き充実に努めます。 （※目標事業量など詳細は「第5章 4」に記載）	子育て支援課
短期入所生活援助（トワイライトステイ、ショートステイ）の実施	◎保護者が病気になった場合等に、児童福祉施設等において短期間（1 週間程度）児童を預かる「ショートステイ」については、令和元年度現在2か所で受け入れを行っています。 ◎保護者の帰宅が常に夜間になる場合や休日勤務の場合等に、児童福祉施設等において一時的に児童を預かる「トワイライトステイ」については、令和元年度現在2か所で受け入れが可能です。 ◎引き続き短期入所生活援助事業を実施し、保護者の多様な要望に応えられるような体制を構築していきます。 （※目標事業量など詳細は「第5章 4」に記載）	子育て支援課
保育施設の整備	◎園児が安全な環境で過ごせるように施設整備の改修や充実に努めており、今後も充実に努めていきます。	子育て支援課
0 歳児年度途中受入体制の整備	◎0 歳児年度途中の保育所（園）入所に対応できるよう、保育士を配置する保育所（園）、認定こども園に対し支援を行います。	子育て支援課
保育士修学資金の貸付	◎保育士養成施設で修学する者に修学資金を貸付け、資格取得後、浜田市内の保育施設に従事した場合に返還を免除し、質の高い保育士の確保に努めます。	子育て支援課

基本方針3 保育サービスの充実		
施策	内容	担当課
ファミリー・サポート・センターの充実	◎緊急時の預かりや送り迎え等、様々な子育てのニーズに対応するため、援助依頼者（お願いする人）と援助提供者（任せてほしい人）に登録してもらい、相互の援助活動を支援します。今後も事業内容の周知等により会員数の増加に努めるとともに、会員への研修会の開催を行います。 ◎病児、病後児の預かりのための研修会や、ひとり親家庭等の利用料助成を実施します。 （※目標事業量など詳細は「第5章 4」に記載）	子育て支援課

基本方針 4 子育て家庭への多様な支援の充実

◆現状と課題◆

- ・誰もが安心して子育てができるよう、児童手当の支給や医療費の助成等による子育て家庭への経済的支援が求められています。
- ・子どもの貧困対策については、平成 26 年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、令和元年6月に成立した「改正子どもの貧困対策法」では、対策の一層の推進を図るべく、子どもの権利の尊重や教育の機会均等の保障、保護者の所得の増大や職業生活の安定と向上等に必要な施策を講じることが明記されるとともに、市町村においても子どもの貧困対策の推進が努力義務とされました。
- ・令和元年 10 月から保育料の無償化が実施されましたが、就学前児童保護者調査において、子どもにかかる費用のうち、経済的に負担が大きいと感じるものについては、「給食費等の幼稚園・保育所（園）・認定こども園の諸経費」が 44.1%、次いで「制服・体操服の購入費」「学習塾や習い事にかかる費用」が続いており、子育て支援の一つとして、経済的な負担の軽減が今後も求められます。
- ・本市では、出生から就学前までの乳幼児医療費について、平成 30 年 10 月から自己負担を無料としています。また、市単独事業として実施している保険適用後の自己負担限度額を超える額の助成については、平成 27 年4月から対象を中学校3年生まで拡大し、経済的支援の拡充を図ってきました。
- ・ひとり親家庭に対する支援では、いわゆる「子ども・子育て関連3法」成立によるひとり親家庭への支援施策の見直しにより支援体制の充実や支援施策の周知強化、父子家庭への支援拡大等、取組を強化する必要があります。

◆今後の方向性◆

- ・子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう対策を推進します。
- ・引き続き子育てに伴う経済的負担の軽減を目的とした支援を行います。
- ・乳幼児医療費や幼稚園・保育所（園）等の保育料に係る助成や補助の対象拡大について、検討を進めます。
- ・ひとり親家庭への支援について、相談機能の強化や助成、支援施策の周知拡大を図ります。

◆具体的な施策◆

① 子どもの貧困対策の推進

基本方針 4 子育て家庭への多様な支援の充実		
施策	内容	担当課
貧困への理解の促進	◎研修や啓発等により、関係者を中心に子どもの貧困に関する理解を深めることで、課題を抱える子どもや家庭を早期に発見し、適切な対応や支援につなげられる体制を構築します。	子育て支援課 学校教育課
小中学校の就学支援	◎経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対して、学用品、通学費、給食費等について支援を行います。	学校教育課
ひとり親家庭の自立支援	◎母子・父子自立支援員が、ハローワークや社会福祉協議会等の関係機関と連携を取りながら自立に向けた支援を実施します。 ◎ひとり親家庭の保護者を対象に、就業につながる能力開発のために受講した受講料を補助します。 ◎ひとり親家庭の保護者を対象に、看護師等の養成機関における修業期間の生活費の負担軽減を図るため、給付金を支給します。	子育て支援課
養育費の確保に関する支援	◎母子・父子自立支援員が、弁護士等の専門機関を紹介する等、養育費の支払いが適切に行われるよう相談支援を実施します。	子育て支援課
スクールカウンセラーの配置（※再掲）	◎児童生徒の不登校、いじめ、その他の問題行動の未然防止や早期発見、早期解決に向けて、親や教師だけでは受け止めることのできない心の問題を支援するために、児童生徒の心理に豊富な知識と経験を有するスクールカウンセラーを引き続き配置していきます。また、スクールカウンセラーだけでなく、スクールソーシャルワーカーなどとも連携を図りながら、さらに効果的な取組を進めます。	学校教育課

② 子育て家庭への経済的支援

基本方針 4 子育て家庭への多様な支援の充実		
施策	内容	担当課
児童手当の支給	◎中学校終了までの児童生徒を養育している保護者に、児童手当を支給します（所得制限があります）。	子育て支援課
乳幼児医療費等の助成	◎出生から就学前までの乳幼児等医療費について、自己負担を無料としています。 ◎小学校 1 年生から中学校 3 年生までの医療費については、市単独事業として、保険適用後の自己負担限度額を超える額を助成します。	保険年金課

基本方針 4 子育て家庭への多様な支援の充実		
施策	内容	担当課
出産育児一時金の支給	◎医療保険制度により出産育児一時金を支給します。 ◎出産育児一時金等を直接医療機関等へ支払う「直接支払制度」を実施しています（ただし、出産育児一時金を上限とし、その差額がある場合は、加入保険者から差額が支給されます）。	保険年金課
保育所保育料の軽減	◎3歳以上児及び住民税非課税世帯の児に対する保育料の無償化を引き続き実施します。 ◎保育所保育料を国の基準の6割以下に設定し、保護者の経費負担軽減を引き続き図っていきます。 ◎多子による軽減として保育所（園）、認定こども園の第3子以降保育料を引き続き軽減します（所得制限があります）。	子育て支援課
小中学校遠距離通学費の助成	◎小学生は4km以上、中学生は6km以上の通学距離がある人に対し、交通機関利用実費相当額を支給します。	学校教育課

③ ひとり親家庭等の自立支援

基本方針 4 子育て家庭への多様な支援の充実		
施策	内容	担当課
児童扶養手当の支給	◎父母の離婚等により、父または母と生計を同じくしていない18歳未満の児童（重度の障がいのある児童は20歳未満）を扶養している父または母、または、父または母に代わってその児童を養育している人で、所得要件に該当する場合に児童扶養手当を支給します。	子育て支援課
医療費の助成	◎福祉医療費助成事業において、ひとり親家庭にかかる医療費について助成します。	保険年金課
母子・父子自立支援員の配置	◎ひとり親家庭の経済的自立のための就業支援の推進と、生活全般の相談に関する指導・情報提供に努めます。	子育て支援課
母子会活動の支援	◎母子会活動を支援し、ひとり親家庭の互いに支え合う仲間づくりを促進します。	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター援助活動利用料の助成	◎ひとり親または養育者に対して、就労支援または育児の負担軽減を図るため、援助依頼を優先して行うとともに、援助活動の利用料の一部助成を行います。	子育て支援課
放課後児童クラブ負担金の減免	◎児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の保護者に対して、子どもが市内の放課後児童クラブを利用している場合にはその負担金を減免します。	子育て支援課

基本目標 3

地域～地域 みんなで、安心・安全な子育て環境を整えます～

基本方針 1 地域における連携の促進

◆現状と課題◆

- ・子育て中の保護者の教育・保育ニーズに対応して、子育て支援に関わる主体やサービスが多様化する中、利用者と施設・事業・サービスをつなぐコーディネーターの役割が重要となっています。
- ・核家族化や地域のつながりの希薄化等を背景に、子どもをもつ保護者の孤立化が指摘されています。就学前児童保護者調査では、子どもをみてもらえる親族・知人がいるかについて、「いずれもない」が 11.4%となっており、一時預かり事業等の子育て支援サービスや地域の協力によるファミリー・サポート・センター事業等が今後必要とされます。
- ・本市では、地域での子育て支援として、子育てサークルによる保護者同士の交流の場の創出や、民間の子育て支援団体による親子の絆づくりや地域と子どものつながりづくり、一人ひとりの子どもの育ちに目を向けた事業や居場所づくりが行われています。また、主任児童委員、民生児童委員等により地域での見守り活動が行われています。
- ・市内に4か所ある子育て支援センターでは、育児相談や育児講座、母親同士の仲間づくりなど様々な事業を実施し、多様な子育てのニーズに対応しています。また、情報交換会を開催し、連携を図っています。
- ・子育てに関する行政施策の情報を提供するため、子育て支援ガイドを作成し、ライフステージ毎の施策について情報提供を実施しています。
- ・地域による子育て支援の参画を促進するために、子育てを取り巻く環境の変化や保護者の不安感、負担に対する周囲の理解を広げ、基本理念にある“地域社会が支えるまち”の実現に向けた意識啓発が求められます。

◆今後の方向性◆

- ・子育て中の保護者が、孤立することなく身近な地域で相談や情報交換、交流のできる場やきっかけづくりを進めます。
- ・子育て支援団体と連携し、地域の実情に応じた子育て支援を推進します。
- ・子育てを応援する地域の人的資源を発掘します。
- ・子育てを地域が支える意識の啓発に努めます。

◆具体的な施策◆

① 子育て支援のネットワークづくり

基本方針1 地域における連携の促進		
施策	内容	担当課
子育て支援ネットワークの形成	◎地域の子育て支援団体、関係機関、行政が連携し、総合的な子育て支援を推進するネットワークの強化を図ります。 ◎子育て支援センターの事業や行事に地域や民生児童委員等の参加を依頼し、交流を図りながら地域での子育て支援に努めます。	子育て支援課
子育て支援総合コーディネーターの配置（利用者支援事業）	◎子育て支援総合コーディネーターの配置により、行政施策に関する情報はじめ、民間の支援団体等が提供するサービス情報等、子育て家庭に対して必要な情報の提供や助言を行います。 ◎子育て支援者同士が交流する機会を設けるなど、ネットワークを拡大する取組を進めます。 ◎現在活動している子育てサークルへの活動支援やサークル同士の情報交換の場を提供します。また、新たなサークルの立ち上げを推進します。 ◎子育て支援ガイドの活用など、子育てに関する行政施策の情報を提供し、活動の支援を行います。	子育て支援課
地域子育て支援拠点の設置	◎家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感、不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の充実を図ります。 ◎子育て支援センター（すくすく）を拠点事業の「中核施設」として、子育て支援ネットワークづくり、子育てボランティアの育成に加え、子育てに関係する諸機関の研修会の実施や情報提供に取り組みます。 ◎市内4か所の子育て支援センターの情報交換会を開催し、連携を図ります。	子育て支援課
子育て応援隊の育成	◎少子化・核家族化が進み、子育て中の人の育児不安が増加する中で、地域での子育て支援力の向上を目的に、子育て応援隊を育成します。また、情報紙などで活動紹介や募集活動を行い、周知を図ります。 ◎地域での子育て応援隊活動がより活発になるため、子育てに関する研修会等を定期的に実施します。 ◎託児や行事へのボランティア等に参加してもらい、地域での子育て支援に努めます。 ◎新たな子育て応援隊の登録を増やすため、研修会や交流会などの周知方法を見直します。	子育て支援課

基本方針１ 地域における連携の促進		
施策	内容	担当課
子育てサロンの実施	◎親子が自由に交流できる場の提供や、身近な公民館等で社会福祉協議会が実施している子育てサロンや広場等への支援を行います。また、子育てサロンの開催日や内容の周知を図り、参加者の拡大につなげます。 ◎子どもが少ない地域においては、その地域に応じた内容を検討します。 ◎運営スタッフの確保や内容の充実のため、高齢者サロン等といった地域の団体や公民館等との連携を強化します。	子育て支援課
未就園児の子育て支援	◎働く母親の増加、それに伴う保育所（園）入所児童の増加、在宅児の減少により、地域での子ども同士の交流が持ちにくくなってきていることから、未就園児の親子が、園舎や園庭を利用して交流できる子育て支援活動を充実するとともに、参加者拡大に向けた情報提供の充実も図ります。	子育て支援課
ファミリー・サポート・センターの充実（再掲）	◎緊急時の預かりや送り迎え等、様々な子育てのニーズへ対応するため、援助依頼者（お願いする人）と援助提供者（任せてほしい人）に登録してもらい、相互の援助活動を支援します。今後も事業内容の周知等により会員数の増加に努めるとともに、会員への研修会の開催を行います。 ◎病児、病後児の預かりのための研修会や、ひとり親家庭等の利用料助成を実施します。 （※目標事業量など詳細は「第5章 4」に記載）	子育て支援課



「子育て広場」

② 子育て意識の啓発の推進

基本方針1 地域における連携の促進		
施策	内容	担当課
広報・啓発活動の充実	◎各種広報紙等による呼びかけや子育てについてのイベント等の開催を通して、「地域の子どもは地域で育てる」という意識啓発を行い、地域への支援の呼びかけを推進します。また、スマートフォンや携帯電話等の情報端末にも対応した情報発信のあり方を検討していきます。	子育て支援課
ボランティアの養成	◎社会福祉協議会やシルバー人材センターと連携を図り、子育て応援隊やファミリー・サポート・センター援助会員の増加と養成を推進します。	子育て支援課
島根県立大学生との連携	◎学生の地域貢献活動の一環として、子育て支援センター事業等への参加を促します。	子育て支援課
子育て意識の高揚	◎島根県の実施している「こっころ事業」に参加している団体や店舗・企業と協力し、地域子育て力アップに努めていきます。	子育て支援課

基本方針 2 仕事と家庭生活の両立に向けた体制づくり

◆現状と課題◆

- ・子育てと仕事の両立をする家庭が増加しています。本市においても20歳代後半から30歳代にかけて、女性の就業率の上昇がみられるとともに全国平均を大きく上回っています。また、結婚・出産に伴う離職が少ないことも特徴です。
- ・国では、男女が子育てをしながら仕事の責任を果たすことが可能になるよう、長時間労働の抑制や働き方の柔軟化等の働き方改革を進めています。
- ・共働き家庭が増加する中、家庭の状況に応じた男性の育児参加を促進することが求められます。就学前児童保護者調査では、平日の家事や育児の役割分担について、“炊事”や“食事の後片付”、“洗濯”、“掃除”で「主に母親」が55%から74%となっています。一方で、“子どもとの遊び（本の読み聞かせ等）”は「ほぼ同じ程度」が41.2%で最も高くなっています。
- ・就学前児童保護者調査で、お子さんが生まれた時に育児休業を「取得した」と回答した割合が、母親では半数以上である一方、父親では1割未満となっています。取得していない理由については、母親では「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が22.7%となっており、父親では「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が28.9%と高くなっています。また、育児休業からの職場復帰時に短時間勤務制度を利用したかについて、母親では「利用した」の24.1%に対して「利用したかったが、利用しなかった（利用できなかった）」が26.9%と上回っています。利用したかったが利用しなかった理由としては、「職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった」が56.7%、「短時間勤務にすると給与が減額される」が45.6%となっており、短時間勤務制度の普及が求められています。
- ・事業所へのヒアリング調査で、仕事と子育てが両立できる環境づくりに向けた制度などの整備状況について、整備済みのものとしては、「子育てを行う従業員を対象とした短時間勤務制度」「子どもの看護のための休暇取得の促進」が上位となっており、また、今後整備予定のものとしては、「育児休業を取得しやすい環境の整備」「育児休業取得後、職場復帰しやすい環境の整備」が上位となっています。
- ・育児・介護休業法の趣旨の徹底や子どもが3歳になるまでは、希望に応じて男女とも育児休業や短時間勤務を取得できるよう、企業における環境整備を働きかける必要があります。

◆今後の方向性◆

- ・子育ての喜びを父親・母親がともに感じるができるよう、男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動を推進します。
- ・精神的にも時間的にもゆとりをもって子育てを行えるよう、柔軟な働き方を可能とするための職場環境への働きかけを強化します。

◆具体的な施策◆

① 働きやすい環境づくりの整備

基本方針2 仕事と家庭生活の両立に向けた体制づくり		
施策	内容	担当課
就業機会の拡大と職業能力の開発	◎就業を希望する保護者に対し、浜田市無料職業紹介所において就業に関する情報提供を行うとともに、平成 30 年5月に開設されたレディース仕事センター浜田と連携を図り、再就職に向けた相談に応じます。 ◎就業を希望する保護者に対し、IT（情報技術）など様々な分野に対応した能力開発機会の提供を行います。	商工労働課
働く女性の妊娠・出産に関わる職場環境の整備	◎女性が出産後も安心して働き続けることができる職場の環境整備に向け、国及び関係団体と連携し、ポスターの掲示やチラシの配布など啓発に取り組みます。	商工労働課
多様な働き方を可能とする就業条件の整備	◎国や関係機関と連携し、パートタイム就業希望者に対する相談及び情報提供を行います。 ◎子どもをもつ労働者に対する職場の雇用環境、整備の充実を推進するため、各企業に対してホームページやメールを活用し、情報提供に努めます。	商工労働課
雇用対策の推進	◎企業の魅力と雇用情報を発信する「働こう@浜田」を今後も活用し、様々な機会を通して地元企業の紹介や雇用に関する情報提供等を行います。また、就職相談会などの実施により、実際の雇用に結びつくような企業との出会いを創出するとともに、子育てをしながらでも、就業できるよう支援します。	商工労働課
家庭・地域・職場における意識づくり	◎男性の家事や育児への参画促進など家庭や地域での男女共同参画意識を向上させるため、学習会や講演会の継続的な開催に努めます。 ◎町内会・自治会等に対し、男女共同参画に関する情報提供を行い、父親・母親がともに子育てに関与し、その喜びを実感できる環境を整備します。 ◎関係機関との連携を図りながら、職場における啓発活動を充実し、男女共同参画意識の向上を図り、男女間格差の改善を推進します。	人権同和教育啓発センター
男女共同参画の広報・啓発活動の推進	◎行政や男女共同参画サポーター等の民間団体、女性団体、報道機関等、多様な団体との連携により、男女共同参画の広報・啓発活動に努めます。 ◎男女共同参画に関する正しい認識を深め、正しい理解の定着を図るため、インターネット等を活用し、市の条例や計画を市民にわかりやすい形で周知します。	人権同和教育啓発センター
教育分野などにおける男女共同参画の推進	◎学校教育において、男女共同参画に関する教育が一層推進されるよう、指導資料の収集・情報提供に努めます。 ◎男女共同参画の視点に立った学校運営や諸活動の実施に取り組みます。 ◎市内各幼稚園、保育所（園）、小中学校等に対し、啓発誌の配布など啓発活動を引き続き行います。	人権同和教育啓発センター

② 仕事と子育ての両立の推進

基本方針2 仕事と家庭生活の両立に向けた体制づくり		
施策	内容	担当課
働く母親・父親を支える職場意識の醸成	◎育児休業や看護休暇制度の導入と、制度が利用しやすい職場の雰囲気等、子育て家庭を理解し、見守る職場環境づくりに努めるよう事業所に働きかけます。 ◎仕事と子育ての両立を支援するため、ファミリー・サポート・センター事業の拡大や啓発を実施します。 ◎ママパパ学級（妊婦教室）や子育ての講座、育児相談等に家族で参加できるよう、土曜日に開催します。	商工労働課 子育て支援課
事業主・企業の取組促進の啓発	◎育児休業や看護休暇制度の導入を促進するために、事業主等に制度の趣旨や内容についての普及啓発活動に努め、さらに市ホームページやポスター、チラシの配布等により制度の普及に取り組みます。	商工労働課
育児休業・看護休暇制度の普及啓発	◎母子健康手帳交付時にパンフレットを配布するなど育児休業や看護休暇制度の趣旨や内容についての普及啓発活動を推進し、周知徹底を促進します。	子育て支援課
働き方の見直しについての意識啓発	◎母親、父親ともに職業生活重視の考え方をあらため、家庭生活や地域活動等への積極的な参画を促進するための意識啓発に努めます。	子育て支援課
家庭における男女共同参画の意識啓発	◎ママパパ学級（妊婦教室）などにおいて性別役割分担意識をあらため、家事や育児など家庭生活全般において男女がともに協力しあえるよう、意識啓発を推進します。 ◎乳幼児健診の質問項目の中にパートナーの協力や育児参加等の状況を聞く設問を取り入れ、母親の育児状況とあわせて把握します。	子育て支援課

基本方針 3 安心・安全なまちづくり

◆現状と課題◆

- ・妊産婦や小さい子どもを連れた方、ベビーカーを使用する方に対する配慮や理解を深める「心のバリアフリー」の促進が求められています。
- ・子どもが犠牲となる事件やその予兆となる子どもに対する声かけ事案が全国的に発生しており、子どもを犯罪から守る取組が引き続き重要となっています。また、交通事故については、子どもが自転車乗用中や歩行中に被害に遭う事故が本市でも報告されています。
- ・本市では、警察署等と連携した市内小中学校での防犯教室の開催や、見守り隊など地域ぐるみで子どもを犯罪から守る体制づくりが進められています。一方で、見守り活動を行う人員の確保や高齢化が課題となっており、対応が必要です。
- ・就学前児童保護者調査で、子育ての環境や支援の満足度について、「遊び場（公園・緑地など）の項目では、満足していない層（「やや不満」＋「大変不満」）が 37.8%で高くなっています。また、小学生児童保護者調査では、充実してほしい子育て支援について、「子どもが土日に活動したり遊べる場を充実してほしい」「親子が安心して集まることができ、出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が上位となっており、子どもの遊び場や親子で集まれる場の充実が求められています。
- ・子育て支援団体へのヒアリング調査では、行政に望む支援や施策について、「子どもの遊べる場所や住居・まちづくりなどの暮らしの環境整備」が求められています。

◆今後の方向性◆

- ・妊産婦や子育て中の保護者に配慮した環境の整備を、ハードとソフトの両面から推進します。
- ・子どもの交通事故を防止するため、交通安全教室を実施するとともに、安全な道路交通環境の整備を推進します。
- ・子どもを犯罪等の被害から守る体制づくりを、地域ぐるみで行います。
- ・子どもの成長を促す、安心で安全な遊び場の確保を図ります。

◆具体的な施策◆

① 安全で快適なまちづくりの推進

基本方針3 安心・安全なまちづくり		
施策	内容	担当課
子育てに配慮した環境の整備	◎公共施設の新築・改築時における、ベビールーム・ベビーコーナーの設置等、子育て親子が外出しやすい環境づくりを引き続き推進します。 ◎行事等の開催時は、子育て中の親も気軽に参加できるように託児コーナーを設けるなどして社会参加のしやすい環境づくりに努めます。	建築住宅課 子育て支援課
子どもの遊び場の確保と整備	◎現在ある公園の適正な維持管理に努め、親子で安心して遊べる環境づくりを進めます。 ◎公園施設長寿命化計画に基づき、計画的に公園施設の更新等を引き続き実施します。	維持管理課
若者の定住促進	◎セーフティネット目的に整備された市営住宅について、広く周知し、住民生活の安定と地域の活性化を図ります。	建築住宅課
交通安全教育の推進	◎警察等との連携により交通安全教室を開催するなどして、交通安全指導等を推進します。 ◎交通安全教室については、市内全小中学校での実施を推進します。	学校教育課
安全な道路交通環境の整備	◎通学路、通園路の安全確保に向けた取組や交通安全啓発施策等を関係機関と連携して引き続き積極的に実施します。 ◎浜田市通学路交通安全プログラムに基づく通学路点検や通学路の歩道整備を引き続き推進します。	防災安全課 建設整備課 学校教育課

② 子どもを犯罪被害等から守る活動の推進

基本方針3 安心・安全なまちづくり		
施策	内容	担当課
子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	◎警察署等と連携して市内小中学校で防犯教室等を実施し、防犯意識等の高揚を図り、地域ぐるみで見守る体制を引き続き整備していきます。教職員や子ども自身が自分の身は自分で守るという危機管理能力を身につける具体的指導を、継続して行います。 ◎子ども見守り隊の活動を支援するとともに、隊員の確保を図ります。	学校教育課
健全育成の環境づくり	◎島根県青少年の健全な育成に関する条例では、深夜外出の制限や深夜営業施設への立入禁止等が規定されているため、青少年健全育成関係機関・団体により、青少年への声かけや啓発活動を今後も積極的に展開していきます。 ◎警察等関連機関と協力し、ビデオ店やコンビニ等の、有害図書やDVD等の販売方法等を調査するなど、子どもが健全に育成できる環境づくりに努めていきます。	青少年サポートセンター 学校教育課
健康に対する正しい知識の普及 (※一部再掲)	◎性教育をはじめ、喫煙、飲酒、薬物乱用の禁止等の保健教育について、児童生徒が主体的に問題を解決する力が身につくよう、健康に対する正しい知識の普及を推進します。また、健康な生活習慣についての学習やがん検診の重要性等の啓発も進めます。 ◎養護教諭を中心に児童生徒の成長に応じた学習の年間計画を定め、取組を進めています。また、市からの講師派遣など外部講師による講演会や出前授業等を行います。保護者や地域にも授業を公開する機会をもちながら、一層の啓発を進めます。	健康医療対策課 学校教育課

第5章 目標事業量と確保の方策

1 将来における子どもの数の推計

目標事業量の設定にあたって、計画期間における子どもの人口の推計を、コーホート変化率法※により行いました。

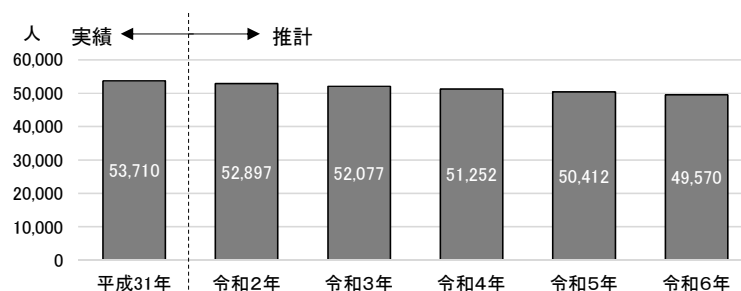
※すでに生存している人口については、コーホート（ある年齢層のかたまり）ごとに年々加齢していく人口を変化率を用いて求めると同時に、新たに生まれる人口については女性子ども比（20～44歳の女性に対する0歳児の比率）を用いて推計しています。

（1）将来推計人口

令和2年以降5年間の総人口における推計人口をみると、令和4年には51,252人、計画最終年の令和6年には49,570人まで減少するものと予測されます。

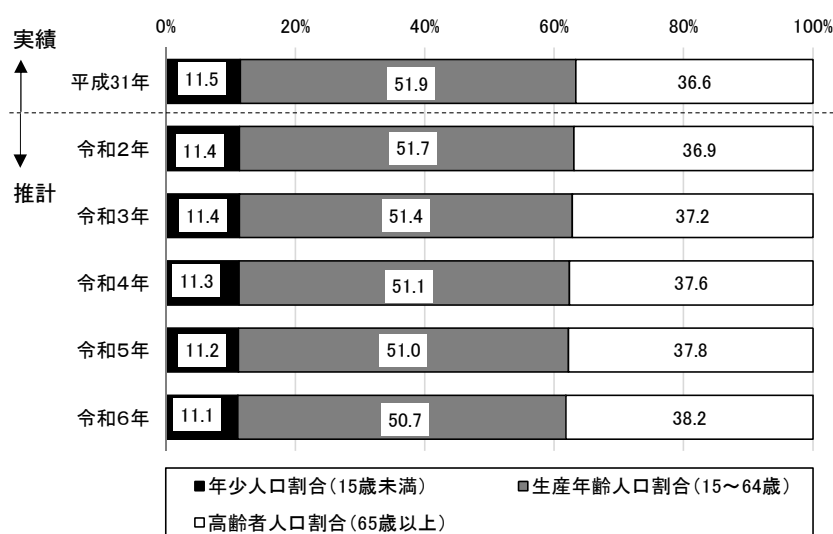
年齢3区分別人口割合の推移をみると、年少人口割合はほぼ横ばい、高齢者人口割合は右肩上がりで推移するものと予測されます。

■令和2年以降5年間の人口推計



資料：住民基本台帳より推計

■令和2年以降5年間の年齢3区分別人口割合の推計

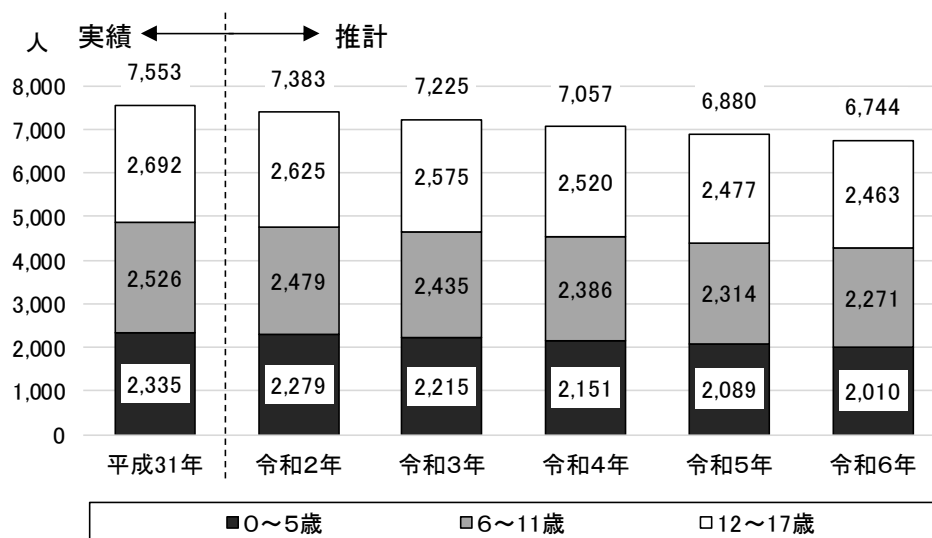


資料：住民基本台帳より推計

(2) 将来推計児童人口

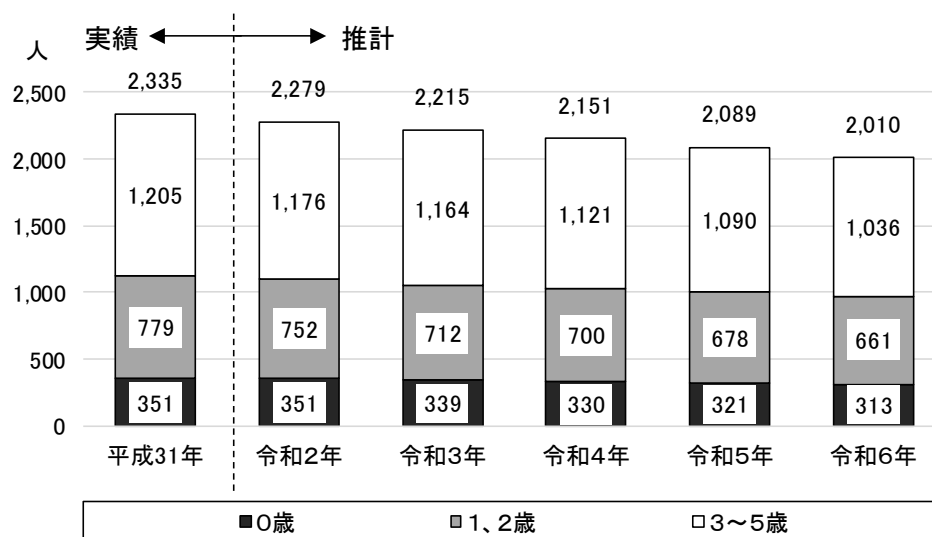
本市の推計児童人口をみると、平成 31 年（実績）から令和 6 年にかけて、減少傾向で推移すると予測されます。

■ 0歳から 17 歳の将来推計人口



資料：住民基本台帳より推計

■ 0歳から 5歳の将来推計人口



資料：住民基本台帳より推計

2 教育・保育提供区域の設定

(1) 区域設定の趣旨

子ども・子育て支援法に基づく基本指針（以下「基本指針」という。）では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定め、この教育・保育提供区域ごとに教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや確保方策を定めることとされています。また、教育・保育提供区域は、認定区分（保育の必要性や子どもの年齢による、施設給付を受け取るための区分）や事業ごとに設定してもよいとされています。

(2) 浜田市の教育・保育提供区域

本市では、認定区分や事業ごとに、教育・保育提供区域を以下のように設定します。

区域名		自治区	全市
区域数		5	1
教育・保育	1号認定(3～5歳・教育)		●
	2号認定(3～5歳・保育)		●
	3号認定(0～2歳・保育)		●
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業		●
	地域子育て支援拠点事業		●
	妊婦健康診査		●
	乳児家庭全戸訪問事業		●
	養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業		●
	子育て短期支援事業		●
	ファミリー・サポート・センター事業		●
	一時預かり事業(幼稚園在園者対象)		●
	一時預かり事業(在園児対応型以外)		●
	延長保育事業		●
	病児・病後児保育事業		●
	放課後児童健全育成事業	●	

3 教育・保育の事業量の見込み

(1) 前提となる考え方

基本指針では、幼稚園や保育所（園）等の現在の利用状況と今後の利用希望を踏まえて、認定区分ごとに目標事業量である「量の見込み」と事業の「提供体制」、その「実施時期」等を定めることとしています。認定区分は、以下のとおり1号、2号、3号の3つを設定します。

■認定区分と提供施設

認定区分		提供施設
1号	3～5歳、幼児期の学校教育のみ	幼稚園、認定こども園
2号	3～5歳、保育の必要性あり	保育所（園）、認定こども園
3号	0～2歳、保育の必要性あり	保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業

(2) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が実施され、未移行幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業等の利用に係る「子育てのための施設等利用給付」制度が創設されました。

この制度は“①市町村の確認を受けた施設”を“②市町村の認定を受けた子ども”が利用した際に要する費用を給付するものです。

本市では、子育てのための施設等利用給付にかかる申請について、各利用施設にとりまとめる協力を依頼し、施設等利用費の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととしています。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、県に対して情報等の共有を行い、適切な取組を進めていきます。

(3) 各年度における教育・保育の量の見込みと確保体制

① 1号認定（2号認定のうち、教育希望の高い方を含む）

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・アンケート調査による保護者の利用希望や実際の利用状況を踏まえた計画期間内における必要利用定員総数を、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・公立幼稚園4か所（平成31年4月から1か所休園）、私立幼稚園1か所（定員合計325人）、保育所型認定こども園4か所（定員合計70人）の提供体制があります。令和2年度は、保育所（園）1か所が保育所型認定こども園へ移行する予定であるため、令和2年度以降は休園の公立幼稚園を除いた公立幼稚園3か所、私立幼稚園1か所、保育所型認定こども園5か所で量の見込みを確保します。

単位(実人数/年)

		平成30年度(実績※)		令和2年度		令和3年度	
		利用者数		1号	2号(教育)	1号	2号(教育)
		1号	2号(教育)	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳
①量の見込		189	-	171	-	168	-
②確保の内容	特定教育・保育施設	395	-	280	-	280	-
②-①		206	-	109	-	112	-

		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		1号	2号(教育)	1号	2号(教育)	1号	2号(教育)
		3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳
①量の見込		161	-	156	-	148	-
②確保の内容	特定教育・保育施設	280	-	280	-	280	-
②-①		119	-	124	-	132	-

※ 実績は5月1日現在

② 2号認定及び3号認定

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・アンケート調査による保護者の利用希望や実際の利用状況を踏まえた計画期間内における必要利用定員総数を、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・平成30年度現在、保育所（園）23か所（すべて私立。定員合計1,425人）、保育所型認定こども園4か所（ともに私立。定員合計510人）の提供体制があります。なお、令和2年4月に保育所（園）1か所が保育所型認定こども園へ移行する予定です。
- ・2号認定については、既存施設の定員増等により、受け入れ数の確保を図ります。

単位(実人数/年)

	平成30年度（実績※）			令和2年度			令和3年度		
	利用者数			2号	3号		2号	3号	
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳
①量の見込	1,043	655	218	1,003	625	163	996	596	153
②確保の内容	1,935			1,050	607	198	1,060	607	198
特定教育・保育施設	1,935			1,050	607	198	1,060	607	198
特定地域型保育事業	0			0	0	0	0	0	0
②-①	19			47	▲18	35	64	11	45

	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	2号	3号		2号	3号		2号	3号	
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳
①量の見込	962	590	145	937	575	138	893	563	132
②確保の内容	1,060	607	198	1,060	607	198	1,060	607	198
特定教育・保育施設	1,060	607	198	1,060	607	198	1,060	607	198
地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①	98	17	53	123	32	60	167	44	66

※実績は10月1日現在

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

(1) 前提となる考え方

基本指針では、地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況と今後の利用希望を踏まえて、事業ごとに「量の見込み」と「提供体制」、「実施時期」等を定めることとされています。地域子ども・子育て支援事業とは、子ども・子育て支援法に定められた、(2)に挙げる13の事業のことです。

(2) 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保体制

① 利用者支援事業

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・教育・保育施設や子育て支援サービス、その他の子育て支援に関する地域資源を利用者が効果的にまた円滑に利用できるよう実施します。

<確保方策の考え方>

- ・現在は市の子育て支援課内に設置している子育て世代包括支援センター（母子保健型）において、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的な相談支援を行っています。
- ・今後は、老朽化した子育て支援センターに代わる施設として子育て世代包括支援センターを整備（令和4年度開所を予定）することとしており、相談体制の強化と利用者の利便性の向上を図っていきます。

（母子保健型）

	実績	目標事業量				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保の内容	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

② 地域子育て支援拠点事業

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・アンケート調査による保護者の利用希望や現在の利用状況を踏まえた年間利用人数の見込みを、量の見込みとして設定します。ただし、両親ともにフルタイムで勤務している家庭については、利用率を半分程度に勘案して集計しています。

<確保方策の考え方>

- ・現在は浜田市子育て支援センター「すくすく」、日脚保育園内の「ひなしっこクラブ」、三隅保育所内の「おひさま」、あさひ子ども園内の「あさひなないろクラブ」の計4か所で実施しています。今後は「すくすく」は令和4年度（予定）に整備する新たな子育て世代包括支援センターで事業を実施することとしており、子育て中の親子に対する子育て相談や育児に関する情報提供、各種教室の充実に引き続き努めます。

単位(人回/年)

	実績	目標事業量				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	20,538	27,060	25,788	25,272	24,540	23,904
確保の内容	3か所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

③ 妊婦健康診査

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・年間の妊娠届出見込み数に、国の示す望ましい受診回数である14回の利用回数を乗じて算出した健診回数の見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・下記の確保の内容により、できるだけ早く妊娠届ができるよう周知に努め、県内の医療機関のほかに、里帰り分娩にも対応して県外の医療機関委託や償還払いを行い、適切な健診を受けられるよう今後も努めます。

単位(人、回/年)

		実績	目標事業量				
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	対象者	370	365	357	349	339	330
	健診回数	4,757	5,110	4,998	4,886	4,746	4,620
確保の 内容	実施場所	※1	医療機関				
	実施体制	※2	個別に実施				
	検査項目	※3	血液検査、尿検査等決められた項目				
	実施時期	※4	随時				

※1 医療機関 ※2 個別に実施 ※3 血液検査、尿検査等決められた項目 ※4 随時

④ 乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問事業）

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・0歳児の将来推計人数を必要な対象人数（年間実人数）とみなし、量の見込みを設定します。

<確保方策の考え方>

- ・現在は保健師・看護師等により、生後4か月までの乳児のいる原則すべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行っています。今後も民生児童委員・主任児童委員等の地域の支援者と連携して事業の推進を図ります。

単位(人／年)

		実績	目標事業量				
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		365	351	339	330	321	313
確保の内容	実施体制	※1	保健師・看護師等が訪問				
	実施機関	※2	浜田市				

※1 保健師・看護師等が訪問 ※2 浜田市

⑤ 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（要保護児童対策地域協議会）

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・養育支援訪問事業については、過去の訪問実績を踏まえた年間対象者数の見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・養育支援訪問事業については、赤ちゃん訪問事業等で把握した養育支援の必要な家庭に対して、保健師等の専門職が継続的に訪問します。
- ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（要保護児童対策地域協議会）については、児童虐待の防止・早期発見・早期対応に向けた取組を進めます。

■養育支援訪問事業

単位(人／年)

		実績	目標事業量				
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		93	116	113	110	108	104
確保の内容	実施体制	※1	保健師等が訪問				
	実施機関	※2	浜田市				

※1 保健師等が訪問 ※2 浜田市

⑥ 子育て短期支援事業

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・アンケート調査による保護者の利用希望を踏まえた年間利用人数の見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・対象となる子どもの年齢等に応じて、市内の児童養護施設、児童福祉施設と連携を図りながら対応します。

単位(人日/年)

	実績	目標事業量				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	0	38	38	38	38	38
ショートステイ	0	28	28	28	28	28
トワイライトステイ	0	10	10	10	10	10
確保の内容	0	38	38	38	38	38
施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

⑦ ファミリー・サポート・センター事業

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・0歳から小学校卒業までの子どもの将来推計人数と現在の利用状況を踏まえた年間利用人数の見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・事務局を継続して1か所設置します。今後も会員同士の交流会や事業周知のための説明会の開催、シルバー人材センター等類似のサービス提供団体との連携により、協力会員の確保に努めます。

単位(人日/年)

	実績	目標事業量				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	816	585	580	572	560	549
就学前	261	215	215	213	211	206
就学後	555	370	365	359	349	343
確保の内容	816	585	580	572	560	549
協力会員数	178人	172人	170人	168人	165人	162人

⑧ ア. 一時預かり事業（幼稚園在園者対象）

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・アンケート調査による保護者の利用希望や現在の利用状況を勘案した年間利用人数の見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・現在は私立幼稚園1か所と保育所型認定こども園4か所の計5か所で実施しています。今後は、保育所（園）1か所が令和2年度に保育所型認定こども園へ移行する予定であるため、私立幼稚園1か所、保育所型認定こども園5か所の計6か所で量の見込みを確保します。

単位（人日／年）

	実績	目標事業量				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	9,845	9,330	9,529	9,644	9,702	9,620
確保の内容	9,845	9,330	9,529	9,644	9,702	9,620

イ. 一時預かり事業（在園児対応型以外）

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・アンケート調査による保護者の利用希望や現在の利用状況を勘案した年間利用人数の見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・現在は市内26か所で実施しており、今後も現状の体制を維持します。

単位（人日／年）

	実績	目標事業量				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,271	1,030	946	873	809	745
確保の内容	1,271	1,030	946	873	809	745

⑨ 延長保育事業

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・アンケート調査による保護者の利用希望や現在の利用状況を勘案した年間実利用人数の見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・現在は市内25か所で実施しており、未実施施設においても利用者のニーズに対応した実施を検討します。

単位(人/年)

	実績	目標事業量				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	966	909	901	889	876	853
確保の内容	966	909	901	889	876	853

⑩ 病児・病後児保育事業

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・アンケート調査による保護者の利用希望や現在の利用状況を勘案した年間利用人数の見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・現在は病後児保育事業を市内1か所（浜田市役所本庁地下1階の「びいびくのおへや」）で実施しています。令和3年度に病児保育事業を開始できるよう関係機関と連携を図るとともに、引き続きファミリー・サポート・センター事業の活用による病児・病後児の預かりについても普及を図ります。

単位(人日/年)

	実績	目標事業量				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	28	24	221	203	187	173
確保の内容	28	24	221	203	187	173
病児・病後児保育事業	23	19	211	193	177	163
ファミリー・サポート・センター事業	5	5	10	10	10	10

⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

◆放課後児童クラブの量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・アンケート調査による就学前のお子さんをもつ保護者の利用希望や現在の利用状況を踏まえた年間実利用人数の見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・現在は市内15校区20クラブで実施しています。放課後子ども教室との一体的な実施や、小学校の余裕教室等の活用、支援員の資質向上など、子どもの健全育成に適う放課後児童クラブの整備を質・量ともに進めます。また、民間活力の積極的な導入も進めます。
- ・確保の内容では利用定員総数を示しています。

単位(人／年)

区域	項目	実績	目標事業量				
		平成 30 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	量の見込み	809	748	785	782	782	799
	低学年(1～3年生)	669	615	646	638	633	638
	高学年(4～6年生)	140	133	139	144	149	161
	確保の内容	875	875	905	905	925	925
浜田自治区	量の見込み	597	557	583	570	569	583
	低学年(1～3年生)	508	475	495	480	477	487
	高学年(4～6年生)	89	82	88	90	92	96
	確保の内容	645	645	675	675	675	675
金城自治区	量の見込み	65	62	64	69	70	66
	低学年(1～3年生)	47	45	50	56	54	48
	高学年(4～6年生)	18	17	14	13	16	18
	確保の内容	70	70	70	70	70	70
旭自治区	量の見込み	47	37	36	37	33	32
	低学年(1～3年生)	37	29	26	27	24	23
	高学年(4～6年生)	10	8	10	10	9	9
	確保の内容	40	40	40	40	40	40
弥栄自治区	量の見込み	23	27	29	29	32	37
	低学年(1～3年生)	17	19	22	21	24	27
	高学年(4～6年生)	6	8	7	8	8	10
	確保の内容	20	20	20	20	40	40
三隅自治区	量の見込み	77	65	73	77	78	81
	低学年(1～3年生)	60	47	53	54	54	53
	高学年(4～6年生)	17	18	20	23	24	28
	確保の内容	100	100	100	100	100	100

◆放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携等に関する考え方◆

<放課後子ども教室と一体型クラブの整備計画>

- ・一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室については、令和6年度に1か所の設置を目標に整備を進めます。

<事業実施に係る教育委員会と福祉部局の連携に関する方策>

- ・市の関係課や学校関係者、PTA 関係者、放課後児童クラブや放課後子ども教室の関係者等から構成される「はまだっ子共育運営委員会」により、効果的な放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に向けた協議を行います。

<放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、または連携による実施に関する方策>

- ・令和6年度に一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を実施するにあたり、「はまだっ子共育運営委員会」にて、実施体制やプログラム内容等について十分な検討を行います。

<小学校の余裕教室等の活用に関する方策>

- ・学校教育に支障のない範囲で活用できる余裕教室が生じた場合は、放課後児童クラブや放課後子ども教室への活用ができないか小学校と協議を行います。

<放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組>

- ・放課後児童クラブの開所時間は、平常授業日は放課後から午後6時まで、土曜日や夏休み等長期休暇期間中は午前8時から午後6時となっています（平成31年3月現在）。今後は必要に応じて延長保育の実施を検討します。

<特別な配慮が必要な児童への対応>

- ・放課後児童クラブの利用申請において、受け入れ体制の目安となる基準づくりを進め、特別な配慮が必要な児童が安全・安心に過ごせる環境づくりを検討します。また、支援員等に研修等の機会を設け、特別な配慮が必要な児童への対応等の理解促進を図ります。
- ・放課後子ども教室については、児童の状況、実施環境、サポート体制等を勘案しながら、受け入れについて調整を図ります。

<地域との連携と積極的な情報発信>

- ・放課後児童クラブや放課後子ども教室におけるプログラムの実施や、放課後子ども教室における見守り等において、クラブと地域住民、関係機関、保護者等とが一層連携を図るための仕組みづくりを推進します。
- ・児童にとって、最善の放課後環境を検討・選択できるよう、事業内容、各クラブの概要、活動内容等の情報の積極的な公開に努めます。

■放課後子ども教室と一体型クラブの整備計画

	実績	目標事業量				
	平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
放課後子ども教室	14 か所	15 か所	15 か所	15 か所	16 か所	16 か所
一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	1 か所

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。事業の実施については、今後検討していきます。

⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。事業の実施や具体的な取組内容については、今後検討していきます。

5 教育と保育の一体的提供に向けた市の考え方

(1) 認定こども園設置に関する方針

- ・認定こども園とは、教育・保育を一体的に行う施設で、保護者の就労状況に関わらず利用することができます。現在本市では、保育所型認定こども園を浜田自治区の日脚保育園とこくふ子ども園、みなと子ども園、旭自治区のあさひ子ども園計4か所で設置しています。また、令和2年度には長沢保育園が保育所型認定こども園のながさわ子ども園へ移行します。
- ・国では、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけをもつ「幼保連携型認定こども園」の普及を進めています。本市においても、利用者のニーズを勘案しながら、各教育・保育施設と協議を進めていきます。

(2) 質の高い幼児期の教育・保育の提供や教育と保育の一体的な提供の推進に関する方針

- ・本市における幼児期の教育・保育は、幼稚園（公立4か所（1か所は休園中）、私立1か所）、保育所（園）（私立23か所）、保育所型認定こども園（私立4か所）で提供しています。令和2年度以降は、（公立4か所（1か所は休園中）、私立1か所）、保育所（園）（私立22か所）、保育所型認定こども園（私立5か所）で提供していきます。
- ・質の高い教育・保育の一体的な提供に向けて、幼稚園教諭と保育士の合同での研修実施や指導方針等を協議する場の設定等の取組を検討していきます。

(3) 幼・保・小連携に関する方針

- ・現状は、公立幼稚園と小学校の教職員の組織的交流や、各地域において幼稚園や保育所（園）、認定こども園と小学校とで運動会や行事、体験活動等での交流が行われています。
- ・小学校入学に際して不適應を起こさず、就学前教育と小学校教育の円滑な接続がなされるよう、幼稚園・保育所（園）・認定こども園・小学校の教職員同士が互いの教育内容や指導法等の理解を深めるための取組を推進していきます。

第6章 推進体制

1 計画の推進にあたって

本計画は、子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援事業や次世代を育成するための施策を体系的に位置づけるものです。

子どもに関わるすべての分野が連携して事業を展開し、子どもと子育て家庭を多方面から総合的に支援していくことを目的としていることから、その範囲は福祉・保健・医療から教育、労働、防犯等、行政全般にわたっています。

本市で育つすべての子どもが、他者を思いやる気持ちをもった、次世代を担うたくましい存在として成長するための環境の整備は、行政のみの取組ではなく、関係諸機関、地域の自主活動組織や市民、企業等の参画が必要であり、その意識啓発と協働に努めていく必要があります。

特に、市民自らが子どもや子育ての問題全体に目を向け、互いに助け合う意識を持ち、支え合っていくことは、地域のつながりを強め、新たなコミュニティの形成を生み出す力にもなります。

以上のような認識のもとに、関係諸機関との連携体制、庁内の体制づくりを進め、計画を推進していきます。

2 計画の推進体制

(1) 計画の進捗管理

本計画の推進にあたっては、PDCAサイクルに沿って、浜田市保健医療福祉協議会（子ども・子育て会議）において定期的な進捗状況等の評価等を行います。

(2) 市民との協働体制

本計画に掲げる子育て支援施策が、地域に根付き継続的に展開されるためには、市民が積極的に計画の推進に関わり、子どもの成長や自立を草の根レベルから支えていく体制づくりが必要です。

保護者同士が交流・連携を強めるとともに、地域住民の関心の喚起を図り、子どもや子育てに市民や子ども自身が自主的に活躍できる土壌づくりを進めます。

また、ボランティア団体やNPOと行政が連携して子育て支援の推進について検討するとともに、地域ニーズの適切な把握と対応に努め、効率的・効果的に事業を推進します。

(3) 関連諸機関との連携体制

子どもが健やかに生まれ育ち、自立を促進するためには、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、学校等をはじめ社会福祉協議会、企業等、関連する様々な機関との連携が必要です。

市内の関係諸機関の運営に対して積極的な協力を行うとともに、それらの機関との連絡調整を図り、計画の進捗状況等に関する情報等を共有化し、事業の円滑な推進に努めます。

(4) 庁内推進体制

本計画を着実に推進していくためには、施策・事業の実施状況を適宜把握し、新たな問題点や課題への対処をはじめ、事業の評価、再検討等を行う継続的な組織体制が必要です。特に本計画は、「児童福祉」のみならず施策の総合的な展開をめざすものであるため、部署間の連絡調整や連携強化に努めます。

資料編

参考資料 1 委員等名簿

(1) 浜田市保健医療福祉協議会委員名簿 (任期：平成30年6月12日～令和2年3月31日)

No	関係団体	職名	氏名	備考
1	浜田市医師会	会長	齋藤 寛治	
2	浜田市社会福祉協議会	会長	大谷 克雄	副会長
3	島根県立大学	准教授	齋藤 暁子	
4	リハビリテーションカレッジ島根	学校長	吉村 安郎	
5	浜田歯科医師会	会長	竹原 茂央	～平成31年3月31日
			大山 恒夫	令和元年5月30日～
6	浜田薬剤師会	顧問	川神 裕司	
7	浜田医療センター	院長	石黒 眞吾	
8	浜田市民生児童委員協議会	会長	木村 豪成	会長 ～令和元年11月30日
			勝手 俊美	令和元年12月12日～
9	浜田市保育連盟	会長	山口 記由	
10	浜田市手をつなぐ育成会	会長	室崎 富恵	
11	浜田市高齢者クラブ連合会	事務局長	船附 克己	
12	浜田保健所	所長	竹内 俊介	～平成31年3月31日
			村下 伯	令和元年5月30日～
13	浜田警察署	署長	永瀬 英昭	～平成31年3月31日
			山崎 孝雄	令和元年5月30日～
14	浜田児童相談所	所長	眞邊 玲子	
15	浜田市校長会	会長	中山 隆	～平成31年3月31日
			中川 伸二	令和元年5月30日～
16	浜田自治区地域協議会	委員	肥塚 由美子	
17	金城自治区地域協議会	副会長	岩田 博子	
18	旭自治区地域協議会	会長	馬場 真由美	
19	弥栄自治区地域協議会	委員	小笠原 詞子	
20	三隅自治区地域協議会	委員	高橋 富子	

(2) 浜田市子ども・子育て支援専門部会員名簿 (任期：平成30年11月1日～令和2年3月31日)

No	関係団体	職名	氏名	備考
1	浜田市医師会	さわだこどもクリニック院長	澤田 宏志	
2	浜田江津歯科医師会	パール歯科院長	佐々木 良二	
3	浜田市社会福祉協議会	生活福祉課長	向原 仙子	
4	浜田市民生児童委員協議会	主任児童委員代表	肥塚 由美子	
5	浜田市保育連盟	会長	山口 記由	
6	認定こども園代表	日脚保育園園長	三上 弓子	
7	夕日ヶ丘聖母幼稚園	園長	吉本 美和	
8	浜田市校長会	会長	中山 隆	～平成31年3月31日
			中川 伸二	令和元年5月15日～
9	浜田市公立幼稚園園長会	会長	驒田 省吾	～平成31年3月31日
			三浦 稔子	令和元年5月15日～
10	保育所保護者会代表	ちどり第2保育所保護者会会長	橋本 大介	
11	浜田市PTA連合会	会長	佐々木 慎司	～平成31年3月31日
		副会長	分石 由紀江	令和元年5月15日～
12	浜田市公立幼稚園PTA連合会	美川幼稚園PTA副会長	濱見 典子	～平成31年3月31日
		長浜幼稚園PTA会長	山野 貴史	令和元年5月15日～
13	NPO法人浜田おやこ劇場	理事	花田 香	
14	浜田のまちの縁側	代表	栗栖 真理	
15	子育てママクラブ・プチ	代表	岩成 由依	
16	島根県自閉症協会	会長	白川 英代	
17	浜田商工会議所	経営指導課主事	三浦 阿依	
18	石央商工会	女性部長	宮本 美保子	
19	連合浜田地区会議	副議長	堂端 幸則	
20	浜田公共職業安定所	所長	竹谷 一彦	
21	浜田保健所	健康増進課長	杉谷 亮	部会長 ～平成31年3月31日
			福屋 由紀子	部会長 令和元年5月15日～
22	浜田児童相談所	判定保護課長	竹崎 尋	～平成31年3月31日
			竹崎 裕子	令和元年5月15日～
23	島根県立大学	准教授	齋藤 暁子	副部会長
24	浜田自治区地域協議会	委員	熱田 純子	
25	金城自治区地域協議会	副会長	岩田 博子	
26	旭自治区地域協議会	委員	文田 美奈子	
27	弥栄自治区地域協議会	委員	大塚 美穂	
28	三隅自治区地域協議会	委員	荒木 聖子	

参考資料 2 協議会等規則

(1) 浜田市保健医療福祉協議会規則

浜田市保健医療福祉協議会規則

平成 17 年 12 月 22 日

規則第 241 号

改正 平成 20 年 4 月 1 日規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、浜田市附属機関設置条例（平成 17 年浜田市条例第 18 号）第 3 条の規定に基づき、浜田市保健医療福祉協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(補欠委員の任期)

第 2 条 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 3 条 協議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の議事に当たり、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第 5 条 協議会に、専門事項を調査審議するために専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、協議会から付託された事項及び保健、医療、福祉の各種計画に関する事項等について調査研究し協議会に報告する。

3 専門部会の委員は、協議会の委員のほか、必要に応じて市長が委嘱し、又は任命する。

4 前 3 条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、「委員」とあるのは「専門部会員」と、「協議会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第 6 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は地域福祉課において処理し、専門部会の庶務は関係主務課において処理する。

(その他)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日後又は委員の任期満了後最初に開かれる協議会の会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

附 則（平成20年4月1日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

【参考】

浜田市附属機関設置条例（浜田市保健医療福祉協議会部分の抜粋）

- 1 担任事項

市長の諮問に応じ、保健医療福祉に関する基本的な計画等の策定及びその計画に基づく事業の実施に関する重要な事項を調査審議すること。

市長が行う事業の推進状況について審議し、市長に建議すること。

- 2 委員等の定数

識見者2人以内

医療関係団体代表5人以内

福祉関係団体代表6人以内

関係行政機関代表3人以内

学校教育関係代表2人以内

その他市長が特に必要と認める者5人以内

- 3 委員等の任期：2年。ただし、再任を妨げない。

- 4 会議の充足数：委員の半数以上

- 5 表決の方法：出席委員の過半数

(2) 浜田市子ども・子育て支援専門部会設置要綱

浜田市子ども・子育て支援専門部会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第1項に規定する子ども・子育て支援事業計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、専門的な調査及び審議を行うことを目的として、浜田市保健医療福祉協議会規則（平成17年浜田市規則第241号）第5条の規定に基づき、浜田市子ども・子育て支援専門部会（以下「専門部会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 専門部会は、計画の策定のため、市における現状、課題等の調査及び審議を行い、浜田市保健医療福祉協議会へ報告を行うものとする。

(組織等)

第3条 専門部会は、30人以内の委員で組織する。

2 委員は、子ども・子育て支援に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、令和2年3月31日までとする。

(部会長及び副部会長)

第5条 専門部会に部会長及び副部会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、会務を総理し、専門部会を代表する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

2 専門部会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 専門部会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 部会長は、会議の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 専門部会の庶務は、子育て支援課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、部会長が会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年8月10日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日後最初に開かれる専門部会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

(この要綱の失効)

- 3 この要綱は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。

第2期 浜田市子ども・子育て支援事業計画

発行年月:令和2年3月

発行・編集:浜田市健康福祉部子育て支援課

〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地

TEL:0855-25-9331

さんあいホームにおけるデイサービス事業について

金城高齢者生活福祉センター（さんあいホーム）における「デイサービス」及び「短期入所生活介護」について、次のとおり報告します。

1. 指定管理の状況

指定管理 浜田市社会福祉協議会

H29.4.1～R4.3.31（5年間）

指定管理料：年 14,400 千円（年度ごとに実績に基づき精算）

事業の状況		事業の概要
(1) 施設の維持管理	①維持管理、利用許可	社協、民児協、高連、身障協など
(2) 地域福祉事業	②居住部門	13 室、定員 16 名
	③交流部門	地域住民と施設利用者の交流活動など
	④地域福祉活動	相談、サロン、お持ち帰り弁当など
(3) 介護保険事業	⑤デイサービス	定員 18 名（土・日、年末年始休業）
	⑥短期入所生活介護	ショートステイ 4 床
	⑦訪問介護	ホームヘルプ（サテライト）
	⑧居宅介護支援事業所	ケアマネ、介護保険支援、認定調査

⑤、⑥のサービスについて、令和 2 年 3 月 31 日をもって休止する。

2. 利用者の状況と今後の対応

	R 元.5 月現在	R2.3 月末見込	今後の対応
デイ（従来型）	45 名	0 名	（休止）
〃（緩和型）	26 名	15 名	継続（下表）
短期入所生活介護	4 名	0 名	（休止）

「R2.3 月末見込」欄の利用者数は、利用施設移行等の調整の結果によるもの。

3. 緩和型デイサービスの対応

	現在	今後の対応
実施サービス	全日（10:00～15:30） 月 2 回利用	半日（10:00～14:00） 月 2 回利用
サービス内容	運動機能向上、認知症予防	運動機能向上、認知症予防
定 員	15 名	15 名
営業日	月 8 回（毎週火曜日・木曜日）	月 4 回（毎週 1 回）
送 迎	あり	あり
入 浴	なし	なし
食事（昼食）	デイ職員調理による給食	弁当対応（業者注文）
利用者負担	947 円～1,661 円	903 円～1,509 円（見込み）
実施期間	R2.3.31 まで	R2.4.1～R4.3.31（2 年間）